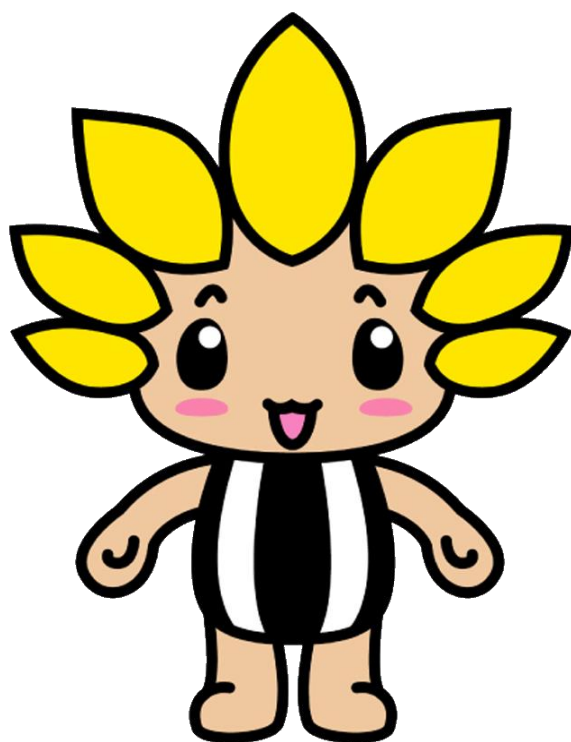


令和5年度

# 保健・福祉の概要

— 令和4年度報告 —



座間市こども未来部・健康部・福祉部

## 座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和56年11月1日

## 座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一声をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和49年9月15日

## 座間市核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。しかるに地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

座間市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、ここに核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月19日

## ざま健康文化都市宣言

ざまの豊かな自然・文化・歴史のもと市民一人ひとりが互いに尊敬しあえる温かく、心のかよいあったまちをつくりあげるとともに、健康で幸福な生活をおくることは、全ての市民の共通の願いです。

わたくしたちは「すこやかでやすらぎに満ちた地域社会」を目指して次の目標を掲げ市民と行政が一体となって健康なまちづくりを進めます。

1 市民一人ひとりが、心身ともに健やかな生活が送れるよう、健康なまちづくりについて学び認識を深め、互いに健康環境整備に努めます。

1 市民一人ひとりが、スポーツ・レクリエーションを通して、健康保持・健康増進への意識の向上を図り、人と人との交流を深め、健康づくり・体力づくりの輪を広げます。

1 市民一人ひとりが、ざま文化を伝承して健康なまちづくりを实践できるよう、地域社会全体が支援します。

わたくしたちは、全ての市民が健やかに生活できる活力ある社会を願い、ここに座間市を「健康文化都市」とすることを宣言します。

平成17年7月10日

## 座間市ゼロカーボンシティ宣言

近年、日本各地において、記録的な猛暑や集中豪雨などによる自然災害が頻発し、私たちの生活に多大なる影響を及ぼす脅威となっています。このような現象は海外でも生じており、世界規模で対策を行わなければならない喫緊の課題でもあります。

令和3年（2021年）8月に発表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と初めて明記されました。今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などのリスクは一層高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるために、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

座間市は令和3年（2021年）に市制施行50周年を迎えました。これから先の50年は、地球温暖化という課題にこれまで以上に向き合い、豊富な地下水に代表されるような本市のかけがえのない自然を後世に受け継ぐため、持続可能な社会の実現に向けて取り組んで行かなければなりません。

この意義ある目的の達成のため、「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、市民・団体・事業者と協働して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和4年2月14日

## 座間市のシンボル

### 市章

「ザマ」を図案化したもので、円形は市の融和と団結を表し、翼は市勢の飛躍発展を象徴したものです。

昭和27年8月13日制定



### 市のシンボルマーク

座間の頭文字Zをモチーフに、中央のラインは市内を流れる三つの川を、だ円は太陽と豊かな自然を表したものです。

平成3年4月1日制定



### 市の花「ヒマワリ」

ヒマワリの枝葉の深緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和44年1月16日制定



### 市の木「モクセイ」

みんなで樹木を守り育て、緑あふれたまちづくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和55年4月1日制定



### 市の鳥「シジュウカラ」

みんなで自然を大切に、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民の皆さんが選んだ鳥です。

平成3年4月1日制定



### 市のカラー「みどり（ビビッドグリーン）」

心にやすらぎと希望を与えてくれる、生き生きとした緑は郷土座間市を象徴する色として、市民の皆さんが選んだものです。

平成3年4月1日制定



### 市のマスコットキャラクター「ざまりん」

市制施行40周年を記念して誕生した市のマスコットキャラクター「ざまりん」は、デザインを全国に、名称を市民に公募し、決定しました。

平成23年11月3日制定



## 目次

### I 総合

- 1 市域..... 2
- 2 第五次座間市総合計画ーざま未来プランーにおけるまちづくりの方向性  
(政策・施策)の体系(保健・福祉分野のみ抜粋)..... 4
- 3 こども未来部、健康部、福祉部の組織..... 5

### II 地域福祉

- 1 福祉月間..... 8
- 2 総合福祉センター..... 11
- 3 民生委員児童委員..... 13
- 4 災害援護..... 16
- 5 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護..... 17
- 6 原爆被爆者援護..... 18
- 7 生活困窮者自立支援制度..... 19
- 8 成年後見制度..... 23

### III 生活保護

- 1 生活保護制度の概要..... 26
- 2 保護の実施状況..... 27
- 3 行旅死亡人の取扱い..... 30

### IV 高齢者の福祉

- 1 高齢者の状況..... 32
- 2 生活支援サービス事業..... 33
- 4 施設入所..... 36
- 5 移動手段の確保..... 37
- 6 生きがいづくり..... 38
- 7 就労対策の推進(公益社団法人座間市シルバー人材センター)..... 41
- 8 地域包括支援センター運営事業..... 42
- 9 介護予防事業(地域支援事業)..... 43
- 10 介護保険事業..... 45
- 11 介護人材育成事業..... 48

### V 障がい者の福祉

- 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳..... 50
- 2 医療..... 52
- 3 手当..... 54
- 4 日常生活の支援..... 57
- 5 移動手段の確保..... 65
- 6 税金の控除・減免..... 66
- 7 交通機関等の割引..... 67
- 8 公共料金等の減免..... 68
- 9 スポーツ・レクリエーション活動の支援..... 69
- 10 障害福祉相談員活動..... 69
- 11 その他の障がい福祉サービス..... 70
- 12 地域生活支援事業..... 73
- 13 施設..... 77
- 14 育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター(サン・ホープ)..... 78
- 15 リハビリテーション個別相談事業..... 81

### VI 児童の福祉

- 1 保育所..... 83
- 2 児童館、児童ホーム..... 87

3	児童に係る各種手当.....	90
4	母子・父子家庭等に係る各種援護制度.....	94
5	子育て支援.....	96
<b><u>VII 保健衛生</u></b>		
1	地域医療対策事業.....	102
2	母子保健事業.....	105
3	健康づくり推進事業.....	113
4	献血推進事業.....	115
5	広域大和斎場組合事業.....	115
6	予防接種事業.....	116
7	狂犬病予防事業.....	118
8	健康増進事業.....	118
9	成人歯科健康診査.....	121
10	小児医療助成事業.....	122
11	心身障害者医療費援助事業.....	124
12	精神障害者通院医療費助成事業.....	126
13	後期高齢者医療.....	127
14	養育医療費助成事業.....	129
15	市民健康センター管理運営事業.....	130
<b><u>VIII 国民健康保険</u></b>		
1	健康保険.....	132
2	保険税.....	134
3	保険給付.....	138
4	経理状況.....	143
<b><u>IX 国民年金</u></b>		
1	国民年金.....	148
<b><u>X スポーツ・レクリエーション</u></b>		
1	社会体育関係事業.....	152
2	社会体育施設.....	153
<b><u>XI 福祉団体</u></b>		
1	座間市社会福祉協議会.....	159
2	日本赤十字社座間市地区.....	176
<b><u>XII 資料</u></b>		
1	市内保健福祉関係施設等一覧（令和4年度末現在）.....	178
2	保健・医療・福祉関連年表.....	190

I 総合





## (2) 人 口

人口は、昭和30年代後半からの急激な都市化により、昭和40年に約3万人であったものが、10年後の昭和50年には約8万1千人と2.7倍に急増しました。その後、昭和60年の国勢調査では10万人に到達したことが確認され、平成8年以降は12万人台で推移していましたが、平成31年4月に13万人台に乗り、令和5年4月1日現在の人口は13万2,072人、最近5か年の人口の増減は、1,912人の増となっています。

### ○ 人口・世帯の推移

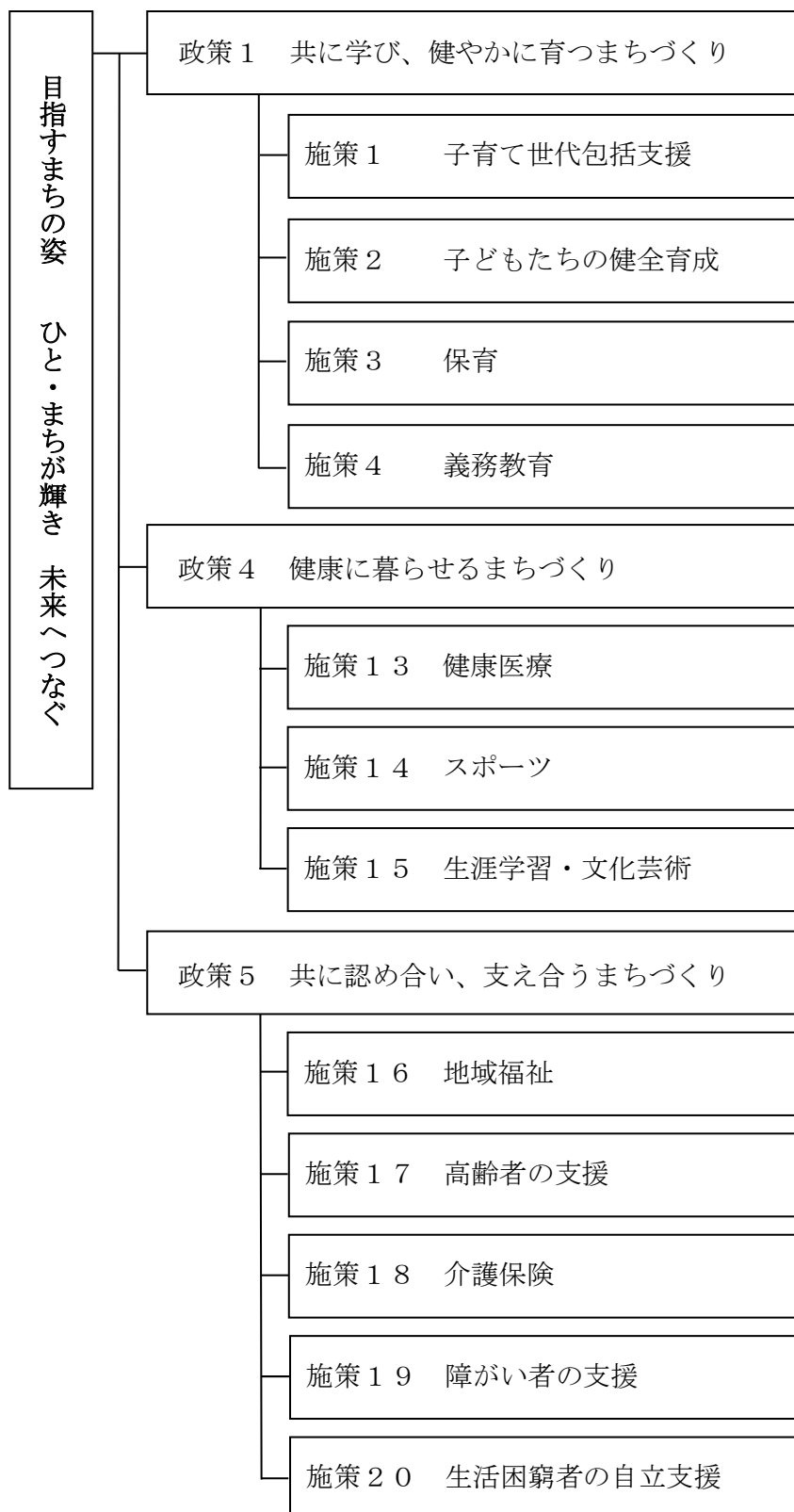
単位：人

(各年4月1日現在)

年	人口			世帯数	1世帯 当たりの人数
	総数	男	女		
31年	130,160	64,912	65,248	58,778	2.21
2年	130,686	65,082	65,604	59,609	2.19
3年	132,308	65,932	66,376	60,544	2.19
4年	131,976	65,671	66,305	60,893	2.17
<b>5年</b>	<b>132,072</b>	<b>65,650</b>	<b>66,422</b>	<b>61,720</b>	<b>2.14</b>

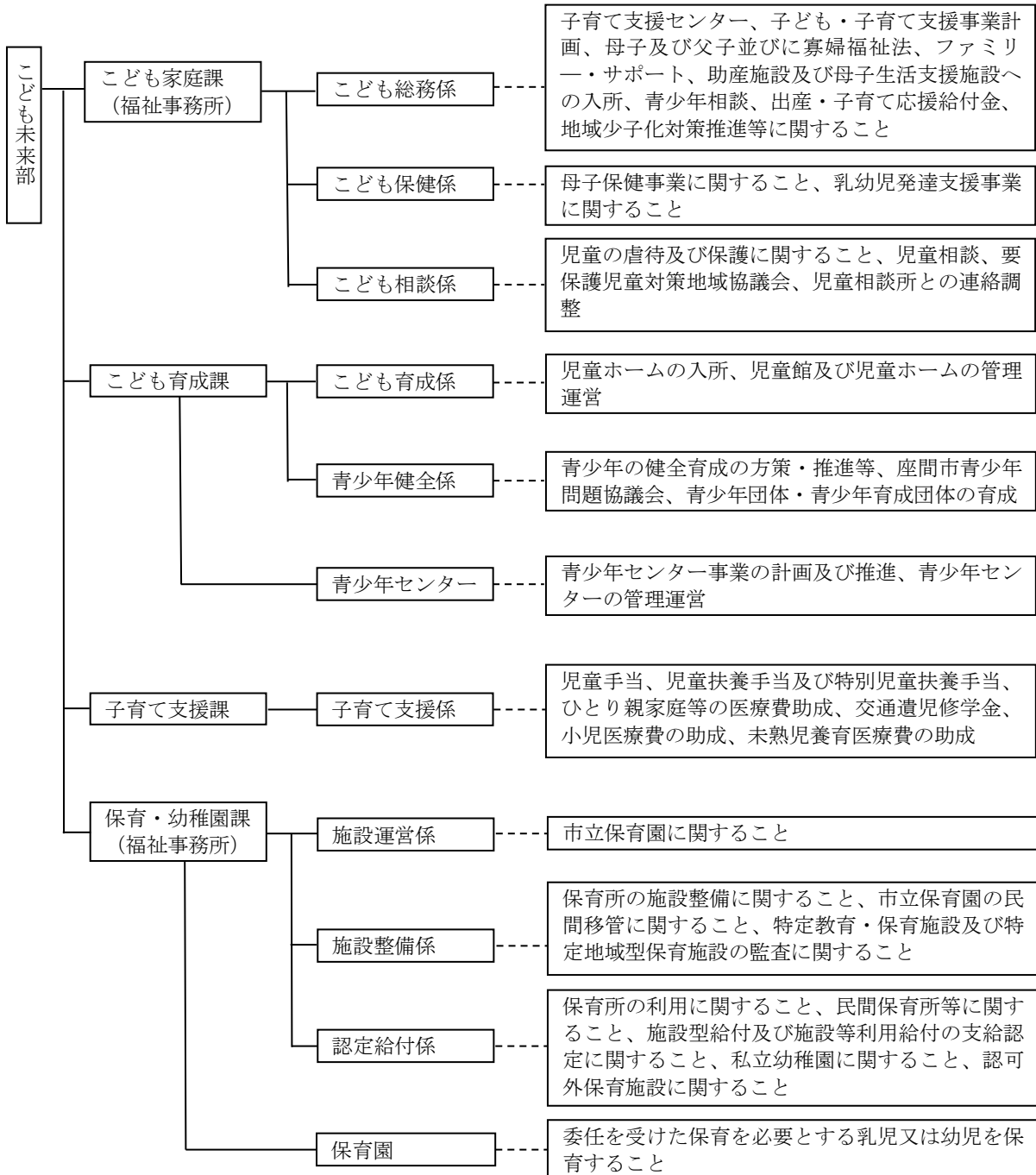
※令和3年以降の人口と世帯数は、令和2年国勢調査確報値を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したものです。

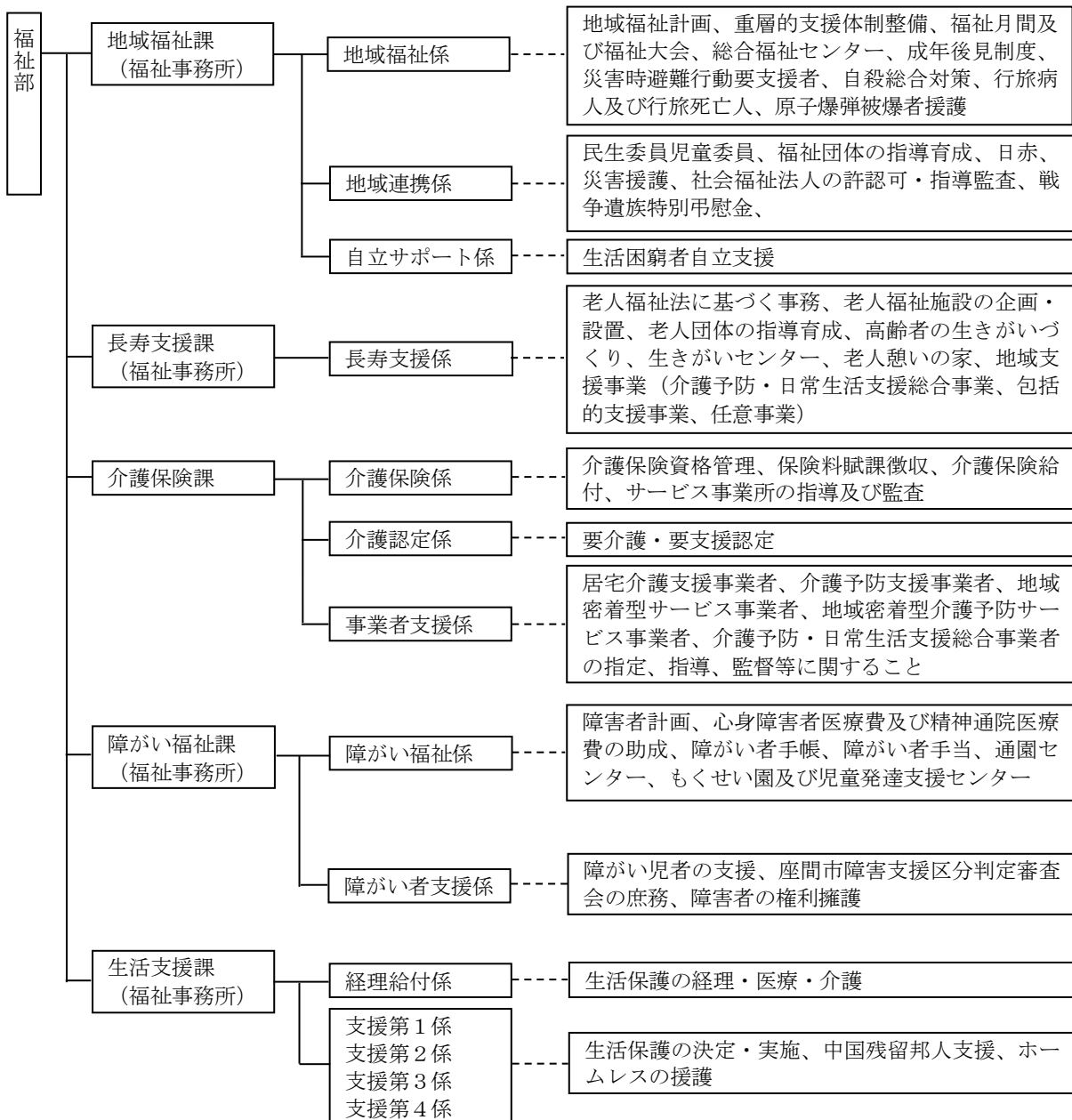
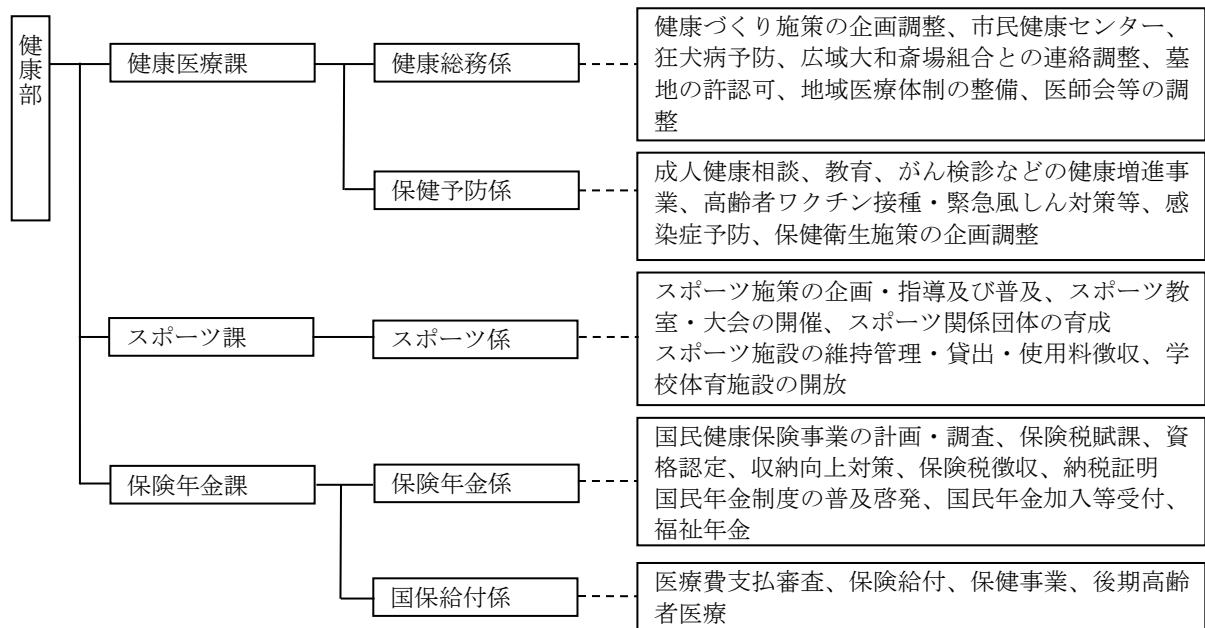
2 第五次座間市総合計画ーざま未来プランーにおけるまちづくりの方向性（政策・施策）の体系（保健・福祉分野のみ抜粋）



### 3 こども未来部、健康部、福祉部の組織

令和5年4月1日時点





## II 地域福祉

## 1 福祉月間

昭和62年から、毎年9月に実施していた福祉週間を福祉月間に改め、市民の福祉意識の高揚と啓発を目的に実施しています。福祉月間では、敬老の日に福祉大会を開催するなど、様々な福祉事業を展開しています。

福祉大会は、昭和49年9月15日の市民福祉憲章の制定を記念し、第1回を開催、福祉功労者及び福祉作文（論文）・標語の入選者に表彰状を贈呈するなどの催しを行っています。平成5年以降は、市社会福祉協議会の「福祉まつり」との共催で「ふれあいフェスティバル」として開催しています。

### (1) 行事内容

#### ア 福祉月間

福祉大会、福祉展、老人と園児のつどい、敬老祝金（品）支給、ふれあい交流会、地域福祉活動事業、各種講座・講習会、各種相談（健康、育児等）

#### イ ふれあいフェスティバル2022

第49回福祉大会 参加者 195人（関係者含む）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から縮小開催

表彰状・感謝状の贈呈、体験発表 等

#### 第39回社協福祉まつり

参加者 994人（スタンプラリー、フードドライブ）

345人（芹沢公園夏休みイベント 福祉まつりプレ企画）

協力者 11人 計1,350人

[その他] 社協福祉パネル展、趣味の作品展 等

### (2) 福祉関係表彰の状況

単位：人

地域福祉課調

年 度	自立更生	援護功労	福祉功労
30年度	2	0	7
元年度	0	0	5
2年度	1	1	5
3年度	0	0	4
<b>4年度</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>3</b>

※令和2年度は福祉大会が中止となったため、10月に表彰式を実施。

※令和3年度は福祉大会が中止となったため、10月に事務局が表彰状を送達。

## (3) 福祉推進作文等応募状況

単位：点

地域福祉課調

年 度	作 文			標 語			
	小学生	中学生	計	小学生	中学生	一般	計
30年度	3,503	446	3,949	1,131	410	10	1,551
元年度	3,038	574	3,612	1,822	944	5	2,771
2年度	—	—	—	—	—	—	—
3年度	2,537	16	2,553	1,366	155	14	1,535
<b>4年度</b>	<b>1,959</b>	<b>198</b>	<b>2,157</b>	<b>1,221</b>	<b>537</b>	<b>20</b>	<b>1,778</b>

※令和2年度は中止。

※令和3年度は福祉大会が中止となったため、10月に事務局が表彰状を送達。

## (4) 福祉展の状況

単位：日、人

地域福祉課調

年 度	開催日数	高齢者出展者数	障がい者出展者数	来場者数
30年度	3	136	150	776
元年度	3	166	234	609
2年度	—	—	—	—
3年度	3	128	158	326
<b>4年度</b>	<b>3</b>	<b>116</b>	<b>129</b>	<b>294</b>

※令和2年度は中止。

## (5) 高齢者と園児のつどい

市内の公立・私立保育園で、近隣の高齢者を招待し、歌や踊り等の交歓会、ゲーム、会食会等を通して触れ合いの機会を設けています。

単位：園、人

保育・幼稚園課調

年 度	実施期間	参加保育園数			参加高齢者数		
		市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
30年度	9月1日～19日	9	14	23	102	209	311
元年度	9月5日～26日	9	11	20	112	250	362
2年度	9月3日～17日	0	3	3	0	110	110
3年度	6月～12月	0	4	4	0	0	0
<b>4年度</b>	<b>6月～2月</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>123</b>	<b>123</b>

(6) 健康相談

市内の公共施設において、健康手帳の交付、身長や体重、体脂肪、血圧測定等を行い、保健師、栄養士による健康相談を実施しています。

単位：人

健康医療課調

年 度	実施日	会 場	相談者数	
				計
30年度	9月 7日	北地区文化センター	5	7
	9月10日	市民健康センター	2	
元年度	9月 6日	北地区文化センター	9	17
	9月24日	市民健康センター	8	
2年度	9月 4日	北地区文化センター	—	—
	9月14日	市民健康センター	—	
3年度	9月 3日	北地区文化センター	0	6
	9月13日	市民健康センター	6	
4年度	9月9日	北地区文化センター	3	9
	9月12日	市民健康センター	6	

※令和2年度は中止。

(7) 福祉講座

単位：回、人

(令和4年度) 生涯学習課、市社会福祉協議会調

主 催	講座名	期 日	回数	参加者数
東地区文化センター	地域福祉講座「『老老介護・認知介護』について考える」	9/16	1	20
市社会福祉協議会	市民のための福祉講座	6月, 8月, 3月	3	27
	ボランティア体験サマースクール	7/16~8/20	6	11
	ボランティア強化研修	12/21, 12/22	3	35
	災害VCスタッフ養成講座	中止	—	—
	小中学校への福祉教育	通年	7	約950



## 2 総合福祉センター

地域福祉・在宅福祉の推進のための拠点施設として設置したもので、在宅福祉サービス事業、児童発達支援事業等を実施しています。また、市社会福祉協議会の活動拠点として事務所を設置しています。

### (1) 施設概要

- ・所在地 座間市緑ヶ丘1-2-1
- ・敷地面積 4,000.10㎡
- ・建築面積 1,461.49㎡
- ・延床面積 3,668.26㎡
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造、地上3階
- ・主な施設 社会福祉協議会事務室、ミーティングルーム、フリースペース、プレイルーム、録音室、点訳室、聴読室、会議室、講習室、研修室、多目的室、福祉情報提供コーナー等
- ・開館年月日 平成13年4月1日
- ・駐車場収容台数 35台（うち身障者専用駐車場6台）
- ・指定管理者 社会福祉法人座間市社会福祉協議会

### (2) 総合福祉センター利用状況

単位：回、人、円

市社会福祉協議会調

年 度	老人団体		婦人団体		障がい者団体	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
30年度	52	1,606	0	0	57	1,401
元年度	47	1,862	0	0	53	1,509
2年度	27	584	0	0	14	356
3年度	44	1,391	0	0	26	637
<b>4年度</b>	<b>34</b>	<b>1,110</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>49</b>	<b>1,510</b>

年 度	社会教育		学校教育		市役所関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
30年度	0	0	25	880	403	12,798
元年度	1	50	17	374	426	13,352
2年度	0	0	4	100	289	7,090
3年度	0	0	29	684	292	7,329
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>26</b>	<b>544</b>	<b>406</b>	<b>10,790</b>

年 度	商工会関係		政党関係		宗教関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
30年度	28	568	25	1,208	3	150
元年度	44	724	27	1,107	2	60
2年度	10	175	13	635	0	0
3年度	17	397	11	275	0	0
<b>4年度</b>	<b>14</b>	<b>259</b>	<b>24</b>	<b>775</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	サークル関係		会社関係		一般会合	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
30年度	1,121	19,868	66	1,821	281	7,478
元年度	1,155	21,348	52	1,802	238	6,323
2年度	529	8,169	32	906	144	2,663
3年度	929	14,555	25	550	181	3,477
<b>4年度</b>	<b>963</b>	<b>15,270</b>	<b>53</b>	<b>1,225</b>	<b>298</b>	<b>5,857</b>

年 度	自治会関係		音楽関係		国・県関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
30年度	0	0	12	254	0	0
元年度	1	12	16	137	0	0
2年度	3	98	4	55	0	0
3年度	4	98	16	203	1	40
<b>4年度</b>	<b>3</b>	<b>70</b>	<b>13</b>	<b>320</b>	<b>1</b>	<b>40</b>

年 度	学習関係		交通関係		福祉団体関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
30年度	93	2,388	0	0	588	12,970
元年度	28	660	0	0	478	10,867
2年度	2	14	0	0	274	4,031
3年度	0	0	0	0	459	7,467
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>582</b>	<b>10,413</b>

年 度	計		有料利用	
	利用回数	利用人数	利用回数	使用料
30年度	2,754	63,390	1,969	1,961,620
元年度	2,585	60,187	1,838	1,824,270
2年度	1,345	24,876	821	1,200,080
3年度	2,034	37,103	1,323	1,505,560
<b>4年度</b>	<b>2,466</b>	<b>48,183</b>	<b>1,611</b>	<b>1,407,440</b>

### 3 民生委員児童委員

民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。

民生委員はこの法に基づき、地域における社会福祉の増進を積極的に推進し、住民の多様化する福祉ニーズに応えるため、高齢者、障がい者、母子・父子、生活困窮者等が抱えている諸問題について、社会奉仕の精神の下、関係行政機関と協力し、相談、援助、指導などの活動をしています。

また、児童福祉に関する事項については、これを専門的に担当する主任児童委員と各地域を担当する児童委員（民生委員が兼ねる）とが一体となって活動しています。

#### (1) 民生委員児童委員定数、現員数、地区民生委員児童委員協議会数

単位：人、地区

(令和4年4月1日現在) 地域福祉課調

区 分	定 数	現員数			地区 民児協数
		男 性	女 性	計	
民生委員児童委員	132	37	95	132	6
主任児童委員	12	0	12	12	

#### (2) 地区別民生委員児童委員数（現員数）

単位：人

(令和5年4月1日現在) 地域福祉課調

地区名		第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	計
大 字		相模が丘	小松原 ひばりが丘 東 原	栗 原 西栗原 栗原中央 南栗原 さがみ野	相武台 広野台 緑ヶ丘 栗 原	入谷東 立野台 明 王	座 間 入谷西 新田宿 四ツ谷	
民生委員 児童委員	人数	27	24	19	24	19	19	132
	男性	7	5	7	4	8	9	40
	女性	20	19	12	20	11	10	92
主任児童 委員	人数	2	2	2	2	2	2	12
	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	2	2	2	2	2	2	12
計	人数	29	26	21	26	21	21	144
	男性	7	5	7	4	8	9	40
	女性	22	21	14	22	13	12	104

## (3) 内容別相談・支援件数

単位：件

地域福祉課調

年 度	在宅福祉	介護保険	健康・ 保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの教育 ・学校生活	生活費	年金・ 保険
30年度	46	50	77	34	50	45	17	4
元年度	34	33	31	44	31	133	15	0
2年度	93	23	54	23	22	51	9	0
3年度	88	32	55	23	44	141	7	3
<b>4年度</b>	<b>110</b>	<b>33</b>	<b>37</b>	<b>26</b>	<b>34</b>	<b>42</b>	<b>29</b>	<b>1</b>

年 度	仕 事	家族関係	住 居	生活環境	日常的 な支援	その他	計
30年度	5	75	21	59	145	150	778
元年度	11	49	16	54	169	106	726
2年度	1	87	15	22	109	141	650
3年度	0	47	19	25	129	156	769
<b>4年度</b>	<b>3</b>	<b>33</b>	<b>13</b>	<b>25</b>	<b>104</b>	<b>131</b>	<b>621</b>

## (4) 分野別相談・支援件数

単位：件

地域福祉課調

年 度	高齢者に 関すること	障がい者に 関すること	子どもに 関すること	その他	計
30年度	473	43	134	128	778
元年度	417	23	205	81	726
2年度	452	11	99	88	650
3年度	401	8	222	138	769
<b>4年度</b>	<b>374</b>	<b>10</b>	<b>111</b>	<b>126</b>	<b>621</b>

## (5) その他の活動件数

単位：件、回、日

地域福祉課調

年 度	調査・ 実態把握	行事・事業 ・会議への 参加・協力	地域福祉活動 ・自主活動	民児協運営 ・研修	証明事務
30年度	458	3,657	4,865	6,106	221
元年度	186	3,276	4,476	6,492	285
2年度	236	840	2,386	4,530	317
3年度	1,090	1,353	3,471	4,906	245
<b>4年度</b>	<b>261</b>	<b>1,942</b>	<b>4,075</b>	<b>5,845</b>	<b>225</b>

年 度	要保護児童 の発見の 通告・仲介	訪問回数	活動日数	1人1か月 当たり平均 活動日数
30年度	7	12,756	19,658	11.38
元年度	9	11,646	19,922	11.53
2年度	10	9,648	15,165	8.78
3年度	15	14,604	16,713	9.67
<b>4年度</b>	<b>24</b>	<b>8,296</b>	<b>17,264</b>	<b>9.99</b>

#### 4 災害援護

##### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金

市内で5戸以上の家屋の滅失があった自然災害など内閣府告示に定める自然災害によって市民が死亡又は重度の障がいを受けた場合、次のとおり災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給します。

種 別	受給対象者	生計維持者	その他
災害弔慰金	遺 族	500 万円	250 万円
災害障害見舞金	障がいを受けた方	250 万円	125 万円

##### (2) 災害援護資金の貸付

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主（市民）に対し、その生活の立て直しのための資金を無利子もしくは低金利で長期（償還期間10年、据置期間3年）に貸し付けます。

##### (3) り災者見舞金

災害救助法が適用されない火災、風水害等による被災者に対して、「座間市り災者見舞金支給要綱」に基づき被災者を応急的に支援します。

単位：件、円

地域福祉課調

年 度	一人世帯				二人以上の世帯			
	全焼・全壊・流失 (1世帯当たり3万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり2万円)		全焼・全壊・流失 (1世帯当たり5万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり3万円)	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額
30年度	0	0	3	60,000	0	0	2	60,000
元年度	7	210,000	5	100,000	2	100,000	2	60,000
2年度	1	30,000	0	0	1	50,000	1	30,000
3年度	0	0	1	20,000	3	150,000	0	0
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	床上浸水等 (1世帯当たり1万円)		計	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額
30年度	8	80,000	13	200,000
元年度	3	30,000	19	500,000
2年度	1	10,000	4	120,000
3年度	0	0	4	170,000
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 5 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護

### (1) 戦没者遺族の援護

戦没者の遺族で恩給法の適用を受ける方には、公務扶助料等が支給されます。

ア 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用を受ける方には、遺族年金又は遺族給付金が支給されます。

イ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対しては特別弔慰金が支給されます。

### (2) 本市における遺族援護施策

本市の戦没者は250余柱で、遺族と市関係者によって毎年度戦没者追悼式を行っています。また、戦没者遺族で組織する座間市遺族会の育成、指導を通じ、遺族の援護に寄与しています。

### (3) 戦傷病者の援護

戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法による医療給付等があります。

### (4) 旧軍人等の援護

旧軍人、軍属等であった方は、その期間中は公務員とみなされ、恩給法による普通恩給、一時恩給、一時金等が支給されています。

#### ア 普通恩給

実役年数と加算年数を合計して、下士官以下は12年以上、准士官以上は13年以上の方に普通恩給が、また、その方が死亡した場合、その遺族に普通扶助料が支給されます。

#### イ 一時恩給

引き続き実在職年が3年以上7年未満の旧軍人に一時恩給が、また、その遺族に一時扶助料が支給されます。

#### ウ 一時金

旧軍人としての実在職年が3年以上の方で、普通恩給、一時恩給のいずれも支給されない方又はその遺族に対し一時金が支給されます。

## 6 原爆被爆者援護

### (1) 原爆被爆者援護手当

- ・ 対 象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方
- ・ 給付内容 年額9,500円
- ・ 手続に必要な物 印章、原爆被爆者健康手帳

単位：人、円

地域福祉課調

年 度	対象者数	支給金額
30年度	37	351,500
元年度	36	342,000
2年度	31	294,500
3年度	28	266,000
4年度	27	256,500

### (2) 原爆被爆者はり・きゅう・マッサージ助成券交付

- ・ 対 象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方
- ・ 給付内容 助成券（1枚当たり2,000円）を毎月3枚支給
- ・ 手続に必要な物 原爆被爆者健康手帳

単位：人、円

地域福祉課調

年 度	対象者数	使用枚数	支給額
30年度	37	268	536,000
元年度	36	166	332,000
2年度	31	95	190,000

※令和2年度までで事業終了。



## 7 生活困窮者自立支援制度

近年、暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合ったケースが増えています。

そこで、複雑な課題を抱えるなど、自立に向けたサポートが必要な方に対して、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備するため、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートしています。

### (1) 自立相談支援事業

- ・対 象 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方
- ・内 容 どのような支援が必要か、相談支援員と一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。

単位：件、人

地域福祉課調

年度	新規相談件数	プラン作成件数	就労決定者数	増収者数
30年度	437	146	108	3
元年度	487	206	90	12
2年度	1,300	459	112	7
3年度	784	245	100	4
4年度	426	74	61	1

## (2) 住居確保給付金の支給

離職者の住宅確保及び就労支援のため、住居確保給付金を支給しています。

### ア 対象者

支給申請時に次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのあること
- ② 申請時において、65歳未満であって、かつ離職等の日から2年以内のこと
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること
- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること  
[資産要件]
- ⑥ 公共職業安定所に求職を申し込み、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6条に規定する暴力団員でないこと

### イ 期間

原則3か月。一定の条件を満たした場合は、最大9か月。

### ウ 支給額

賃貸住宅の家賃額。ただし、地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。

単位：件、回、円

地域福祉課調

年度	支給開始世帯数			支給回数	総支給額		
	単身世帯	複数世帯	合計		単身世帯	複数世帯	合計
30年度	10	5	15	54	1,377,000	873,000	2,250,000
元年度	7	4	11	27	607,000	382,500	989,500
2年度	129	90	219	1,038	21,629,000	21,321,240	42,950,240
3年度	108	63	171	1,119	24,639,500	20,330,100	44,969,600
<b>4年度</b>	<b>51</b>	<b>41</b>	<b>92</b>	<b>791</b>	<b>15,926,000</b>	<b>15,849,600</b>	<b>31,775,600</b>

(3) 子どもの学習・生活支援事業

子ども健全育成支援員1名を配置（生活支援課）するとともに、平成30年度から市社会福祉協議会へも事業を委託し、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもの健全な育成を支援しています。

ア 子ども健全育成支援員の支援の内容

① 日常生活及び社会生活支援

子ども及び親（「養育者」を含む。）が日常的な生活習慣を身につけ、社会と関わり、生活をしていく支援

② 養育支援 引きこもり及び不登校、育児不安や虐待等に関する支援

③ 教育支援 子どもの進学及び進路に関する支援

④ 就業支援 高校生及び中途退学者に対する就労支援

⑤ その他支援 前各号のほか、福祉事務所長が必要と認める支援

単位：人

生活支援課調

年度	支援した子どもの属性				合計
	小学生	中学生	高校生	その他	
30年度	8	10	22	9	49
元年度	8	8	23	7	46
2年度	9	7	12	18	46
3年度	8	9	14	16	47
<b>4年度</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>10</b>	<b>26</b>

イ 委託事業の内容

① 学習支援

② 学習支援に関する市民活動団体等の立ち上げ及び運営支援

単位：人

地域福祉課調

年度	支援した子どもの属性				支援箇所数
	小学生	中学生	高校生	その他	合計
元年度	11	8	3	1	7
2年度	15	12	0	0	7
3年度	33	20	5	0	7
<b>4年度</b>	<b>26</b>	<b>18</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>9</b>

(4) 家計改善支援事業

平成28年8月から、市社会福祉協議会へ委託し、家計改善支援事業を実施しています。

ア 対 象 自立相談支援事業において、家計改善支援が必要と認められたもの

イ 内 容

- ① 対象者との面談による家計診断
- ② 家計診断に基づく家計支援計画（プラン）の策定、提案
- ③ プランに沿った支援の提供及び進捗状況の把握
- ④ 自立支援機関が行う支援調整会議への出席

単位：件

地域福祉課調

年度	新規相談件数	プラン作成件数
30年度	70	31
元年度	68	36
2年度	261	17
3年度	83	37
4年度	50	52

## 8 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。（厚生労働省ホームページより）

### (1) 成年後見利用促進センター事業

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、一人で判断することに不安のある方々が、安心して暮らしていけるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核機関として、令和4年4月から座間市成年後見利用促進センターを設置（市社協に委託）しています。

#### ア 成年後見利用促進センターの機能

- ① 広 報 成年後見制度等についてのパンフレット作成、配布、研修会の開催等普及及び啓発
- ② 相 談 成年後見制度利用についての相談を受け、必要な支援に繋げる
- ③ 制度利用促進 市民後見人の育成や受任調整
- ④ 後見人支援 市民後見人や親族後見人等の支援

#### イ 相談件数

単位：件

市社会福祉協議会調

年 度	高齢者関係	精神・知的障がい者関係	その他	合計
4年度	435	222	1	658

※対象者の属性が重複している場合、高齢者、精神・知的障がい者、その他の優先順位で集計した実相談件数

#### ウ 市民後見人候補者数

単位：人

地域福祉課調

年 度	人 数
4年度	6

※各年度末における座間市市民後見人候補者名簿登載者数

(2) 市長申立ての件数

判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者について、成年後見制度の申立てを行う親族がないなどの場合、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、市が後見等開始の審判の申立てを行っています。

単位：件

長寿支援課、障がい福祉課調

年 度	高齢者	精神・知的障がい者	合計
30年度	8	2	10
元年度	12	4	16
2年度	11	4	15
3年度	14	2	16
<b>4年度</b>	<b>17</b>	<b>6</b>	<b>23</b>

※各年度内に申立てを行った件数

(3) 成年後見制度の利用に係る費用の助成決定件数

成年後見人等に対する報酬や後見等開始の審判の申立て費用を負担することが困難な場合は、一定額の範囲内で不足する額を助成しています。

単位：件

長寿支援課、障がい福祉課調

年 度	高齢者	精神・知的障がい者	合計
30年度	10	5	15
元年度	22	9	31
2年度	15	12	27
3年度	21	15	36
<b>4年度</b>	<b>31</b>	<b>11</b>	<b>42</b>

※各年度内に助成決定した件数

## III 生活保護

## 1 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するための制度の一つとして制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

生活保護は国民の最低生活を保障するための最後の方法であり、保護を受ける前に、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることはもちろん、親族の援助や他の法律等による扶助を優先させ、利用し得る資産を活用してもなお最低生活が維持できない場合に適用されることとなります。

### (1) 保護の種類と範囲

保護は、8種類の扶助に分けられます。

- ・ 生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- ・ 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品、通学用品及び学校給食費
- ・ 住宅扶助 家賃及び住居の補修、その他住宅の維持に必要なもの
- ・ 医療扶助 診察、薬剤、治療材料及びその他治療並びに施術に必要なもの
- ・ 介護扶助 要介護者及び要支援者への居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送
- ・ 出産扶助 分べんの介助、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料等、出産に必要なもの
- ・ 生業扶助 生業に必要な資金、器具又は資料。生業に就くために必要な技能習得費等、その他就労のために必要なもの。世帯の自立助長に効果的と認められる場合の高等学校等就学費
- ・ 葬祭扶助 検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、その他葬祭のために必要なもの

### (2) 生活扶助基準の改定方式

保護費は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算定した最低生活費から収入を減じた額が支給されます。

生活扶助基準については、マーケット・バスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式を経て、現在は水準均衡方式で算定しています。

#### 【水準均衡方式】

当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえるとともに、前年度までの一般国民の消費水準と調整することにより、一般国民の消費水準の向上に即して基準を改定する方式。



## 2 保護の実施状況

### (1) 被保護世帯・人員・保護率の推移

単位：人、世帯、%

(各年4月1日現在) 生活支援課調

年	管内人口		被保護世帯数		被保護人員		保護率 (%)
		前年比		前年比		前年比	
31年	130,160	100.60	1,776	100.40	2,314	97.76	17.78
2年	130,686	100.40	1,755	98.82	2,258	97.58	17.28
3年	130,716	100.02	1,847	105.24	2,347	103.94	17.95
4年	131,976	100.96	1,917	103.79	2,393	101.96	18.13
5年	132,072	100.07	2,012	104.96	2,494	104.22	18.88

※保護率＝被保護人員÷管内人口×1,000

### (2) 世帯類型別構成比

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活支援課調

年	高齢者世帯				母子世帯		障がい者世帯			
	単身		2人以上				単身		2人以上	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
31年	824	46.7	89	5.0	92	5.2	144	8.2	27	1.5
2年	822	47.0	92	5.3	76	4.3	166	9.5	31	1.8
3年	852	46.4	93	5.1	70	3.8	181	9.9	25	1.4
4年	886	46.4	92	4.8	71	3.7	183	9.6	25	1.3
5年	948	47.2	88	4.4	69	3.4	200	10.0	26	1.3

年	傷病者世帯				その他世帯				計
	単身		2人以上		単身		2人以上		
		構成比		構成比		構成比		構成比	
31年	287	16.3	59	3.3	153	8.7	91	5.2	1,766
2年	257	14.7	49	2.8	164	9.4	93	5.3	1,750
3年	260	14.2	44	2.4	213	11.6	98	5.3	1,836
4年	264	13.8	37	1.9	254	13.3	100	5.2	1,912
5年	247	12.3	35	1.7	278	13.8	119	5.9	2,010

※停止を含まない被保護世帯数。

### (3) 医療扶助人員・医療扶助率の推移

単位：人、%

(各年4月1日現在) 生活支援課調

年	被保護人員	医療扶助人員				医療扶助 単給人員 (再掲)	医療扶助率
		入院		入院外			
			前年比		前年比		
31年	2,314	105	80.8	2,081	86.1	45	94.5
2年	2,258	111	105.7	2,034	97.7	46	95.0
3年	2,347	100	90.1	2,086	102.6	38	93.1
4年	2,393	100	100.0	2,151	103.1	46	94.1
5年	2,494	114	114.0	2,247	104.4	38	94.7

※医療扶助率＝医療扶助人員（入院＋入院外）÷被保護人員×100

(4) 被保護世帯の稼働・非稼働の状況

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活支援課調

年	稼働世帯			非稼働世帯		
		構成比	前年比		構成比	前年比
31年	267	15.1	94.0	1,499	84.9	101.4
2年	277	15.8	103.7	1,473	84.2	98.3
3年	246	13.4	88.8	1,590	86.6	107.9
4年	256	13.4	104.1	1,661	86.6	104.5
<b>5年</b>	<b>296</b>	<b>14.7</b>	<b>115.6</b>	<b>1,714</b>	<b>85.3</b>	<b>103.2</b>

※停止を含まない被保護世帯数。

(5) 被保護世帯の開始・廃止の状況

単位：世帯

生活支援課調

年 度	被保護の開始世帯数	被保護の廃止世帯数
30年度	287	276
元年度	252	272
2年度	321	223
3年度	292	230
<b>4年度</b>	<b>363</b>	<b>270</b>

(6) 保護開始時の世帯類型別世帯数

単位：世帯、%

生活支援課調

年 度	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障がい者世帯		その他世帯		計
		構成比		構成比		構成比		構成比	
30年度	96	33.4	7	2.4	75	26.1	109	38.0	287
元年度	74	29.4	12	4.8	64	25.4	102	40.5	252
2年度	104	32.4	12	3.7	68	21.2	137	42.7	321
3年度	102	34.9	13	4.5	63	21.6	114	39.0	292
<b>4年度</b>	<b>127</b>	<b>35.0</b>	<b>13</b>	<b>3.6</b>	<b>69</b>	<b>19.0</b>	<b>154</b>	<b>42.4</b>	<b>363</b>

※構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

## (7) 扶助別人員と保護費の状況

単位：人、千円

生活支援課調

年 度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
30年度	25,569	1,272,187	25,025	744,824	1,624	15,712
元年度	24,980	1,236,459	24,447	742,610	1,298	10,421
2年度	25,132	1,246,886	24,744	760,659	1,315	10,854
3年度	25,830	1,292,596	25,582	792,272	1,260	10,356
<b>4年度</b>	<b>26,598</b>	<b>1,339,590</b>	<b>26,434</b>	<b>825,376</b>	<b>1,136</b>	<b>9,860</b>

年 度	介護扶助費		医療扶助費		出産扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
30年度	5,035	128,171	26,334	1,775,971	0	0
元年度	5,071	126,558	25,967	1,735,628	2	247
2年度	5,328	123,036	25,774	1,805,093	1	2
3年度	5,618	124,011	26,618	1,717,730	0	0
<b>4年度</b>	<b>5,908</b>	<b>123,252</b>	<b>27,583</b>	<b>1,829,453</b>	<b>1</b>	<b>144</b>

年 度	生業扶助費		葬祭扶助費		施設事務費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
30年度	818	11,294	54	9,888	101	18,550
元年度	691	7,409	44	7,949	75	13,809
2年度	498	6,361	48	8,780	72	13,237
3年度	540	6,768	57	9,550	70	12,687
<b>4年度</b>	<b>505</b>	<b>6,873</b>	<b>73</b>	<b>13,635</b>	<b>72</b>	<b>13,064</b>

年 度	就労自立給付金		進学準備給付金		金 額 計
	件数	金 額	件数	金額	
30年度	26	1,117	9	900	3,978,614
元年度	37	1,536	6	400	3,883,026
2年度	14	578	5	700	3,976,186
3年度	17	747	3	300	3,967,017
<b>4年度</b>	<b>23</b>	<b>1,252</b>	<b>1</b>	<b>100</b>	<b>4,162,595</b>

### 3 行旅死亡人の取扱い

住所、居所又は氏名が不詳の身元不明者で、引取者のない死亡人について「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、葬儀、遺骨の収蔵等を実施しています。

単位：人

地域福祉課調

年 度	男 性	女 性	不 明	計
30年度	0	0	0	0
元年度	0	0	0	0
2年度	0	0	0	0
3年度	0	0	0	0
4年度	0	0	0	0

※埋葬のあった年度を基準とする。

## IV 高齢者の福祉

## 1 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は昭和60年10月には、5,491人で、総人口に占める割合は5.5%でしたが、令和5年4月には34,334人で、総人口に占める割合は26.0%になりました。

単位：人、%

(各年4月1日現在) 長寿支援課調

年	人口総数	65歳以上人口	構成比
31年	130,160	33,106	25.4
2年	130,686	33,607	25.7
3年	132,308	33,963	25.7
4年	131,976	34,163	25.9
5年	132,072	34,334	26.0

※① 「人口総数」については、国勢調査の確定値を基礎として、住民基本台帳法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したものです。

② 「65歳以上人口」については、住民基本台帳法及び戸籍法に定める届出によるもの。

### (2) ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数の推移

単位：人

(各年4月1日現在) 長寿支援課調

年	男性	女性	計
31年	217	739	956
2年	203	739	942
3年	174	677	851
4年	153	629	782
5年	132	581	713

## 2 生活支援サービス事業

福祉の向上と介護者の負担軽減のため、在宅福祉サービスを提供しています。

### (1) 緊急通報システム事業

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯又は65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯で、心臓又はぜん息の発作がある方について、駆け付け体制の取れる事業者へ通報できる緊急通報機器や見守りのための空間センサーを設置しています。平成27年4月から対象者を拡大し、75歳以上の一人暮らしの方、85歳以上の高齢者世帯の方も利用できるようになりました。

単位：世帯、千円

長寿支援課調

年 度	利用世帯数	事業費
30年度	193	4,817
元年度	210	4,931
2年度	233	4,248
3年度	267	4,852
<b>4年度</b>	<b>292</b>	<b>5,494</b>

### (2) 高齢者理髪・美容料助成事業

要介護4又は5で65歳以上の高齢者に対して、理髪・美容出張助成券を年間4枚支給しています。

単位：人、枚、千円

長寿支援課調

年 度	利用者数	利用枚数	事業費
30年度	35	69	393
元年度	47	92	524
2年度	54	100	570
3年度	55	100	570
<b>4年度</b>	<b>44</b>	<b>105</b>	<b>599</b>

### (3) 寝具乾燥・丸洗いサービス事業

65歳以上の寝たきり高齢者等の健康及び衛生の保持のため、日常使用している布団、毛布の乾燥（年3回）、丸洗い（年3回）を実施しています。

単位：人、回、千円

長寿支援課調

年 度	利用者数	寝具乾燥回数	寝具丸洗い回数	事業費
30年度	22	19	41	267
元年度	21	27	37	296
2年度	17	17	31	228
3年度	20	22	36	249
<b>4年度</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>38</b>	<b>262</b>

(4) 家具転倒防止対策助成事業

65歳以上の一人暮らし世帯又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、身体障害者手帳1級及び2級の障がい者だけの世帯等、自力では家具転倒防止の対策を実施することが困難な世帯を対象に、地震等の災害から生命の安全と財産を守るため、家具に転倒防止板を取り付けています。

単位：世帯、台、千円

長寿支援課調

年 度	世帯数	設置家具数	支給総額
30年度	2	4	7
元年度	3	5	10
2年度	5	15	18
3年度	2	8	7
<b>4年度</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>4</b>

(5) 救急医療情報キット配布事業

65歳以上の方を対象に、身元や医療の情報を入れておくことができる救急医療情報キットを配布しています。キットには「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」等の医療情報や、「診察券(写)」「健康保険証(写)」等の情報を入れ、自宅に保管しておくことで、救急時に備えます。

単位：本

長寿支援課調

年 度	配付数	合計
30年度	294	4,442
元年度	196	4,638
2年度	199	4,837
3年度	188	5,025
<b>4年度</b>	<b>66</b>	<b>5,091</b>

(6) おむつ等支給事業

65歳以上の寝たきりの高齢者及び認知症高齢者を介護している家族に、おむつ等を支給しています。

単位：人、枚、千円

長寿支援課調

年 度	利用者数	おむつ等支給数	事業費
30年度	287	113,118	6,131
元年度	300	112,880	6,294
2年度	332	102,594	7,154
3年度	232	38,338	2,114
<b>4年度</b>	<b>47</b>	<b>17,241</b>	<b>927</b>



(7) 介護手当支給事業

要介護4又は5で65歳以上の非課税の高齢者を、基準日（申請日の属する月の3か月前の初日）まで1年以上介護保険サービスを利用せずに、継続して在宅で介護している非課税の介護者に、10万円の介護手当を支給しました。

単位：人、千円

長寿支援課調

年 度	対象者数	支給総額
30年度	0	0
元年度	0	0
2年度	0	0
3年度	0	0

※令和3年度で事業終了

(8) 配食サービス

おおむね65歳以上の一人暮らしの方等を対象に、食の自立を支援するとともに、健康維持、安否確認のため、月曜日から金曜日までの夕食を届けるサービスを実施しました。

単位：人、食、千円

長寿支援課調

年	利用者数	配食数	事業費
30年度	122	18,306	10,382
元年度	110	16,009	10,486
2年度	129	18,523	9,246
3年度	97	4,701	2,113

※令和3年6月30日で事業終了

#### 4 施設入所

##### (1) 老人ホーム

老人ホームにはおおむね65歳以上の高齢者が入所できます。心身及びその置かれている環境の状況等により居宅で生活することが困難な方が入所する養護老人ホーム、寝たきりなどで常時介護を要する方が入所する特別養護老人ホームがあります。

老人福祉法の規定により、必要と認められる事情がある場合は、施設への入所の措置を実施しています。

##### ア 老人ホーム措置入所者の状況

単位：人

長寿支援課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		その他	計
		市 内	市 外		
30年度	2	4	0	0	6
元年度	2	1	0	1	4
2年度	2	0	0	0	2
3年度	2	3	0	0	5
<b>4年度</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>3</b>

##### イ 老人ホーム措置費の状況

単位：千円

長寿支援課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	その他
30年度	4,598	998	170
元年度	4,610	249	420
2年度	4,622	0	0
3年度	5,072	342	131
<b>4年度</b>	<b>2,891</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 5 移動手段の確保

### (1) 移送サービス

身体障がいのために歩行が困難な方又は寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、病院への通院や入退院の時などに福祉車両による送迎サービスを実施しています。

#### ・利用者の費用負担額

片道5km未満＝800円、片道5km以上10km未満＝1,000円

片道10km以上15km未満＝1,200円、片道15km以上20km未満＝1,400円、

片道20km以上＝1,600円

#### ア 利用回数

単位：回

長寿支援課調

年 度	高齢者	障がい者
30年度	320	144
元年度	342	121
2年度	293	82
3年度	368	82
<b>4年度</b>	<b>374</b>	<b>88</b>

#### イ 利用内容

単位：回

長寿支援課調

年 度	通 院	入退院	入退所	その他	計
30年度	392	27	32	13	464
元年度	423	14	9	17	463
2年度	361	8	0	6	375
3年度	431	15	0	4	450
<b>4年度</b>	<b>437</b>	<b>15</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>462</b>

## 6 生きがいづくり

### (1) 老人クラブ

令和4年3月31日現在、市内には30の老人クラブがあり、1,717人の高齢者の社会活動や趣味、レクリエーションを通じて仲間づくりを進め、生きがいを高めています。また、各老人クラブの代表者によって市老人クラブ連合会が設置され、様々な行事が実施されています。

- ・寿大学

高齢者の教養の向上を目的として、時事問題等の専門の講師を招き、年1回開催しています。

- ・ゲートボール大会、ターゲットバードゴルフ大会

スポーツによる会員相互の交流の場として、開催しています。

- ・演芸会

踊りや歌など会員の演芸発表の場として、年1回開催しています。

- ・囲碁・将棋大会

囲碁、将棋を通して会員相互の交流を行っています。

- ・趣味の作品展

絵、書、短歌など、日頃の趣味活動の発表の機会として、福祉月間中、市内公共施設で作品を展示しています。

単位：人、%、千円

長寿支援課調

年 度	クラブ数	会員数	クラブ加入率	補助金額	連合会補助額
30年度	32	2,008	5.1	2,604	1,218
元年度	31	1,902	4.7	2,471	1,214
2年度	31	1,881	4.6	2,460	1,083
3年度	31	1,762	4.3	2,321	1,214
<b>4年度</b>	<b>30</b>	<b>1,717</b>	<b>4.1</b>	<b>2,269</b>	<b>1,210</b>

※クラブ加入率=会員数÷各年度4月1日現在60歳以上人口

### (2) 老人憩いの家

高齢者の社会活動、生きがい活動の拠点として、市内7か所に老人憩いの家を設置し、教育の向上、レクリエーション等に幅広く活用されています。

単位：人

長寿支援課調

年 度	利用者延べ人数							計
	相模が丘	ひばりが丘	立野台	相武台	栗原	座間	入谷	
30年度	3,218	3,680	4,522	4,430	2,373	1,699	5,879	25,801
元年度	3,329	3,682	4,443	3,868	2,535	1,513	5,510	24,880
2年度	993	916	726	641	619	305	1,539	5,739
3年度	1,345	1,996	1,911	1,516	941	1,060	2,498	11,267
<b>4年度</b>	<b>1,798</b>	<b>2,715</b>	<b>2,694</b>	<b>2,178</b>	<b>1,701</b>	<b>1,005</b>	<b>3,416</b>	<b>15,507</b>

### (3) 敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いし、9月15日現在で市内に継続して3か月以上居住している対象者の方に敬老祝金等を支給しています。

#### ※支給内容の変更経緯

- ・平成11年度以前：77歳、80歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上を対象。
- ・平成12年度以降：77歳、88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。
- ・平成14年度以降：88歳の支給額を2万円から1万円に変更。
- ・平成16年度以降：99歳の支給額を5万円から3万円に、100歳以上の支給額を10万円から5万円に変更。
- ・平成18年度以降：88歳の支給額を1万円から8千円に変更。
- ・平成19年度以降：77歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成22年度以降：88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。88歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成23年度以降：101歳以上を3万円に変更。
- ・平成29年度以降：99歳を対象から除外。100歳を3万円に変更。101歳以上を1万円に変更。

#### ア 支給状況

単位：人、円

長寿支援課調

年 度	対象者数	祝金金額	支給総額
30年度	44	10,000、30,000	820,000
元年度	44	10,000、30,000	800,000
2年度	47	10,000、30,000	910,000
3年度	48	10,000、30,000	820,000
4年度	43	10,000、30,000	690,000

#### イ 贈呈人数

単位：人、円

(令和4年度)長寿支援課調

対象年齢	88歳	100歳	101歳以上
金 額	祝品	30,000	10,000
贈呈人数	536	13	30

(4) いきいき高齢者応援事業

日頃から健康に配慮し、介護予防に取り組んでいる高齢者の健康意識の増進に寄与するため、次の要件を満たす方に賞品を授与しています。

ア 満90歳以上の方

イ 座間市に5年以上居住されている方

ウ 介護保険料の滞納がない方

エ 長期の入院をしていない方

オ 身の回りのことを自身で行っている方

カ 満85歳となった日以降から座間市の介護保険サービスを5年、10年又は15年利用していない方

単位：人、千円

長寿支援課調

年 度	金賞	銀賞	銅賞	支給総額
30年度	1	8	58	188
元年度	1	13	85	267
2年度	0	18	98	294
3年度	0	9	107	268
4年度	1	14	92	274

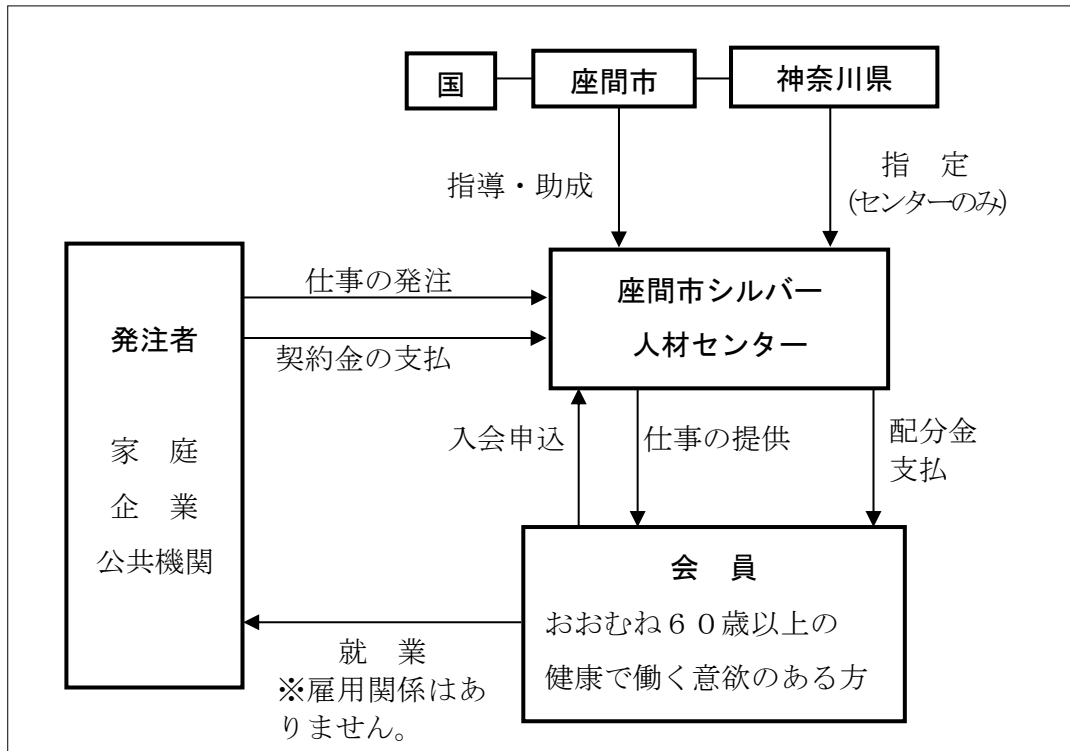
## 7 就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事から指定を受けている法人です。地域社会と連携し、高齢者の知識と経験、能力を生かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、会員に仕事を提供することを通じて、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、活力に満ちた地域社会の実現に貢献しています。

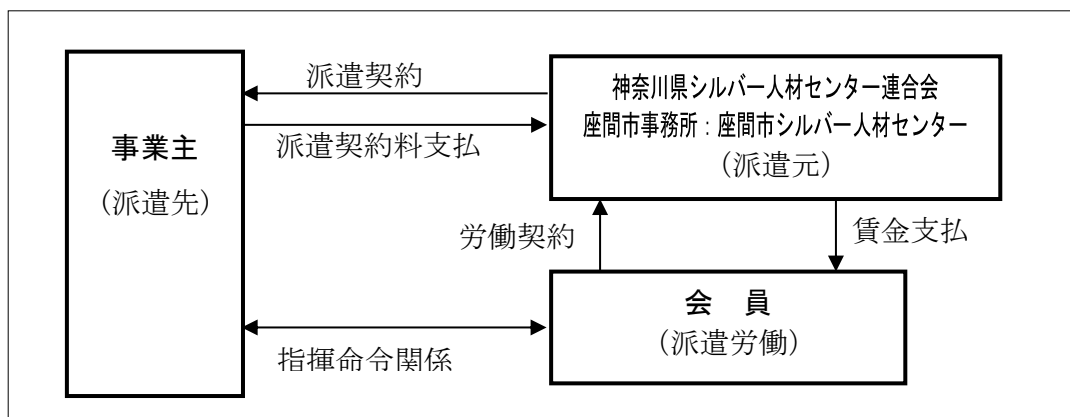
公益社団法人座間市シルバー人材センターは、昭和54年5月に座間市高齢者事業団として発足し、平成2年4月の法人化により現在に至っています。

### (1) シルバー人材センターの仕組み

#### ア 請負、委任による就業提供



#### イ 一般労働者派遣事業



(2) 会員数の推移

単位：人

(各年度末現在) 長寿支援課調

年	男 性	女 性	計
30年度	504	174	678
元年度	521	176	697
2年度	495	160	655
3年度	503	164	667
4年度	502	166	668

(3) 事業実績の推移

単位：件、人、円

長寿支援課調

年 度	受託件数			就業延べ実人員		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
30年度	384	3,217	3,601	2,663	9,326	11,989
元年度	387	3,272	3,659	2,679	8,993	11,672
2年度	373	3,213	3,586	2,535	8,822	11,357
3年度	395	3,183	3,578	2,614	8,899	11,615
4年度	358	3,204	3,562	2,594	8,773	11,367

年 度	就業延べ人員			契約金額		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
30年度	19,021	29,563	48,584	103,197,774	132,600,575	235,798,349
元年度	18,706	28,591	47,297	104,276,744	129,655,060	233,931,804
2年度	18,060	27,447	45,507	105,322,852	127,770,655	233,093,507
3年度	18,411	28,704	47,115	106,735,954	131,638,277	238,374,231
4年度	17,373	29,396	46,769	106,014,385	133,313,602	239,327,987

8 地域包括支援センター運営事業

高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健福祉・医療の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、市内に6か所の地域包括支援センターを設置しています。

○ 相談件数の推移

単位：件

長寿支援課調

年 度	相模が丘 地域包括 支援セン ター	ひばりが 丘地域包 括支援セ ンター	栗原地域 包括支援 センター	相武台地 域包括支 援センタ ー	立野台地 域包括支 援センタ ー	新田宿地 域包括支 援センタ ー	計
30年度	4,744	5,410	4,256	5,014	9,605	4,800	33,829
元年度	3,680	5,108	5,180	5,764	8,078	5,091	32,901
2年度	4,564	6,108	7,567	8,796	10,997	11,685	49,717
3年度	4,388	6,251	9,538	7,623	11,013	13,135	51,948
4年度	5,334	6,628	11,682	4,383	12,132	12,772	52,931



## 9 介護予防事業（地域支援事業）

### (1) 介護予防教室（脳いきいき運動教室、いきいきシニア運動教室 等）

認知機能低下を予防するための座学と有酸素運動、コグニサイズ、筋力運動、ストレッチ運動及び認知機能測定を取り入れた教室です。

単位：回、人

長寿支援課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
30年度	30	389
元年度	26	412
2年度	21	242
3年度	28	346
4年度	15	106

### (2) 介護予防教室（ますますげんき教室）

自宅でも取り組める介護予防の知識を学び、転倒予防のためのストレッチ運動、バランス運動、有酸素運動等を実施します。

単位：回、人

長寿支援課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
30年度	70	1,703
元年度	49	1,337
2年度	55	799

※令和2年度で事業終了。

### (3) 介護予防教室（関節らくらく水中ウォーキング教室）

水中ウォーキングや水中エクササイズ等を実施します。歩行・転倒予防に必要な足腰の筋力やバランス感覚を養います。

単位：人、千円

長寿支援課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
30年度	12	243
元年度	12	278
2年度	10	180
3年度	10	135

※令和3年度で事業終了。

(4) 介護予防教室（つきいち教室）

介護予防の観点（特に運動機能向上、閉じこもり予防）から、筋力トレーニング、ストレッチ運動、コグニサイズ、レクリエーション等を実施します。

単位：回、人

長寿支援課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
30年度	120	2,818
元年度	97	2,115
2年度	104	1,047
3年度	192	1,760
<b>4年度</b>	<b>54</b>	<b>1,064</b>

(5) 介護予防講演会

介護予防の観点から座学の講演会を実施しています。

単位：回、人

長寿支援課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
30年度	6	209
元年度	9	336
2年度	10	231
3年度	15	430
<b>4年度</b>	<b>16</b>	<b>370</b>

(6) 家族介護教室

高齢者を介護している介護者及び家族を対象に、介護技術や介護者の健康についての教室を開催しています。

単位：回、人

長寿支援課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
30年度	3	33
元年度	2	113
2年度	8	127
3年度	4	86
<b>4年度</b>	<b>4</b>	<b>121</b>

## 10 介護保険事業

高齢化の進行に伴い、介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加などのため、介護を社会的に支える制度として「介護保険制度」が平成12年4月に開始しました。

### (1) 被保険者数

介護保険における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に分けられます。

単位：人

（各年度末現在）介護保険課調

年 度	第1号被保険者	第2号被保険者	計
30年度	33,069	47,395	80,464
元年度	33,596	47,711	81,307
2年度	33,968	47,899	81,867
3年度	34,176	48,172	82,348
<b>4年度</b>	<b>34,326</b>	<b>48,407</b>	<b>82,733</b>

### (2) 要介護認定者数

介護保険制度では、何らかの介護を必要とする高齢者を「要介護（要支援）者」といい、その人の状態に応じて「要支援1・2」から「要介護1～5」までのいずれかに区分し、その状態に応じた介護サービスが受けられます。

単位：人

（各年度末現在）介護保険課、長寿支援課調

年 度	事業 対象 者	要支援		要介護					計
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
30年度	87	651	785	912	1,043	722	593	451	5,157
元年度	84	675	775	1,018	1,090	716	601	528	5,403
2年度	90	731	820	1,066	1,163	757	637	489	5,663
3年度	74	804	850	1,119	1,157	819	651	463	5,863
<b>4年度</b>	<b>76</b>	<b>854</b>	<b>799</b>	<b>1,193</b>	<b>1,183</b>	<b>854</b>	<b>721</b>	<b>491</b>	<b>6,095</b>

※計には事業対象者（基本チェックリストで生活機能の低下があると判定された方）を含みません。

(3) 第1号被保険者（65歳以上）所得段階別被保険者数

単位：人

（各年当初賦課月現在）介護保険課調

年	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
元年	5,106	2,279	2,619	4,630	4,385	4,052	5,111
2年	5,126	2,361	2,688	4,567	4,468	4,178	5,247
3年	5,243	2,507	2,843	4,445	4,578	4,073	5,610
4年	5,226	2,617	2,805	4,333	4,618	4,160	5,562
5年	<b>5,304</b>	<b>2,721</b>	<b>2,927</b>	<b>4,201</b>	<b>4,563</b>	<b>4,233</b>	<b>5,465</b>

年	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
元年	2,560	1,131	508	221	133	91	59
2年	2,625	1,141	535	209	127	106	59
3年	2,566	853	522	214	139	89	69
4年	2,582	861	517	247	154	101	84
5年	<b>2,712</b>	<b>866</b>	<b>522</b>	<b>233</b>	<b>172</b>	<b>92</b>	<b>69</b>

年	第15段階	第16段階	計
元年	45	329	33,259
2年	42	309	33,788
3年	44	305	34,100
4年	70	345	34,282
5年	<b>61</b>	<b>346</b>	<b>34,487</b>

- ※① 平成27年度から段階を16段階とし、合計所得金額を変更。第1段階については、低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、負担割合を0.05軽減。  
非課税世帯者：第1～第3段階 課税世帯内の非課税者：第4～第5段階 課税者：第6段階以上
- ② 平成30年度から第7段階と第8段階の合計所得金額を変更。
- ③ 平成31年度から低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、第1～第3段階の負担割合を変更。第1段階：0.125軽減。第2段階：0.11軽減。第3段階：0.025軽減。
- ④ 令和2年度から低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、第1～第3段階の負担割合を変更。第1段階：0.2軽減。第2段階：0.22軽減。第3段階：0.05軽減。
- ⑤ 令和3年度から第7段階から第9段階の合計所得金額を変更。

## (4) 介護保険サービス利用実績

## 介護保険課、長寿支援課調

年 度	訪問介護 (回)	訪問入浴 介護 (回)	訪問看護 (回)	訪問リハ ビリテー ション (回)	通所介護 (地域密 着型含 む) (回)	通所リハ ビリテー ション (回)	短期入所 生活介護 (日)	短期入所 療養介護 (老健) (日)
30年度	152,600	3,933	36,081	3,099	158,150	20,050	33,489	1,195
元年度	151,221	4,026	38,031	2,854	161,532	18,458	32,529	1,034
2年度	160,215	5,802	46,948	3,148	154,021	15,699	34,603	405
3年度	175,375	5,900	53,979	5,964	154,843	15,953	40,465	899
<b>4年度</b>	<b>181,483</b>	<b>5,503</b>	<b>58,671</b>	<b>5,705</b>	<b>155,486</b>	<b>16,516</b>	<b>37,655</b>	<b>1,248</b>

年 度	居宅療養 管理指導 (件)	居宅介護 支援 (件)	認知症対 応型共同 生活介護 (件)	特定施設 入居者生 活介護 (件)	特定施設 入居者生 活介護 (短期) (件)	特定福祉 用具購入 (件)	福祉用具 貸与 (件)	住宅改修 (件)
30年度	20,369	27,630	1,301	3,284	0	272	18,107	249
元年度	21,573	27,886	1,392	3,308	103	219	18,387	229
2年度	23,897	29,093	1,254	3,348	103	269	20,203	224
3年度	26,715	30,908	1,226	3,212	80	263	21,655	241
<b>4年度</b>	<b>30,103</b>	<b>32,661</b>	<b>1,425</b>	<b>3,541</b>	<b>56</b>	<b>259</b>	<b>23,020</b>	<b>211</b>

年 度	定期巡 回・随時 対応型訪 問介護看 護 (件)	認知症対 応型通所 介護 (回)	小規模多 機能型居 宅介護 (件)	複合型サ ービス看 護小規模 多機能型 (件)	介護老人 福祉施設 (件)	介護老人 保健施設 (件)	介護療養 型医療施 設 (件)	介護医療 院 (件)
30年度	7	38	626	124	5,643	2,062	251	4
元年度	19	0	523	138	5,898	2,040	238	83
2年度	110	0	516	151	6,239	1,893	150	186
3年度	127	0	603	175	6,345	2,042	100	155
<b>4年度</b>	<b>162</b>	<b>174</b>	<b>527</b>	<b>165</b>	<b>6,233</b>	<b>1,902</b>	<b>48</b>	<b>293</b>

年 度	介護予防 訪問介護 (件)	介護予防 訪問入浴 介護 (回)	介護予防 訪問看護 (回)	介護予防 訪問リハ ビリテー ション (回)	介護予防 通所介護 (件)	介護予防 通所リハ ビリテー ション (件)	介護予防 短期入所 生活介護 (日)	介護予防 短期入所 療養介護 (老健) (日)
30年度	12	0	3,418	440	8	721	160	38
元年度	0	0	4,755	622	0	857	184	0
2年度	0	0	5,814	1,068	0	829	112	2
3年度	0	1	7,231	1,820	0	898	178	0
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>6,792</b>	<b>2,379</b>	<b>0</b>	<b>855</b>	<b>253</b>	<b>0</b>

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、平成29年度に総合事業に移行しました。

年 度	介護予防 居宅療養 管理指導 (件)	介護予防 支援 (件)	介護予防 認知症対 応型通所 介護 (回)	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護 (件)	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護 (件)	介護予防 特定施設 入居者生 活介護 (件)	特定介護 予防福祉 用具購入 (件)	介護予防 福祉用具 貸与 (件)
30年度	1,174	4,920	0	10	23	364	85	3,801
元年度	1,423	5,754	0	0	14	448	97	4,492
2年度	1,417	6,558	0	0	0	422	110	5,100
3年度	1,669	7,466	0	0	22	459	106	5,835
<b>4年度</b>	<b>1,785</b>	<b>7,580</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>381</b>	<b>74</b>	<b>5,972</b>

年 度	住宅改修 (介護予 防) (件)	第一号訪 問介護 (件)	訪問型サ ービスA (回)	第一号通 所介護 (件)	介護予防 ケアマネ ジメント (件)
30年度	103	3,366	22	4,924	4,509
元年度	116	3,723	209	5,617	5,035
2年度	139	4,001	882	5,856	4,743
3年度	129	3,587	977	5,396	4,609
<b>4年度</b>	<b>119</b>	<b>3,362</b>	<b>1,180</b>	<b>5,762</b>	<b>4,735</b>

※介護サービス利用月の3月から翌年2月までの実績。

## 1.1 介護人材育成事業

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA従事者養成研修及び地域の担い手を養成する研修を実施しています。

単位：回、人

長寿支援課調

年 度	実施回数	訪問型サービスA従事者養成研修の参加人数
30年度	3	45
元年度	3	41
2年度	3	26
3年度	3	34
<b>4年度</b>	<b>2</b>	<b>18</b>

# V 障がい者の福祉

# 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

## (1) 障がい別身体障害者手帳交付状況

単位：人

(各年度末現在) 障がい福祉課調

年 度	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
30年度	3	229	232	5	312	317	0	40	40
元年度	2	234	236	5	329	334	0	41	41
2年度	3	227	230	5	321	326	0	41	41
3年度	3	228	231	7	314	321	0	43	43
4年度	2	243	245	4	347	351	4	41	45

年 度	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
30年度	37	1,824	1,861	12	1,215	1,227	57	3,620	3,677
元年度	30	1,831	1,861	12	1,254	1,266	49	3,689	3,738
2年度	32	1,778	1,810	13	1,252	1,265	53	3,619	3,672
3年度	33	1,739	1,772	11	1,305	1,316	54	3,629	3,683
4年度	34	1,704	1,738	12	1,342	1,354	59	3,674	3,733

## (2) 障がい等級別身体障害者手帳交付状況

単位：人

(令和5年3月31日現在) 障がい福祉課調

等 級	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1級	0	69	69	0	10	10	0	2	2
2級	1	79	80	4	82	86	0	3	3
3級	1	15	16	0	31	31	4	20	24
4級	0	18	18	0	94	94	0	16	16
5級	0	39	39	0	0	0	0	0	0
6級	0	23	23	0	130	130	0	0	0
計	2	243	245	4	347	351	4	41	45

等 級	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1級	20	348	368	6	854	860	26	1,283	1,309
2級	7	346	353	0	22	22	12	532	544
3級	3	289	292	5	139	144	13	494	507
4級	2	495	497	1	326	327	3	949	952
5級	0	164	164	0	1	1	0	204	204
6級	2	62	64	0	0	0	5	212	217
計	34	1,704	1,738	12	1,342	1,354	59	3,674	3,733



## (3) 身体障害者手帳新規交付状況

単位：人

(令和5年3月31日現在) 障がい福祉課調

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	計
1級	4	0	0	62	72	138
2級	9	0	0	11	1	21
3級	0	0	5	0	1	6
4級	0	11	0	7	40	58
5級	1	0	0	8	0	9
6級	0	22	0	2	0	24
計	14	33	5	90	114	256

## (4) 療育手帳の交付状況

単位：人

(各年度末現在) 障がい福祉課調

年度	最重度			重度			中度		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
30年度	33	123	156	53	131	184	56	198	254
元年度	41	127	168	45	134	179	67	205	272
2年度	46	125	171	51	133	184	79	205	284
3年度	38	134	172	55	127	182	80	202	282
4年度	37	143	180	48	139	187	83	209	292

年度	軽度			計		
	児	者	計	児	者	計
30年度	204	253	457	346	705	1,051
元年度	211	281	492	364	747	1,111
2年度	277	260	537	453	723	1,176
3年度	260	299	559	433	762	1,195
4年度	263	329	592	431	820	1,251

## (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

単位：人

(各年度末現在) 障がい福祉課調

年度	1級	2級	3級	計
30年度	106	817	384	1,307
元年度	110	871	421	1,402
2年度	102	922	431	1,455
3年度	110	976	456	1,542
4年度	127	1,062	494	1,683

## 2 医療

### (1) 更生医療の給付

18歳以上で身体障害者手帳を所持している方が、障がいの除去又は障がいの程度を軽くすることを目的とした必要な医療の給付をしています。原則として医療費の1割が自己負担になります。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	内 部			腎臓（内部の内数）		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
30年度	129	1,475	214,172,760	114	1,349	208,403,355
元年度	122	1,693	207,687,645	101	1,539	201,527,387
2年度	120	1,951	215,575,316	101	1,796	208,841,820
3年度	154	2,184	200,480,944	124	1,995	191,887,410
4年度	197	2,325	199,304,014	164	2,014	172,317,372

年 度	視覚・肢体			合 計		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
30年度	1	1	52,600	130	1,476	214,225,360
元年度	4	3	135,666	126	1,696	207,823,311
2年度	0	0	0	120	1,951	215,575,316
3年度	2	3	161,392	156	2,187	200,642,336
4年度	0	0	0	197	2,325	199,304,014

### (2) 育成医療費の給付

育成医療については、平成25年度から神奈川県からの権限移譲により、市で給付しています。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
30年度	10	30	887,465
元年度	3	10	108,260
2年度	1	3	88,310
3年度	1	1	33,950
4年度	1	1	33,950

(3) 更生医療育成医療費自己負担金助成

更生医療育成医療費については一部自己負担が掛かりますが、市ではこの自己負担について助成しています。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
30年度	26	169	1,481,140
元年度	25	182	1,057,750
2年度	37	303	1,767,400
3年度	41	369	1,892,740
4年度	45	455	2,777,970

(4) 精神科通院医療費公費負担制度

精神科通院医療費の自己負担を軽減する制度です。

単位：件

障がい福祉課調

年 度	利用件数
30年度	2,325
元年度	2,373
2年度	2,768
3年度	2,568
4年度	2,810

### 3 手 当

#### (1) 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
30年度	14,650	690	57	10,100,030
元年度	14,790	730	61	10,781,300
2年度	14,880	714	60	10,613,520
3年度	14,880	700	58	10,416,000
<b>4年度</b>	<b>14,850</b>	<b>631</b>	<b>53</b>	<b>9,373,710</b>

#### (2) 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
30年度	26,940	764	64	20,566,040
元年度	27,200	787	66	21,372,080
2年度	27,350	772	64	21,095,000
3年度	27,350	775	65	21,196,250
<b>4年度</b>	<b>27,300</b>	<b>797</b>	<b>66</b>	<b>21,764,950</b>

#### (3) 経過的福祉手当

昭和61年4月1日の年金制度改正に伴う法改正の際、従来の福祉手当の受給資格者のうち20歳以上で特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない方について、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
30年度	14,650	11	1	161,010
元年度	14,790	0	0	0
2年度	14,880	6	1	89,280
3年度	14,880	12	1	178,560
<b>4年度</b>	<b>14,850</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>89,160</b>

#### (4) 神奈川県在宅重度障害者等手当

8月1日現在で、6か月以上県内に居住している重複重度障がい者等に対し、神奈川県から支給されます。新規手帳取得で65歳以上の方は該当しません。既に療育手帳を取得されている方は該当します。

ア 受給対象者

要件 (いずれかに該当する方)	年支給額
身体障害者手帳1・2級で、かつ療育手帳A1・2、B1の方	60,000円
身体障害者手帳1・2級で、かつ知能指数50以下の方	
身体障害者手帳1・2級で、かつ精神障害者保健福祉手帳1級の方	
精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ療育手帳A1・2の方	
精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ知能指数35以下の方	
身体障害者手帳3級で、精神障害者保健福祉手帳1級、かつ療育手帳B1又は知能指数50以下の方	
特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方	

イ 受給者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	受給者数
30年度	128
元年度	128
2年度	137
3年度	130
4年度	123

(5) 座間市心身障害者手当

心身障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として、年1回支給しています。

4月1日時点で障がい等級、年齢、所得（課税）状況、他手当の受給状況、施設に入所しているか否か、市内に1年以上居住しているかについての要件を満たす方が対象となります。

ア 支給基準

身障手帳	療育手帳	精神手帳	年 額
1・2級	A1・2	1級	15,000円

イ 支給状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	身障手帳		療育手帳		精神手帳	
	1・2級		A1・2		1級	
	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額
30年度	36	540,000	14	210,000	5	75,000
元年度	36	540,000	11	165,000	8	120,000
2年度	34	510,000	11	165,000	7	105,000
3年度	29	435,000	15	225,000	13	195,000
4年度	26	390,000	14	210,000	9	135,000

(6) 重度障害者介護手当

日常生活動作が自立していない在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を所持している方及び重度知的障がいと判定された方）を常時介護している方に対して年額10万円を支給しています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	受給者数	支給総額
30年度	0	0
元年度	0	0
2年度	0	0
3年度	0	0
4年度	0	0

(7) 心身障害者扶養共済

心身障がい児・者（知的障がい、身体障害者手帳1～3級を所持する方、精神障がい）を扶養している方が加入し掛金を納付した場合、加入者が死亡又は重度の障がい者となったとき心身障がい児者に年金を支給しています。1口加入で月額2万円、2口加入で月額4万円支給されます。

#### 4 日常生活の支援

##### (1) 補装具の交付・修理

身体障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し補うために用いられる用具の交付及び修理を実施しています。

##### ア 身体障がい者補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
30年度	89	10,462,425	361,471	10,823,896
元年度	102	10,531,476	356,563	10,888,039
2年度	79	8,558,729	416,029	8,974,758
3年度	100	14,096,177	385,348	14,481,525
<b>4年度</b>	<b>105</b>	<b>9,855,793</b>	<b>501,222</b>	<b>10,357,015</b>

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
30年度	80	3,258,135	150,274	3,408,409
元年度	76	4,481,922	160,279	4,642,201
2年度	55	1,983,818	70,302	2,054,120
3年度	90	4,636,829	190,446	4,827,275
<b>4年度</b>	<b>64</b>	<b>2,745,216</b>	<b>68,351</b>	<b>2,813,567</b>

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
30年度	169	13,720,560	511,745	14,232,305
元年度	178	15,013,398	516,842	15,530,240
2年度	134	10,542,547	486,331	11,028,878
3年度	190	18,733,006	575,794	19,308,800
<b>4年度</b>	<b>169</b>	<b>12,601,009</b>	<b>569,573</b>	<b>13,170,582</b>

イ 身体障がい者補装具種別件数

単位：件、円

(令和4年度) 障がい福祉課調

種別	交付			
	件数	金額		
		公費負担	自己負担	計
義肢	4	1,375,628	100,989	1,476,617
装具	13	1,124,975	57,349	1,182,324
座位保持装置	1	128,599	0	128,599
盲人安全つえ	13	69,712	7,725	77,437
義眼	1	87,450	0	87,450
眼鏡	6	151,794	79,110	230,904
補聴器	55	3,662,717	187,025	3,849,742
車いす	9	1,971,884	68,102	2,039,986
電動車いす	2	1,274,734	0	1,274,734
歩行補助つえ	1	8,300	922	9,222
合計	105	9,855,793	501,222	10,357,015

種別	修理			
	件数	金額		
		公費負担	自己負担	計
義肢	2	19,510	2,167	21,677
装具	17	501,122	1,325	502,447
盲人安全つえ	1	2,970	0	2,970
補聴器	7	102,420	2,377	104,797
車いす	22	954,331	32,073	986,404
電動車いす	11	829,389	30,409	859,798
座位保持装置	4	335,474	0	335,474
合計	64	2,745,216	68,351	2,813,567

ウ 身体障がい児補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年度	交付			
	件数	金額		
		公費負担	自己負担	計
30年度	30	4,311,274	460,484	4,771,758
元年度	32	5,596,453	419,444	6,015,897
2年度	34	7,561,892	413,877	7,975,769
3年度	26	6,439,775	369,996	6,809,771
4年度	21	4,555,248	294,839	4,850,087



年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
30年度	15	1,144,764	122,307	1,267,071
元年度	14	798,135	88,678	886,813
2年度	17	782,329	48,870	831,199
3年度	9	751,232	60,302	811,534
4年度	10	322,550	20,486	343,036

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
30年度	45	5,456,038	582,791	6,038,829
元年度	46	6,394,588	508,122	6,902,710
2年度	51	8,344,221	462,747	8,806,968
3年度	35	7,191,007	430,298	7,621,305
4年度	31	4,877,798	315,325	5,193,123

エ 身体障がい児補装具種別件数

単位：件、円

(令和4年度)障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
装 具	10	1,505,449	137,876	1,643,325
車いす	6	1,936,380	102,210	2,038,590
座位保持いす	1	62,010	6,890	68,900
座位保持装置	3	955,436	37,200	992,636
歩行器	1	95,973	10,663	106,636
合 計	21	4,555,248	294,839	4,850,087

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
装具	4	122,972	13,662	136,634
補聴器	2	34,430	3,825	38,255
座位保持いす	1	19,080	2,120	21,200
座位保持装置	1	7,919	879	8,798
車いす	2	138,149	0	138,149
合 計	10	322,550	20,486	343,036

(2) 重度障がい者住宅設備改良費助成状況

玄関、浴室、便所等の設備の改造工事を行う費用について、80万円を限度として助成しています。所得により制限があります。

- ・対 象 ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 療育手帳A1・A2、知能指数35以下
- ③ 視覚、下肢、体幹で身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1又は知能指数50以下

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	助成額
30年度	3	1,729,400
元年度	6	2,340,203
2年度	2	1,066,668
3年度	9	4,643,403
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

(3) 障害者施設通所交通費の助成（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の障害福祉サービスを提供する施設又は地域活動支援センターⅢ型に通所している方の交通費を助成しています。

ア 助成の内容

- ・交通機関利用の場合
  - ① 3か月の定期乗車券の額の2分の1を上限とし、運賃の2分の1の額に通所日数を乗じた額を助成（身体・知的障がい者）
  - ② 3か月の定期乗車券の額を上限とし、運賃に通所日数を乗じた額を助成（精神障がい者）
- ・自家用車利用の場合 通所に要するガソリン代（身体・知的障がい者）
 

（片道）	5km未満	月額	2,000円
	5～10km	月額	3,000円
	10km以上	月額	5,000円

イ 助成状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	金 額
30年度	338	15,188,642
元年度	330	15,644,529
2年度	318	13,780,312
3年度	324	13,566,237
<b>4年度</b>	<b>345</b>	<b>14,270,718</b>

(4) 居宅介護等事業（身体介護、家事援助、通院介助、行動援護、同行援護）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者の地域生活を支える身体介護や家事等、居宅生活全般にわたる援助及び外出支援の移動介護を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	1,782	132,332,222
元年度	1,816	154,592,388
2年度	1,886	206,108,629
3年度	2,083	266,641,713
4年度	2,134	270,794,295

(5) 精神保健福祉に関する相談、訪問

単位：件

障がい福祉課調

年 度	面 接	電 話	訪 問
30年度	194	785	182
元年度	233	793	67
2年度	112	392	31
3年度	133	211	34
4年度	107	200	15

(6) 児童発達支援等事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所訪問支援）

障がい児が、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導や訓練を受けるものです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	6,373	328,953,182
元年度	7,008	382,101,435
2年度	7,661	411,597,105
3年度	9,350	508,893,981
4年度	10,659	586,094,905

(7) 短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者を介護する者や保護者の疾病、その他の理由により、障害者支援施設、障害児入所支援施設等に短期間入所し、適切な支援を実施するものです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	1,395	66,309,086
元年度	1,355	59,428,785
2年度	851	39,676,334
3年度	1,031	43,450,559
4年度	1,079	45,817,887

(8) 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域において共同生活を営む知的障がい者に対し、寄り添う日常生活上の援助をしています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	金 額
30年度	1,469	270,241,429
元年度	1,683	338,075,682
2年度	1,934	397,907,755
3年度	2,017	411,074,472
4年度	2,261	483,214,020

(9) グループホーム入所状況

単位：件、人

障がい福祉課調

年 度	事業所数	入所者数
30年度	73	137
元年度	82	161
2年度	86	182
3年度	97	192
4年度	110	207

(10) 地域活動支援センター事業

単位：円

障がい福祉課調

年 度	えのきの里（昭和63年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
30年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	2,400,000	0	12,532,000
元年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	2,400,000	0	12,532,000
2年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	2,400,000	0	12,532,000
3年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,400,000	0	12,814,000
4年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,400,000	0	12,814,000

年 度	かざぐるま（平成16年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
30年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,413,000	500,000	13,327,000
元年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,441,000	500,000	13,355,000
2年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,504,000	500,000	13,418,000
3年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,227,000	500,000	13,141,000
4年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,209,000	500,000	13,123,000

年 度	神奈川ライトハウス（平成21年4月開所）					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
30年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,922,000	500,000	12,836,000
元年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,830,000	500,000	12,744,000
2年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,830,000	500,000	12,744,000
3年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,830,000	500,000	12,744,000
4年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,030,000	500,000	12,944,000

年 度	tisse（平成25年4月開所）I型					
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	計
30年度	6,000,000	6,000,000	2,914,000	3,458,000	500,000	18,872,000
元年度	6,000,000	6,000,000	2,914,000	2,683,000	500,000	18,097,000
2年度	6,000,000	6,000,000	2,914,000	1,436,000	500,000	16,850,000
3年度	6,000,000	6,000,000	1,897,000	702,000	500,000	15,099,000
4年度	6,000,000	6,000,000	2,914,000	1,403,000	500,000	16,817,000

※① 地域拠点事業：地域ネットワーク事業、地域交流事業、地域拠点事業

② フレキシブル事業：専門職員配置事業、制度のはざま対応事業、重度障害者対応事業、インターンシップ等事業、自立訓練事業、一時利用事業、時間延長事業、休日開所事業、ピアサポート事業

(11) 理髪・美容利用の助成事業

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2を所持している方が、65歳未満で障がいによる寝たきりの状態にあり、理髪・美容店に行けない方又は障がい者が属する世帯全員の前年度分の市・県民税が非課税世帯の方に費用の一部を助成します。

ア 申請者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
30年度	5	50	55
元年度	4	51	55
2年度	5	49	54
3年度	6	42	48
<b>4年度</b>	<b>4</b>	<b>32</b>	<b>36</b>

イ 利用枚数

単位：枚

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
30年度	17	204	221
元年度	11	168	179
2年度	7	161	168
3年度	7	170	177
<b>4年度</b>	<b>9</b>	<b>132</b>	<b>141</b>

ウ 利用金額

単位：円

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
30年度	96,900	408,000	504,900
元年度	62,700	336,000	398,700
2年度	39,900	322,000	361,900
3年度	39,900	340,000	379,900
<b>4年度</b>	<b>51,300</b>	<b>264,000</b>	<b>315,300</b>

※出張券1枚＝5,700円、助成券1枚2,000円

## 5 移動手段の確保

### (1) 福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券、福祉タクシー利用券

タクシー利用券を、1か月につき500円券2枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限が年度内にある場合に支給します。

※福祉タクシー利用券、バス回数券支給と重複してサービスを受けることはできません。

#### ア 福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券

※H28年度から福祉タクシー利用券と自動車燃料費助成券を一本化

- ・対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患  
り患者、精神障害者保健福祉手帳（1級）と自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

#### イ 福祉タクシー利用券

- ・対象者 精神障害者保健福祉手帳（2～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）  
をお持ちの方

#### ウ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
30年度	2,262	44,513	22,256,500
元年度	2,304	44,011	22,005,500
2年度	2,452	42,985	21,492,500
3年度	2,437	45,827	22,913,500
<b>4年度</b>	<b>2,481</b>	<b>45,094</b>	<b>22,547,000</b>

### (2) バス回数券の支給

在宅精神障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を支援するため、バスを利用できる回数券（1か月につき10円券110枚つづりを1冊）を支給します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限が年度内にある場合に支給します。

- ア 対象者 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）  
をお持ちの方

#### イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	支給枚数	金 額
30年度	262	2,944	2,944,000
元年度	274	2,967	2,967,000
2年度	280	3,059	3,059,000
3年度	299	3,209	3,209,000
<b>4年度</b>	<b>283</b>	<b>3,037</b>	<b>3,037,000</b>

## 6 税金の控除・減免

### (1) 所得税及び市県民税の控除

所得税及び市県民税額の計算の基礎となる総所得から、障がい程度や扶養の状況（障がい者本人、配偶者、扶養親族等）に応じて一定の金額の控除を受けることができます。

### (2) 相続税の控除

相続人が障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

### (3) 自動車税・環境性能割の減免

障がい者の方一人につき1台のみで、次の①又は②に該当する場合、自動車税・環境性能割の減免を受けることができます。なお、障がいの程度や部位により該当しない場合があります。

①障がい者の方または同一生計の家族が所有し運転する車

②障がい者等のみで構成される世帯の、障がい者が所有する車

（ただし常時介護する方が使用する場合に限る）

### (4) 軽自動車税の減免

障がい者の方一人につき1台のみで、普通自動車の減免を受けていない本人又は同一生計の家族が所有し運転する軽自動車（排気量125CC以下の原動機付自転車、軽二輪車、排気量660CC未満の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）については減免を受けることができます。



## 7 交通機関等の割引

### (1) JR運賃等の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を乗車券購入の際に窓口で手帳を提示することで運賃等が割引されます。

- ・第1種障害者：介護者とともに50%の割引（単独の場合は片道100kmを越える区間）
- ・第2種障害者：本人のみ片道100kmを越える区間50%の割引

※① 小児定期乗車券、急行回数券及び特急券については適用されません。

② 一部私鉄でも割引が受けられます。

### (2) 航空旅客運賃の割引

障がいの程度にかかわらず障害者手帳を提示できる方全員に対して、国内線各社定期航空路線の運賃が割引されます。航空券購入の際に窓口で手帳を提示してください。

ただし、航空運送事業者又は路線によって異なることがありますので、詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

- ・第1種障害者：単独又は介護者とともに搭乗する場合、本人及び介護者1人
- ・第2種障害者：本人のみ

### (3) バス運賃の割引

身体障害者又は療育手帳を乗車券購入の際に提示することで運賃等が割引されます。

- ・第1種障害者：本人及び介護者1人につき乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%の割引
- ・第2種障害者：本人のみ乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%割引

※① 定期乗車券購入の際は、福祉事務所長発行の割引証が必要になります。

② 一部バス会社には適用されない場合があります。

### (4) 有料道路通行料金の割引

割引に当たり、市が承諾した障害者手帳を提示することにより、有料道路通行料金が50%割引されます。

- ・第1種又は第2種の障がい者が自ら運転する場合
- ・第1種の障がい者を同乗させて、その家族が運転する場合

## 8 公共料金等の減免

### (1) NHK放送受信料の減免

市で受付し交付された「申請書兼証明書」をNHKに送付することで減免を受けることができます。

- ・全額免除対象：身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者が属する市県民税非課税世帯
- ・半額免除対象：世帯主と契約者が同一で、視覚・聴覚障がいの方、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

### (2) 水道料金の減免

同一居所に居住する全員が市区町村民税非課税であり、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方がいる場合は、水道基本料金の減免を受けることができます。

### (3) 公共下水道使用料の減免

同一居所に居住する全員が市区町村民税非課税であり、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方がいる場合は、下水道基本使用料の減免を受けることができます。

### (4) し尿収集手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯は手数料の減免を受けることができます。

### (5) 生活排水処理手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯は手数料の減免を受けることができます。

### (6) 粗大ごみ収集手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯は年間5点まで手数料の減免を受けることができます。

## 9 スポーツ・レクリエーション活動の支援

### (1) 神奈川県障害者スポーツ大会

神奈川県・神奈川県身体障害者連合会の主催により開催されるスポーツ大会への参加を支援しています。

### (2) 神奈川県ゆうあいピック大会

神奈川県内の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会への参加を支援しています。

### (3) 全国障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の理解と認識を深め、知的障がい者及び身体障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催されています。

### (4) にこにこひまわり運動会

団体の主催により、社会参加の促進、親睦及び交流を目的に開催されています。運営について支援しています。

### (5) 障害者スポーツ教室

障がい者のスポーツやレクリエーション活動への参加は、心身の健康を増進するだけでなく、障がい者の生活を豊かにし、スポーツの場で交流や触れ合いを通じて障がい者の社会参加を推進するものであり、月1回（4月・12月・3月は除く）市民体育館で開催しています。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	参加延べ人数
30年度	150
元年度	164
2年度	57
3年度	10
4年度	8

## 10 障害福祉相談員活動

障がい者やその家族から養育、生活、就学等の相談に応じ、必要な助言等を行っています。市内には、その障がい特性に応じた6人の相談員が市長から委嘱されています。

## 1.1 その他の障がい福祉サービス

### (1) 介護給付

#### ア 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、主に生活能力向上のために必要な支援を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	2,841	628,513,975
元年度	2,788	621,270,440
2年度	2,780	638,743,409
3年度	2,806	636,148,270
<b>4年度</b>	<b>2,887</b>	<b>666,766,578</b>

#### イ 施設入所支援

地域生活が困難な障がい者を対象とした主に夜間に提供している介護サービスです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	1,007	159,232,216
元年度	986	157,199,539
2年度	974	157,899,077
3年度	902	152,710,952
<b>4年度</b>	<b>881</b>	<b>144,996,880</b>

### (2) 訓練等給付

#### ア 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	24	2,980,953
元年度	12	1,301,703
2年度	26	2,801,241
3年度	6	767,836
<b>4年度</b>	<b>14</b>	<b>1,587,983</b>

イ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練等を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	38	4,195,184
元年度	74	9,023,335
2年度	131	17,281,336
3年度	140	19,999,428
<b>4年度</b>	<b>91</b>	<b>17,822,721</b>

ウ 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持、向上のための訓練を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	13	1,574,684
元年度	1	95,079
2年度	1	143,095
3年度	43	5,786,764
<b>3年度</b>	<b>49</b>	<b>6,230,304</b>

エ 就労移行支援

就労希望者を対象とし、有期のプログラムにより、職場実習等の訓練を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	611	99,293,047
元年度	537	85,961,315
2年度	572	108,476,994
3年度	464	81,280,545
<b>4年度</b>	<b>559</b>	<b>100,216,856</b>

オ 就労継続支援A型

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく、通所により就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練をし、一般就労への移行に向けて支援を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	388	54,105,708
元年度	450	70,604,585
2年度	389	67,560,564
3年度	355	67,904,905
<b>4年度</b>	<b>338</b>	<b>62,592,494</b>

カ 就労継続支援B型

就労が困難な障がい者を対象とし、雇用契約を結ばず、継続的に生産活動に係る必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	3,128	326,613,028
元年度	3,150	341,438,412
2年度	3,180	349,305,414
3年度	3,440	388,840,297
<b>4年度</b>	<b>3,878</b>	<b>431,787,284</b>

キ 就労定着支援

通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等と連絡調整をするとともに、利用者からの相談、指導及び助言等の必要な支援を平成30年度から実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
30年度	37	1,093,786
元年度	220	6,921,646
2年度	293	9,294,530
3年度	417	12,727,418
<b>4年度</b>	<b>382</b>	<b>11,077,468</b>

## 1.2 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施しています。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から開始した事業です。

### (1) 相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を、障がい福祉課及び委託相談支援事業所で実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	相談件数	委託料
30年度	6,461	36,280,000
元年度	6,380	31,300,000
2年度	6,234	41,500,000
3年度	6,778	41,500,000
<b>4年度</b>	<b>7,938</b>	<b>39,880,000</b>

### (2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため情報の取得が困難な方のために、手話通訳・要約筆記者の派遣、点訳・音訳・音声コードによる公文書の発行、手話奉仕員養成講習会の開催等を実施しています。

#### ア 手話通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣件数	金 額
30年度	548	3,064,875
元年度	326	1,788,680
2年度	254	1,296,074
3年度	394	2,059,190
<b>4年度</b>	<b>336</b>	<b>1,794,550</b>

#### イ 要約筆記通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣件数	金 額
30年度	69	341,200
元年度	49	354,000
2年度	32	162,100
3年度	44	196,800
<b>4年度</b>	<b>56</b>	<b>280,900</b>

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しています。

ア 重度身体障害者（児）日常生活用具給付の状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		身体障がい児		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
30年度	2,445	22,653,202	213	1,896,566	2,658	24,549,768
元年度	2,486	21,317,918	214	2,093,828	2,700	23,411,746
2年度	2,217	23,116,301	187	1,933,349	2,404	25,049,650
3年度	2,557	26,775,209	154	2,113,484	2,711	28,888,693
<b>4年度</b>	<b>2,959</b>	<b>29,111,906</b>	<b>184</b>	<b>1,706,742</b>	<b>3,143</b>	<b>30,818,648</b>

イ 身体障がい者日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(令和4年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
ストマ用器具	2,529	21,605,363	2,147,940	23,753,303
紙おむつ	366	4,156,006	44,124	4,200,130
視覚障害者用拡大読書器	3	534,600	148,400	683,000
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	255,000	0	255,000
聴覚障害者用屋内信号装置	6	438,020	25,180	463,200
電気式たん吸引器	10	502,378	44,202	546,580
盲人用音声体重計	1	15,300	0	15,300
盲人用音声血圧計	2	19,400	0	19,400
人工喉頭（電動式）	4	266,400	25,600	292,000
特殊マット	1	135,000	15,000	150,000
特殊寝台	3	446,600	15,400	462,000
盲人用音声体温計	3	27,000	0	27,000
入浴補助用具	4	250,043	37,917	287,960
情報・通信支援用具	3	207,000	2,000	209,000
移動・移乗支援用具	2	50,470	236,530	287,000
盲人用音声時計	7	78,220	10,980	89,200
火災報知器	2	22,750	1,550	24,300
視覚障害者用活字文書読上げ装置	1	39,900	0	39,900
収尿器（女子用）	6	7,650	61,350	69,000
頭部保護帽（スポンジ革製）	1	15,656	0	15,656
歩行補助つえ	1	3,150	0	3,150
吸入器	1	36,000	0	36,000
<b>合計</b>	<b>2,959</b>	<b>29,111,906</b>	<b>2,816,173</b>	<b>31,928,079</b>



ウ 身体障がい児日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(令和4年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
紙おむつ	179	1,437,594	122,652	1,560,246
頭部保護帽	2	27,771	3,085	30,856
電気式たん吸引器	2	107,160	5,640	112,800
訓練用ベッド	1	134,217	14,913	149,130
合計	184	1,706,742	146,290	1,853,032

(4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために、外出するときの移動の介護を実施しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金額
30年度	1,483	28,780,536
元年度	1,561	29,727,536
2年度	1,062	20,095,296
3年度	1,161	21,081,078
4年度	1,149	20,125,262

(5) 訪問入浴サービス事業

原則、満18歳以上満65歳未満の寝たきり等の状態にある重度身体障がいがある方で、家庭において入浴をさせることが困難な方に訪問入浴サービスを実施しています。

単位：人、回、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	延べ実施回数	金 額
30年度	141	877	10,294,911
元年度	138	843	9,873,849
2年度	130	858	10,090,494
3年度	149	1,002	11,746,086
4年度	154	1,011	11,943,273

(6) 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、その家族等の就労支援及び一時的な負担軽減を図っています。

- ・ 対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、原則、就学児以上65歳未満の方  
※事業所ごとに対象は異なります。
- ・ 場 所 委託事業所：アガペサポートセンター、緑の家  
指定登録事業所：赤い屋根、虹の家、愛の森学園、星谷学園、スカイプラザ、てまりホームヘルプサービス、デイセンター永耕、もみの木生活介護、歩会、中井やまゆり園、介護サービス・光

単位：人、時間、円

障がい福祉課調

年 度	実施箇所数	利用者延べ人数	利用延べ時間	金 額
30年度	10	9,413	42,572	91,414,689
元年度	10	9,393	42,325	90,533,084
2年度	10	7,888	37,388	77,174,983
3年度	9	7,827	37,201	86,673,615
<b>4年度</b>	<b>9</b>	<b>7,653</b>	<b>35,509</b>	<b>82,767,416</b>

(7) 自動車運転免許取得・自動車改造事業

ア 自動車運転訓練費用の助成

身体障がいのある方が、運転免許を取得するために自動車教習所等において技能検定に合格するまでに要した費用の2/3以内の額で10万円を限度として助成しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
30年度	2	200,000
元年度	1	78,000
2年度	2	200,000
3年度	0	0
<b>4年度</b>	<b>1</b>	<b>100,000</b>

イ 自動車改造費用の助成

身体障がいのある方が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を、10万円を限度に助成しています。所得により制限があります。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
30年度	1	100,000
元年度	3	300,000
2年度	0	0
3年度	3	300,000
<b>4年度</b>	<b>2</b>	<b>197,400</b>

### 13 施設

障がいの部位や程度に応じた、日常生活動作や作業的な訓練を目的とした入所又は通所で施設訓練等支援を活用しています。

#### (1) 身体・知的・精神障がい者施設入所、通所状況

単位：件、人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

年 度	居住系		日中活動系			
	施設入所		生活介護		就労移行	
	事業所数	入所者数	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
30年	31	83	74	230	22	46
31年	32	82	77	226	25	48
2年	29	80	73	218	21	35
3年	27	72	74	222	22	39
<b>4年</b>	<b>28</b>	<b>77</b>	<b>82</b>	<b>240</b>	<b>26</b>	<b>60</b>

年 度	日中活動系			
	就労継続A型		就労継続B型	
	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
30年	11	33	61	245
31年	11	33	66	249
2年	12	37	63	256
3年	13	28	72	305
<b>4年</b>	<b>16</b>	<b>32</b>	<b>85</b>	<b>356</b>

#### (2) 療養介護給付費、療養介護医療費

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所者数	金 額
30年度	22	75,737,032
元年度	22	78,929,615
2年度	20	82,614,027
3年度	21	87,038,216
<b>4年度</b>	<b>21</b>	<b>87,873,693</b>

#### 1.4 育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン・ホープ）

##### (1) 乳幼児発達支援事業（育児教室、個別相談、巡回訪問相談）

###### ア 育児教室

単位：人

こども家庭課調

年 度	在籍児数	教室別		
		にこにこ教室	わくわく教室	すくすく教室
30年度	53	9	30	14
元年度	62	11	31	20
2年度	35	1	22	12
3年度	49	4	27	18
<b>4年度</b>	<b>51</b>	<b>6</b>	<b>27</b>	<b>18</b>

※① にこにこ教室：一人歩きができる前の幼児が対象

② わくわく教室：一人歩きができる程度から3歳児までの幼児が対象

③ すくすく教室：3歳0か月以上の幼児が対象

###### イ 個別相談

単位：件

こども家庭課調

年 度	理学療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
30年度	10	31	29	70
元年度	12	25	56	93
2年度	23	19	58	100
3年度	31	11	27	69
<b>4年度</b>	<b>3</b>	<b>26</b>	<b>42</b>	<b>71</b>

年 度	作業療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
30年度	0	64	26	90
元年度	1	42	16	59
2年度	0	26	26	52
3年度	0	7	70	77
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>30</b>	<b>42</b>

年 度	言語聴覚療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
30年度	1	65	86	152
元年度	0	47	76	123
2年度	3	30	64	97
3年度	0	5	78	83
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>26</b>	<b>72</b>	<b>98</b>

年 度	心理相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
30年度	80	86	304	470
元年度	100	68	337	505
2年度	74	79	287	440
3年度	83	71	419	573
<b>4年度</b>	<b>59</b>	<b>58</b>	<b>386</b>	<b>503</b>

#### ウ 発達相談

乳幼児期の運動発達面での心配について、理学療法士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：件

こども家庭課調

年 度	相談件数
30年度	92
元年度	86
2年度	36
3年度	56
<b>4年度</b>	<b>50</b>

#### エ 巡回訪問相談

単位：件

こども家庭課調

年 度	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士	計
30年度	4	1	0	151	156
元年度	13	5	0	118	136
2年度	2	2	0	84	88
3年度	3	1	0	76	80
<b>4年度</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>79</b>	<b>88</b>

#### (2) 児童発達支援事業（サニーキッズ）

所在地 座間市緑ヶ丘1-2-1（総合福祉センター内）

※ 令和5年10月1日移転し、児童発達支援センター「サニーキッズ」を開所。

移転先：座間市小松原1-45-21（旧生きがいセンター）

利用児が心身ともに豊かな生活を送れるよう、発達における相談を多角的視点から支援し、日常生活における基本的習慣の習得と社会性の発達を促すことを目的として実施しています。

※① 平成20年度、「サン・ホープ」から「サニーキッズ」に名称変更。

② 平成20年度から、業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

③ 平成24年度、法改正に伴い、児童デイサービス事業の根拠法令が児童福祉法になったため、児童発達支援事業へ名称変更。

④ 平成28年度から学齢児ムーブメント廃止。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通園 児数	年齢別				障がい別				交流保育 参加数
		2歳児 以内	3歳児	4歳児	5歳児	知的 障がい	肢体 不自由	重症 心身	その他	
30年度	35	6	11	8	10	20	0	2	13	64
元年度	39	5	13	13	8	24	2	1	12	76
2年度	40	12	7	10	11	32	2	0	6	0
3年度	41	7	17	11	6	37	2	0	2	0
4年度	45	7	10	17	11	36	2	0	7	0

※① 人数は年度途中の入退所児を含めたもの。

② 「交流保育」とは市内の保育園との定期交流。

(3) 障害者支援施設「もくせい園」～生活介護事業所～

所在地 座間市栗原中央6-7-27

18歳以上の知的障がい者の社会参加について、生活の支援、スポーツ・レクリエーション、作業を通して支援しています。

【沿革】

昭和58年4月 心身障害者訓練施設として「もくせい園」を開設

平成元年6月 知的障がい者の訓練事業を開始

それに伴い在宅障害者デイサービス事業を「サン・ホープ」に移行

平成4年4月 知的障害者福祉法の更生施設として再スタート

平成19年4月 業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託

平成20年4月 障害者自立支援法（生活介護）へ移行

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団を指定管理者に指定

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通所者数	年齢別				退園後の処遇		
		18～20歳	21～30歳	31～40歳	41歳以上	地域 作業所	他施設	その他
30年度	30	3	5	11	11	0	2	0
元年度	29	1	7	10	11	0	1	0
2年度	29	0	7	11	11	0	0	0
3年度	30	1	7	10	12	0	0	1
4年度	30	1	6	10	13	0	1	1

※人数は年度途中の入退所を含めたもの。

(4) 通園センター（サン・ホープ）、サニーキッズ及びもくせい園の各事業の運営費

単位：円

障がい福祉課調

年 度	通園センター 施設管理経費	心身障害児 通園事業費	児童発達支援 事業費 (扶助費は 除く)	もくせい園 管理運営事業費	計
30年度	9,764,425	50,830,404		34,373,309	94,968,138
元年度	27,640,927	62,535,255		136,687,212	226,863,394
2年度	12,462,625	52,436,268		31,084,800	95,983,693
3年度	50,806,028		64,517,074	27,020,102	142,343,204
4年度	11,337,593		59,975,190	28,455,871	99,768,654

※心身障害児通園事業費は令和3年度より児童発達支援事業費に統合しています。

15 リハビリテーション個別相談事業

知的・身体障がい（児）者の日常生活における発達上の問題に対して、専門職の立場から、援助、助言、関係機関への情報提供を実施しています。

(1) 理学療法相談件数

単位：件

こども家庭課調

年 度	機能維持	住環境整備	日常生活用具	その他	計
30年度	14	3	0	0	17
元年度	18	0	0	3	21
2年度	4	5	0	1	10
3年度	5	6	0	3	14
4年度	3	0	0	0	3

(2) 作業療法相談件数

単位：件

こども家庭課調

年 度	機能維持	その他	計
30年度	141	0	141
元年度	139	0	139
2年度	59	0	59
3年度	62	0	62
4年度	95	0	95

## VI 児童の福祉



## 1 保育所

### (1) 保育所の概要

保育所とは、「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」です。

本市には、保育所が25施設、小規模保育施設が1施設、家庭的保育施設が2施設あります。また、令和4年4月1日現在で、管内保育所等に1,728人、管外保育所等に115人、合計1,843人の座間市の乳幼児が入所しています。

#### ア 保育を必要とする理由

- ・ 家庭外労働：居宅外で労働することを常態としている
- ・ 家庭内労働：居宅内で労働することを常態としている
- ・ 妊娠・出産：出産前後（産前6週間、産後8週間）
- ・ 傷病・障がい：病気又は身体若しくは精神に障がいがある
- ・ 親族の介護：長期にわたり、傷病又は障がいを持つ親族の介護をする
- ・ 災害復旧：火災・風水害等の復旧にあたる
- ・ その他：学生、上記に類する状況等
- ・ 求職活動：要件をみたす就労をするための活動期間

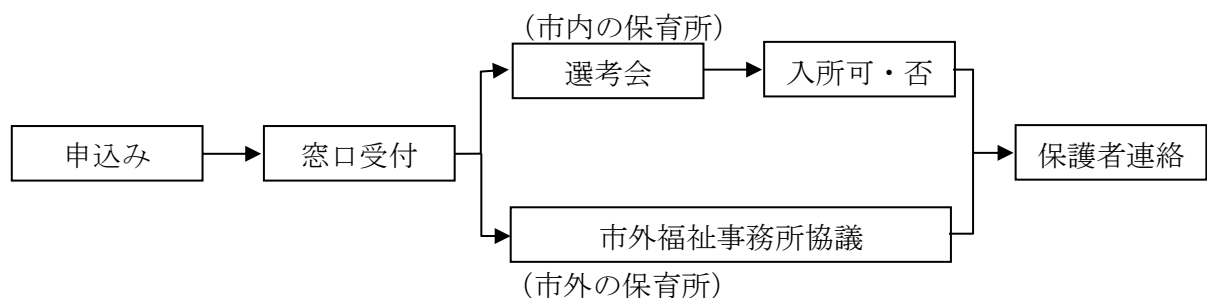
#### イ 入所申込みに必要な書類

- ・ 保育所等利用申込書
- ・ 保育所等利用申込補助票
- ・ 添付書類：就労証明書、母子手帳の写し、診断書等
- ・ その他（必要に応じて）
- ・ 保育所等利用申込みに係る重要確認事項説明書
- ・ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用申込みに係る承諾書

#### ウ 入所の申込み手続き

随時受付。市外の保育所希望も受け付けます。

- ・ 入所は申込順ではなく、保育を必要とする理由の高い方から順次決定しています。ただし、希望する保育所が定員に達したときなどは、入所できません。
- ・ 選考会は毎月15日頃に実施しています。
- ・ 保護者負担金は市民税額等により決定します。



エ 入所の期間

入所の期間は小学校就学前までですが、保育を必要とする理由により異なります。また、1回以上要件の確認をしています。

オ 開所時間

原則として、日曜日、祝祭日、年末年始は休園です。

- ・ 公立：午前7時30分～午後7時00分
- ・ 私立：施設によって異なりますので、直接お問い合わせください。

※保育時間は、保護者の就労時間等に応じて異なります。

カ 慣れ保育

保育所に早く慣れていただくために、児童の様子を見ながら無理なく集団生活をしていくよう、初めての入所時に短い保育時間から段階的に延長していく保育です。

キ 乳幼児の受入年齢

- ・ 公立：生後満3か月以上
- ・ 私立：生後8週間以上（一部の園は異なる場合があります。）

ク 市内保育所一覧

(令和5年3月31日現在) 保育・幼稚園課調

区分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員 (人)
市立	栗原	栗原中央6-5-28	昭和40年4月	77
	相模が丘東	相模が丘5-12-36	昭和41年4月	60
	ちぐさ	四ツ谷835	昭和42年4月	60
	緑ヶ丘	緑ヶ丘6-3-16	昭和44年4月	60
	東原	東原4-12-18	昭和45年4月	80
	相武台	相武台3-20-19	昭和47年4月	83
	ひばりが丘	ひばりが丘2-58-1	昭和49年4月	70
	小松原	小松原1-29-8	昭和52年4月	67
	相模が丘西	相模が丘2-43-41	昭和54年4月	115
私立	わかば	座間1-3281	昭和25年4月	60
	座間	入谷東4-58-1	昭和26年2月	90
	やなせ	入谷東3-27-1	昭和45年4月	90
	座間子ども家	さがみ野1-8-25	昭和47年4月	100
	あゆみ	緑ヶ丘4-16-16	昭和53年4月	80
	いその	緑ヶ丘1-26-6	昭和55年4月	60
	広野台	広野台1-32-3	昭和56年4月	60
	栗の実	東原1-6-30	昭和56年4月	90
	座間すこやか	入谷東3-35-12	平成15年4月	60
	木下の保育園相武台	相武台1-33-2 小田急マルシェ相武台4階	平成26年4月	50
	ナーサリースクールT&Y相模が丘	相模が丘5-47-16	平成29年4月	60
	麦っ子畑	南栗原1-4-3	平成29年7月	60
	スマイルワールド	南栗原1-11-11	平成30年4月	110

区分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員 (人)
私 立	マジオたんぽぽ 保育園相武台	相武台2-42-23	平成30年4月	60
	座間ゆめっこ	入谷西4-2-25	平成31年4月	60
	子どもの家ひまわり	相模が丘1-25-1 リ ビオタワー小田急相模原コ モンズぞま4階	平成31年4月	40
	ナーサリールーム T&Y相模が丘 (小規模保育施設)	相模が丘5-47-12	平成28年4月	19
	陽の丘保育園 (家庭的保育施設)	相模が丘3-16-5	平成28年4月	5
	ひばり乳児園 (家庭的保育施設)	ひばりが丘2-34-15 K'Sハウス1階	平成28年4月	5

(2) 市内保育所の入所状況

単位：人、%

保育・幼稚園課調

年 度	公 立			私 立			計		
	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所 率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所 率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所 率
30年度	8,064	7,251	89.9	12,000	11,387	94.9	20,064	18,638	92.9
元年度	8,064	6,971	86.4	13,200	12,764	96.7	21,264	19,735	92.8
2年度	8,064	6,834	84.7	13,290	13,487	101.5	21,354	20,321	95.2
3年度	8,064	6,542	81.1	13,560	13,969	103.0	21,640	20,511	94.7
4年度	8,064	6,460	80.1	13,560	14,173	104.5	21,624	20,633	95.4

(3) 保育所入所要件基準別児童数

単位：人、%

(令和5年4月1日現在) 保育・幼稚園課調

区 分	入所数	構成比
就労	1,699	95.0
就学	6	0.3
傷病、障がい	39	2.2
親族介護	5	0.3
その他	39	2.2
計	1,788	100.0

## (4) 管外委託者・管外受託者延べ人数

単位：人

保育・幼稚園課調

年 度	管外委託数			管外受託数		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
30年度	148	927	1,075	69	520	589
元年度	144	1,113	1,257	96	406	502
2年度	169	1,332	1,501	62	359	421
3年度	194	1,548	1,742	40	228	268
<b>4年度</b>	<b>153</b>	<b>1,425</b>	<b>1,578</b>	<b>60</b>	<b>252</b>	<b>312</b>

## (5) 市内保育所事業費の推移（入所児童・管外受託（公立）児童含む）

単位：千円

保育・幼稚園課調

年 度	事業費	財源内訳				児童1人 当たり 平均月額
		国 費	県 費	市 費	保護者 負担金等	
30年度	2,946,228	615,463	280,461	1,667,360	382,944	168
元年度	3,380,442	1,089,159	422,893	1,543,189	325,201	158
2年度	3,508,262	933,240	461,261	1,922,533	191,228	167
3年度	3,548,836	1,050,604	450,051	1,837,720	210,460	170
<b>4年度</b>	<b>4,050,298</b>	<b>1,406,434</b>	<b>469,321</b>	<b>1,938,593</b>	<b>235,950</b>	<b>193</b>

## 2 児童館、児童ホーム

### (1) 児童館

児童館とは、児童（児童福祉法上0～17歳の子ども）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設です。市内には4か所の児童館があり、児童の利用はもとより地域の集会施設として、大人にも利用されています。

ア 対 象 0～18歳未満の方

※未就学児は大人の付き添いが必要

※18歳以上の方は、団体利用に限ります。

イ 開館時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時までは昼休み）

※午後6時以降の団体の夜間利用も可。

ウ 閉館日 水曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

#### エ 児童館一覧

名 称	所在地
座間児童館	入谷東4-44-3
鳩川児童館	座間1-1922
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1
相模野児童館	広野台1-46-29

#### オ 児童館利用状況

単位：人

こども育成課調

年 度	座間児童館	鳩川児童館	ひばりが丘南児童館	相模野児童館	計
30年度	7,729	4,252	7,906	7,576	27,463
元年度	8,340	4,057	7,658	6,524	26,579
2年度	5,349	1,748	2,853	3,213	13,163
3年度	5,326	2,129	4,266	5,071	16,792
4年度	6,882	2,566	4,988	4,866	19,302

### (2) 児童ホーム

保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、家庭での保育が十分にできない場合、放課後の一定時間、市の施設において保育する制度です。

ア 対 象 保護者の就労、長期疾病等のため、下校後、家庭での監護を受けられない小学1～6年生の児童

イ 開設時間 ① 通常の場合・・・午後1時15分～午後6時30分

② 土曜日、春・夏・冬休み、振替休日の場合・・・午前9時～午後6時30分

③ 延長保育・・・午後6時30分～7時（希望者のみ）

④ 早朝保育・・・春・夏・冬休みの午前7時30分～9時（土曜日は除く。希望者のみ）

ウ 休 所 日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童ホーム一覧

名 称	所在地
入谷児童ホーム	入谷西5-8-1 入谷小学校内
栗原児童ホーム	栗原中央6-8-1 栗原小学校内
相模が丘児童ホーム	相模が丘3-38-1 相模が丘コミュニティセンター内
相武台児童ホーム	相武台3-20-18 相武台コミュニティセンター内
旭児童ホーム	ひばりが丘5-43-1 旭小学校内
東原児童ホーム	東原4-13-13 東原コミュニティセンター内
中原児童ホーム	西栗原2-16-1 中原小学校内
鳩川児童ホーム	座間1-1922 鳩川児童館内
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘4-4-1 ひばりが丘小学校内
相模野児童ホーム	広野台1-46-29 相模野児童館内
立野台児童ホーム	立野台1-1-3 立野台小学校内
サンホープ児童ホーム	東原2-8-1 通園センター内
北地区児童ホーム	相模が丘3-1-1 相模が丘小学校内
立野坂児童ホーム	立野台3-14-12 立野台コミュニティセンター内
ひばりが丘地区児童ホーム	ひばりが丘1-49-1 ひばりが丘コミュニティセンター内

オ 児童ホーム入所状況（延児童数）

単位：人

こども育成課調

年 度	入 谷	栗 原	相 模 が 丘	相 武 台	旭	東 原	中 原
30年度	663	540	641	617	453	471	647
元年度	619	562	644	661	500	462	652
2年度	511	536	619	597	544	452	653
3年度	647	508	631	637	552	477	654
<b>4年度</b>	<b>661</b>	<b>569</b>	<b>633</b>	<b>676</b>	<b>433</b>	<b>470</b>	<b>648</b>

年 度	鳩 川	ひばりが丘南	相模野	立野台	サンホープ	北地区	立野坂
30年度	700	496	599	560	304	536	460
元年度	648	586	597	571	285	552	476
2年度	592	582	542	556	378	536	526
3年度	682	575	595	563	519	496	461
<b>4年度</b>	<b>661</b>	<b>580</b>	<b>591</b>	<b>566</b>	<b>631</b>	<b>472</b>	<b>498</b>

年 度	ひばりが丘地区	計
30年度	-	7,687
元年度	-	7,815
2年度	-	7,624
3年度	-	7,997
<b>4年度</b>	<b>201</b>	<b>8,290</b>

カ 児童ホーム運営状況

単位：円

こども育成課調

年 度	運営費		児童一人当たりの経費
		うち賄材料費	
30年度	141,216,379	13,679,980	18,371
元年度	146,152,483	13,746,144	18,702
2年度	167,113,095	13,712,289	21,919
3年度	196,791,696	14,221,947	24,608
4年度	218,832,690	14,793,035	26,397

### 3 児童に係る各種手当

#### (1) 児童手当・特例給付

家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する人に手当を支給します。

ア 支給対象 15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

※所得制限あり

#### イ 支給額（月額）

##### ① 児童手当

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学校修了前 10,000円

##### ② 特例給付（受給者のうち所得制限により児童手当を受給できない方に対して支給されるもの）

児童一人につき、5,000円

※令和4年10月支払分から所得制限上限限度額超の支給廃止

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月（2・6・10月）の前月までの分を一括して支払

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度		3歳未満			
		被用者		非被用者	
		延児童数	支給額	延児童数	支給額
30年度	児童手当（一般受給者）	25,106	376,590	4,862	72,930
	児童手当（施設等受給者）	0	0	1	15
	特例給付	911	4,555	94	470
	計	26,017	381,145	4,957	73,415
元年度	児童手当（一般受給者）	24,644	369,660	4,471	67,065
	児童手当（施設等受給者）	5	75	0	0
	特例給付	914	4,570	114	570
	計	25,563	374,305	4,585	67,635
2年度	児童手当（一般受給者）	24,310	364,590	4,436	66,465
	児童手当（施設等受給者）	21	315	0	0
	特例給付	1,009	5,065	137	710
	計	25,340	369,970	4,573	67,175
3年度	児童手当（一般受給者）	22,680	340,005	4,325	64,875
	児童手当（施設等受給者）	16	240	0	0
	特例給付	957	4,850	104	520
	計	23,653	345,095	4,429	65,395
4年度	児童手当（一般受給者）	22,036	330,525	4,138	62,070
	児童手当（施設等受給者）	4	60	0	0
	特例給付	720	3,605	82	410
	計	22,760	334,190	4,220	62,480



年 度		3歳以上小学校終了前			
		被用者		非被用者	
		延児童数	支給額	延児童数	支給額
30年度	児童手当(一般受給者)	84,828	891,600	18,457	197,980
	児童手当(施設等受給者)	36	360	376	3,760
	特例給付	6,372	31,860	455	2,275
	計	91,236	923,820	19,288	204,015
元年度	児童手当(一般受給者)	84,160	884,025	17,434	186,880
	児童手当(施設等受給者)	36	360	372	3,720
	特例給付	6,883	34,415	573	2,865
	計	91,079	918,800	18,379	193,465
2年度	児童手当(一般受給者)	83,012	874,040	16,532	177,020
	児童手当(施設等受給者)	42	420	292	2,920
	特例給付	7,005	35,110	532	2,700
	計	90,059	909,570	17,356	182,640
3年度	児童手当(一般受給者)	82,388	868,545	16,466	176,800
	児童手当(施設等受給者)	68	680	208	2,080
	特例給付	6,736	33,845	516	2,580
	計	89,192	903,070	17,190	181,460
4年度	児童手当(一般受給者)	80,399	848,895	16,462	176,385
	児童手当(施設等受給者)	81	810	166	1,660
	特例給付	5,257	26,015	371	1,855
	計	85,737	875,720	16,999	179,900

年 度		中学生				計	
		被用者		非被用者			
		延児童数	支給額	延児童数	支給額	延児童数	支給額
30年度	児童手当(一般受給者)	26,045	260,450	6,529	65,290	165,827	1,864,840
	児童手当(施設等受給者)	0	0	137	1,370	550	5,505
	特例給付	3,626	18,130	223	1,115	11,681	58,405
	計	29,671	278,580	6,889	67,775	178,058	1,928,750
元年度	児童手当(一般受給者)	26,163	261,630	6,346	63,460	163,218	1,832,720
	児童手当(施設等受給者)	0	0	91	910	504	5,065
	特例給付	3,716	18,580	247	1,235	12,447	62,235
	計	29,879	280,210	6,684	65,605	176,169	1,900,020
2年度	児童手当(一般受給者)	26,286	262,780	5,975	59,850	160,551	1,804,745
	児童手当(施設等受給者)	0	0	129	1,290	484	4,945
	特例給付	4,379	21,935	216	1,030	13,278	66,550
	計	30,665	284,715	6,320	62,170	174,313	1,876,240
3年度	児童手当(一般受給者)	26,990	269,940	5,365	53,650	158,214	1,773,815
	児童手当(施設等受給者)	0	0	153	1,530	445	4,530
	特例給付	4,370	21,830	255	1,275	12,938	64,900
	計	31,360	291,770	5,773	56,455	171,597	1,843,245
4年度	児童手当(一般受給者)	26,517	265,420	5,461	54,610	155,013	1,737,905
	児童手当(施設等受給者)	10	100	237	2,370	498	5,000
	特例給付	3,296	163,55	254	1,270	9,980	49,510
	計	29,823	281,875	5,952	58,250	165,491	1,792,415

※① 被用者：会社等に勤務している方、 ② 非被用者：農業、自営業者の方

## (2) 児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態の者も含む）を養育している一人親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉を増進することを目的として支給されます。

### ア 支給対象

次の①～⑨のいずれかに該当する児童を監護している父、母又は養育者（所得制限あり）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

### イ 支給額

児童1人につき月額43,160円～10,180円。児童が2人の場合は、5,100円～10,190円、児童が3人以上の場合は1人増すごとに3,060円～6,110円の加算。

※手当額は所得額に応じて決定されます。

### ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（1・3・5・7・9・11月）の前月までの分を一括して支払。

### エ 受給権者数

単位：人

（各年3月末現在）子育て支援課調

年	受給資格者	
		うち新規認定者
31年	889	81
2年	876	116
3年	872	91
4年	825	93
5年	831	93

(3) 特別児童扶養手当

精神、知的または身体障がいが中度以上の状態にある20歳未満の児童を養育している家庭に対し、児童の福祉を増進することを目的として支給されます。

ア 支給対象

精神、知的又は身体障がいが中度以上の状態にある20歳未満の児童を養育している父又は母等（所得制限あり）

イ 支給額

中度の場合、児童1人につき月額 34,970円

重度の場合、児童1人につき月額 52,500円

ウ 支給月

支払月	4月	8月	11月
支払対象月	12月～3月分	4月～7月分	8月～11月分

※申請した月の翌月分から支払対象月分を一括して支払

エ 受給権者数

単位：人

(令和4年4月30日現在) 子育て支援課調

年	受給資格者		
	受給者	支給停止者	計
4年	207	10	217

※県発行地域別特別児童扶養手当受給資格者数表より抜粋

#### 4 母子・父子家庭等に係る各種援護制度

##### (1) ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭（母子・父子家庭）及びこれに準ずる家庭の対象者の医療費のうち、保険の自己負担分を市が助成することにより、対象家庭の生活の安定と自立を支援するものです。

##### ア 助成対象

次の①から⑨までのいずれかに該当する児童（原則として18歳になった日以降の最初の3月31日までの人）を監護している母若しくは父又は父母に代わって児童を養育している人及びその児童（児童扶養手当に準じた所得制限あり）

- ① 父又は母が死亡した児童
- ② 父母が婚姻を解消した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいにある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

##### イ 助成額

国民健康保険及び社会保険の医療費の支払うべき自己負担分

##### ウ 助成方法

市から交付を受けた「福祉医療証」と健康保険証を医療機関の窓口に提示することで、保険診療の自己負担分について無料化

##### エ 助成状況

単位：世帯、人

(令和5年3月31日現在) 子育て支援課調

区分	母子家庭	父子家庭	養育者家庭	計
助成世帯数	697	32	0	729
助成人数	1,692	78	0	1,770

(2) 母子・父子自立支援員相談制度

母子・父子家庭の皆さんの協力者として生活上のあらゆる相談に応じ、必要な指導や助言をしています。

ア 受付窓口 こども未来部こども家庭課こども総務係（市庁舎2階）

イ 受付時間 月曜～金曜日の午前10時15分～午後4時45分

ウ 相談件数

単位：件

こども家庭課調

年 度	相談件数
30年度	1,063
元年度	1,068
2年度	1,288
3年度	1,335
4年度	1,286

(3) 資金の貸付制度

母子家庭の生活の安定と向上のための貸付けです。連帯保証人が1人必要です。

ア 貸付の種類 事業開始、就学支度、修学、生活、転宅など13資金

イ 利 率 無利子（住宅、転宅、結婚、生活費の一部は年3%）

ウ 受付窓口 こども未来部こども家庭課こども総務係（市庁舎2階）

エ 貸付件数

単位：件

こども家庭課調

年 度	貸付件数
30年度	8
元年度	2
2年度	0
3年度	0
4年度	5

## 5 子育て支援

### (1) 子育て支援センター

子育て家庭が抱える育児不安等についての相談や指導、子育てサークル等の育成支援を実施しています。

ア 対象 未就学児とその保護者

イ 開設時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前10時～午後4時  
相談は午前9時～午後4時

ウ 利用状況

単位：人、件

こども家庭課調

年 度	第1子育て支援センター ざまりんのおうち「ゆめ」		第2子育て支援センター ざまりんのおうち「ひまわり」		第3子育て支援センター ざまりんのおうち「かがやき」	
	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数
30年度	14,877	1,275	7,460	226	11,732	965
元年度	12,435	1,084	15,976	866	10,121	1,136
2年度	5,920	883	7,581	749	5,261	811
3年度	8,352	942	10,093	588	6,909	1,398
4年度	9,336	912	10,065	657	6,988	1,124

### (2) 次世代育成支援相談

児童福祉法の改正により市町村が児童相談の一義的窓口となり、要保護児童等の相談等の業務を実施することとされ、児童虐待の対応や育児不安等の相談を実施しています。

ア 相談時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前8時30分～午後5時15分

イ 実施状況

単位：件

こども家庭課調

年 度	相談件数
30年度	296
元年度	288
2年度	338
3年度	289
4年度	319

(3) 子育て世代包括支援センター

産前産後の母子の手続きや健康に関する相談等に当たる利用者支援事業（母子保健型）と、市内の子育てサービスや子育て制度に関する相談等に当たる利用者支援事業（基本型）が連携する仕組みを子育て世代包括支援センターとといいます。

ア ネウボラざまりん

妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施することを目的とし、妊娠、出産及び育児に関する各種サービスの提供や助言・指導・情報提供などを実施します。

(7) 実施状況

単位：件

健康医療課・こども家庭課調

年 度	相談件数
元年度	1,261
2年度	1,217
3年度	1,119
<b>4年度</b>	<b>1,238</b>

※相談件数＝妊娠届出者数＋利用者支援事業（母子保健型）相談＋子育てパートナー相談

イ 利用者支援事業（基本型）

当事者目線での寄り添い型の支援を行うとともに、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連携を行います。

(7) 実施状況

単位：件

こども家庭課調

年 度	相談件数		
	第1子育て支援センター ざまりんのおうち「ゆめ」	第2子育て支援センター ざまりんのおうち「ひまわり」	第3子育て支援センター ざまりんのおうち「かがやき」
元年度	—	117	—
2年度	94	124	74
3年度	152	151	190
<b>4年度</b>	<b>228</b>	<b>220</b>	<b>249</b>

※第1子育て支援センターざまりんのおうち「ゆめ」、第3子育て支援センターざまりんのおうち「かがやき」は令和2年度より事業開始

(4) ファミリー・サポート事業

子育ての手助けが必要な方をサポートする制度で、育児のサポートを受ける人とサポートする人がそれぞれ会員となり助け合います。

- ・ 協力会員（子育てを手助けしたい人）

この事業に対する理解と熱意を有する市内在住の20歳以上で、事務局の実施する講習会を受講した人

- ・ 利用会員（子育てを手助けしてほしい人）  
原則として同居している親族であって、生後3か月から小学6年生までの乳児、幼児又は児童のある人
- ・ 内 容  
保育園、幼稚園、児童ホーム、小学校等の送迎、保育、預かり等
- ・ 利用時間  
午前6時30分～午後9時  
※原則として年末年始12月29日～1月4日は除く。 ・ 利用料金  
30分450円（兄弟で預ける場合は2人目から225円）  
※母子・父子家庭の場合  
30分225円（兄弟で預ける場合は2人目から110円）

ア 登録会員の状況

単位：人

こども家庭課調

年 度	利用会員	協力会員	両方登録者
30年度	480	131	2
元年度	636	135	5
2年度	546	143	3
3年度	652	125	3
<b>4年度</b>	<b>586</b>	<b>143</b>	<b>5</b>

イ ファミリー・サポート事業活動状況

単位：回、時間

こども家庭課調

年 度	保育所・幼稚園の							
	送 り		迎 え		登園前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
30年度	211	105.5	454	227.0	63	109.5	156	146.5
元年度	432	217.5	596	304.5	57	55.5	77	111.0
2年度	420	210.0	246	123.0	84	99.0	0	0
3年度	158	79.0	174	87.0	13	18.0	21	14.5
<b>4年度</b>	<b>232</b>	<b>117.5</b>	<b>97</b>	<b>48.5</b>	<b>82</b>	<b>80.0</b>	<b>132</b>	<b>232.0</b>

年 度	小学校・児童ホームの							
	送 り		迎 え		登校前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
30年度	39	19.5	667	348.5	313	221.0	296	479.5
元年度	115	57.5	173	86.5	287	172.5	73	167.5
2年度	56	28.0	182	91.0	16	23.0	18	28.0
3年度	148	76.0	55	27.5	30	35.5	1	1.0
<b>4年度</b>	<b>57</b>	<b>28.5</b>	<b>247</b>	<b>125.5</b>	<b>31</b>	<b>46.5</b>	<b>5</b>	<b>6.5</b>



年 度	学童の放課後の 預かり		保護者の買い物等、 外出時の場合の援助		保育所・学校等 休み時の援助		保育所・帰宅後 の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
30年度	7	11.5	145	441.0	0	0	0	0
元年度	8	12.0	74	285.0	51	366.0	0	0
2年度	0	0	162	565.5	27	231.5	1	0.5
3年度	5	5.5	170	584.0	0	0	0	0
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>288</b>	<b>897.5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>6.0</b>

年 度	他の子供の行事の場合の 援助・冠婚葬祭		保護者の就労時(母子・ 父子家庭含む)の援助		保護者の病気、その他 急用の場合の援助		その他	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
30年度	5	13.5	36	139.0	5	13.0	256	162.0
元年度	3	10.0	4	9.0	12	27.5	488	276.0
2年度	0	0	0	0	0	0	423	263.0
3年度	0	0	0	0	8	47.5	707	372.5
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>690</b>	<b>371.0</b>

年 度	計	
	回 数	時 間
30年度	2,653	2,437.0
元年度	2,450	2,158.0
2年度	1,635	1,662.5
3年度	1,458	1,317.0
<b>4年度</b>	<b>1,865</b>	<b>1,959.5</b>

(5) 各種相談

ア 乳幼児育児相談

市内の保育園の園長等が、乳幼児の基本的な生活習慣、発育・発達、育児方法などの育児全般について、各保育園で相談及び指導をしています。

イ 母子・父子相談

母子・父子自立支援員が、母子・父子家庭の生活一般、生活援護、児童問題などについて、子ども育成課で相談及び援助をしています。

単位：件

こども家庭課、保育・幼稚園課調

年 度	区 分	相談件数
30年度	乳幼児育児相談	820
	母子・父子相談	1,063
元年度	乳幼児育児相談	784
	母子・父子相談	1,068
2年度	乳幼児育児相談	659
	母子・父子相談	1,288
3年度	乳幼児育児相談	753
	母子・父子相談	1,335
4年度	乳幼児育児相談	978
	母子・父子相談	1,286

## *VII 保健衛生*

## 1 地域医療対策事業

### (1) 広域救急医療事業

市民が夜間及び休日に急病になった場合の救急医療体制は、応急的な治療に対応する一次救急医療（内科、小児科）と入院や手術を要する治療等に対応する二次救急医療（小児科、内科、外科）に区分して実施しています。

平成15年4月1日から、一次救急医療は休日急患センターにおいて、小児科は三市（座間市、綾瀬市及び海老名市）、内科は二市（座間市及び綾瀬市）の共同運営で実施しています。また、二次救急医療は、広域輪番制により小児科は四市広域（座間市、綾瀬市、海老名市及び大和市）、内科・外科は、一次救急同様二市（座間市及び綾瀬市）で運営、実施しています。

#### ア 診療時間

##### ・休日急患センター

平日夜間 午後7時～10時

土曜日・休日夜間 午後6時～10時

休日昼間 午前9時～12時、午後2時～5時

##### ・二次救急医療

休日昼間 午前8時～午後6時

毎夜間 午後6時～翌朝8時

#### イ 休日急患センター患者数、事業費の推移

単位：人、千円

健康医療課調

年 度	内 科			小児科		
	座間市民	市外在住者	計	座間市民	市外在住者	計
30年度	3,233	702	3,935	3,468	3,899	7,367
元年度	3,062	606	3,668	3,237	3,369	6,606
2年度	1,249	188	1,437	869	908	1,777
3年度	1,242	186	1,428	1,206	1,394	2,600
<b>4年度</b>	<b>1,619</b>	<b>245</b>	<b>1,864</b>	<b>1,963</b>	<b>2,029</b>	<b>3,992</b>

年 度	合 計			事業費
	座間市民	市外在住者	計	
30年度	6,701	4,601	11,302	48,636
元年度	6,299	3,975	10,274	55,136
2年度	2,118	1,096	3,214	55,473
3年度	2,448	1,580	4,028	80,321
<b>4年度</b>	<b>3,582</b>	<b>2,274</b>	<b>5,856</b>	<b>72,199</b>

ウ 二次救急医療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

健康医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
30年度	4,114	7,307	11,421	150,061
元年度	3,796	6,696	10,492	153,085
2年度	3,303	4,453	7,756	162,491
3年度	2,866	4,644	7,510	162,600
<b>4年度</b>	<b>3,021</b>	<b>5,364</b>	<b>8,385</b>	<b>162,490</b>

(2) 休日昼間救急診療事業

市民が休日に急病になった場合の婦人科の救急医療体制は、市内医療機関の在宅当番医制で実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間救急診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

健康医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
30年度	122	32	154	11,016
元年度	108	34	142	11,513
2年度	186	25	211	11,088
3年度	155	18	173	11,088
<b>4年度</b>	<b>150</b>	<b>19</b>	<b>169</b>	<b>11,088</b>

(3) 休日昼間外科診療事業

休日昼間における外科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間外科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

健康医療課調

年 度	患者数	事業費
30年度	386	8,868
元年度	415	10,732
2年度	313	9,468
3年度	332	9,228
<b>4年度</b>	<b>276</b>	<b>9,228</b>

(4) 休日昼間歯科急患診療事業

休日昼間における歯科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間歯科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

健康医療課調

年 度	患者数	事業費
30年度	185	11,674
元年度	182	11,674
2年度	114	11,674
3年度	120	11,674
<b>4年度</b>	<b>119</b>	<b>11,674</b>

(5) 市内の医療関係施設数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	医療施設				その他の施設		
	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	歯 科 技 工 所	あんま・ マッサージ ・指圧師 ・はり師 ・きゅう師 の施設所	柔道整復師 の施設所
30年度	4	57	61	0	12	83	36
元年度	4	58	63	0	12	84	36
2年度	4	60	63	0	13	83	36
3年度	4	61	63	0	13	85	39
<b>4年度</b>	<b>4</b>	<b>62</b>	<b>60</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>88</b>	<b>39</b>

(6) 市内の病院・一般診療所病床数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	病 院	一般診療所	計
30年度	950	57	1,007
元年度	950	57	1,007
2年度	950	57	1,007
3年度	950	57	1,007
<b>4年度</b>	<b>905</b>	<b>57</b>	<b>962</b>

## 2 母子保健事業

### (1) 母子健康手帳の交付

妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録することにより、妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料とするため、妊娠の届出をした方に交付しています。

- ・妊娠届出者数

単位：人、歳

こども家庭課調

年 度	妊娠届出者数	初妊婦平均年齢
30年度	830	30.5
元年度	894	30.5
2年度	874	27.7
3年度	847	30.1
<b>4年度</b>	<b>777</b>	<b>30.0</b>

### (2) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理を徹底するため、全妊婦を対象に妊娠中に14回の健康診査の費用を補助しています。また令和3年度から多胎妊婦の健診を5回追加しました。

- ・妊婦健康診査受診状況

単位：人

こども家庭課調

年 度	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6～15回目	計
30年度	807	805	803	830	825	6,499	10,569
元年度	871	877	849	844	849	6,624	10,914
2年度	834	841	823	812	794	6,028	10,132
3年度	811	814	824	830	831	6,433	10,543
<b>4年度</b>	<b>741</b>	<b>750</b>	<b>744</b>	<b>743</b>	<b>755</b>	<b>5,815</b>	<b>9,548</b>

### (3) 妊婦歯科健康診査

妊婦のう蝕の早期発見と歯周病の予防を推進し、健康で健やかなマタニティライフを送るために実施しています。

単位：人、%

こども家庭課調

年 度	対象者	受診者	受診率
30年度	925	168	18.2
元年度	974	164	16.8
2年度	950	203	21.4
3年度	910	196	21.5
<b>4年度</b>	<b>838</b>	<b>227</b>	<b>27.1</b>

#### (4) 産婦健康診査

産後うつを予防するため、概ね産後2週間及び1か月時に産婦の心身の状態を把握する産婦健康診査を実施しています。(平成30年8月から開始)

単位：人

こども家庭課調

年 度	受診者（2週間）	受診者（1か月）
元年度	549	742
2年度	568	744
3年度	617	804
<b>4年度</b>	<b>576</b>	<b>749</b>

#### (5) 産後ケア事業

出産後の母親が安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を実施しています。(平成30年8月から開始)

##### ア デイサービス

出生後4か月に満たない乳児とその母が市内産科医療機関で授乳指導や児の発育・発達の確認、母体のケアなどを受けることができます。

単位：人

こども家庭課調

年 度	利用者数（実）	利用者数（延）
元年度	167	255
2年度	144	239
3年度	150	311
<b>4年度</b>	<b>193</b>	<b>386</b>

##### イ 乳房ケア

委託開業助産師が産婦の自宅を訪問し、赤ちゃんの発育、発達など育児全般についての相談、乳房マッサージ及び授乳指導を実施しています。

単位：人

こども家庭課調

年 度	利用者数
元年度	59
2年度	55
3年度	64
<b>4年度</b>	<b>60</b>



(6) 4か月児健康診査

疾病異常の早期発見及び育児、栄養指導、予防接種相談を受けることで、保護者が安心して育児が行えることを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 4か月児健康診査受診状況

単位：人、%

こども家庭課調

年 度	対象者	受診者	受診率
30年度	938	897	95.6
元年度	756	737	97.5
2年度	980	901	91.9
3年度	817	791	96.8
<b>4年度</b>	<b>834</b>	<b>807</b>	<b>96.8</b>

※新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年5月から8月は集団健診を中止し、指定医療機関による個別健診を実施しました。また、同年9月から令和5年3月は、同感染症の影響を鑑み集団健診と並行して希望者に対して個別健診を実施しました。

イ 栄養相談、発達相談、予防接種相談

単位：人

こども家庭課調

年 度	栄養相談	発達相談	予防接種相談
30年度	50	54	11
元年度	53	55	7
2年度	45	21	2
3年度	56	39	※0
<b>4年度</b>	<b>65</b>	<b>56</b>	<b>※0</b>

※令和3年度以降「予防接種相談」は、問診時に保健師が随時対応することにしたため、相談件数として計上できません。

(7) 8～10か月児健康診査

発達、栄養、運動機能及び精神発達を診査し、疾病及び異常の早期発見を目的として、指定医療機関で実施しています。

単位：人、%

こども家庭課調

年 度	対象者	受診者	受診率
30年度	966	950	98.3
元年度	882	827	93.8
2年度	857	903	105.4
3年度	817	784	96.0
<b>4年度</b>	<b>856</b>	<b>828</b>	<b>96.7</b>

(8) 1歳6か月児健康診査

指定医療機関で内科診査、その翌月に市民健康センターで歯科健診、歯みがき指導、心理相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、発育・発達の確認、う蝕の早期発見と予防、食生活習慣の確認及び育児支援を行うことを目的として実施しています。

ア 1歳6か月児健康診査受診状況

単位：人、%

こども家庭課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率
30年度	898	851	94.8	820	91.3
元年度	964 (886※①)	933	96.8	857	96.7
2年度	939 (1,017※②)	922	98.2	912	90.4
3年度	881	826	93.8	805	91.4
<b>4年度</b>	<b>853</b>	<b>798</b>	<b>93.6</b>	<b>766</b>	<b>89.8</b>

※① 新型コロナウイルス感染症対策のため、3月の歯科健診を中止したことによる歯科診査の対象者数。

② 令和元年度3月の歯科健診の対象者（中止分）を含む。

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

こども家庭課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
30年度	29	100	24
元年度	34	106	25
2年度	33	86	33
3年度	33	99	29
<b>4年度</b>	<b>47</b>	<b>121</b>	<b>13</b>

(9) 3歳6か月児健康診査

内科健診、歯科健診、視聴覚検査、心理相談、言葉の相談、保健指導、栄養指導及び歯科保健指導を行うことにより、発育・発達の確認、う蝕の早期発見、育児支援などを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 3歳6か月児健康診査受診状況

単位：人、%

こども家庭課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査		視聴覚診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
30年度	978	930	95.1	929	95.0	930	100.0
元年度	927	886	95.6	885	95.5	881	99.4
2年度	1,027	969	94.4	969	94.4	968	99.9
3年度	1,044	988	94.6	988	94.6	988	94.6
<b>4年度</b>	<b>896</b>	<b>871</b>	<b>97.2</b>	<b>871</b>	<b>97.2</b>	<b>871</b>	<b>100.0</b>

※視聴覚診査の受診率は、内科診査受診者に対する割合。

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

こども家庭課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
30年度	26	75	55
元年度	16	68	37
2年度	33	97	56
3年度	23	86	42
<b>4年度</b>	<b>26</b>	<b>73</b>	<b>52</b>

(10) 母子保健相談指導事業

ア 育児相談

乳幼児期の様々な疑問、心配ごとなどに対して、保護者が自信と主体性を持ち解決できるよう、保健師、栄養士が市公民館、市民健康センター等で相談を実施しています。

単位：回、人

こども家庭課調

年 度	実施回数	来所者		
		乳 児	幼 児	計
30年度	28	485	561	1,046
元年度	25	456	412	868
2年度	21	157	130	287
3年度	28	250	149	399
<b>4年度</b>	<b>28</b>	<b>192</b>	<b>112</b>	<b>304</b>

イ 親子相談

幼児健康診査や育児相談等で言語発達や行動、育児について心配のある親子に対して臨床心理士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：人

こども家庭課調

年 度	実人数	延べ人数
30年度	60	60
元年度	70	70
2年度	68	69
3年度	68	70
<b>4年度</b>	<b>81</b>	<b>82</b>

ウ 母親父親教室

初めて、母親、父親になる方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師が妊娠、出産、育児についての正しい知識を伝えることで、親となる自覚と自信を身に付けていただく機会として、市民健康センターで実施しています。

単位：人、%

こども家庭課調

年 度	初妊婦届出人数	母親実人数	父親実人数	受講者延べ人数	受講率
30年度	380	92	74	464	24.2
元年度	421	88	77	448	20.9
2年度	408	32	30	183	7.8
3年度	360	64	54	370	17.8
<b>4年度</b>	<b>351</b>	<b>67</b>	<b>63</b>	<b>302</b>	<b>19.1</b>

※受講率＝母親実人数÷初妊婦数×100

エ 親子教室（わくわく教室）

1歳6か月児健康診査や育児相談などから把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士が子どもとの接し方等について相談、指導を実施しています。

単位：人

こども家庭課調

年 度	来所者数
30年度	164
元年度	187
2年度	201
3年度	256
<b>4年度</b>	<b>194</b>

オ 幼児教室（すくすく教室）

3歳6か月児健康診査や育児相談等から把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士が子どもとの接し方等について相談、指導を実施しています。

単位：人

こども家庭課調

年 度	来所者数
30年度	218
元年度	305
2年度	162
3年度	184
<b>4年度</b>	<b>156</b>

## カ 離乳食教室

乳児を健やかに育てるために、離乳食や育児についての基本的知識を習得することを目的に、市民健康センターにて実施しています。

単位：回、人

こども家庭課調

年 度	離乳食育児教室（赤ちゃん教室）				離乳食中期教室（もぐもぐ教室）			
	実施回数	来所人数			実施回数	来所人数		
		保護者	乳幼児	計		保護者	乳幼児	計
30年度	12	152	138	290	9	105	101	206
元年度	11	126	116	242	8	97	91	188
2年度	9	67	64	131	6	42	41	83
3年度	12	58	55	113	9	55	51	106
4年度	12	81	81	162	9	57	56	113

## キ ぱくぱく幼児食教室

1歳～1歳3か月児（第1子のみ）を対象に、離乳食完了期の進め方についての講話を市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

こども家庭課調

年 度	実施回数	来所人数		
		親	乳幼児	計
30年度	4	53	52	105
元年度	3	29	27	56
2年度	2	9	9	18
3年度	4	19	19	38
4年度	4	22	22	44

## ク 2歳児歯科健康診査

う蝕の急増期にある2歳児を対象に、歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行い、う蝕の多発や重症化を予防することを目的として実施しています。

単位：人、%

こども家庭課調

年 度	対象者	受診者	受診率
30年度	920	828	90.0
元年度	936	806	86.1
2年度	1,034	932	90.1
3年度	909	804	88.4
4年度	856	758	88.6

ケ 乳幼児訪問指導

乳幼児健康診査の事後指導者及び未受診者並びに育児相談経過観察者を対象に、保健師が随時家庭訪問をして保健指導を実施しています。

単位：件

こども家庭課調

年 度	家庭訪問件数
30年度	201
元年度	206
2年度	306
3年度	311
<b>4年度</b>	<b>286</b>

コ 未熟児訪問指導

出生体重が2,500g未満の乳幼児と養育医療が必要な児を対象に助産師及び保健師が訪問しています。

単位：件

こども家庭課調

年 度	家庭訪問件数
30年度	82
元年度	60
2年度	72
3年度	75
<b>4年度</b>	<b>72</b>

サ 新生児訪問

身体的又は精神的に不安定な状態にある新生児や産婦等に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を実施しています。

単位：件

こども家庭課調

年 度	家庭訪問件数
30年度	429
元年度	447
2年度	417
3年度	390
<b>4年度</b>	<b>347</b>

シ 乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や育児情報の提供をしています。

単位：件

こども家庭課調

年 度	家庭訪問件数
30年度	362
元年度	355
2年度	352
3年度	372
<b>4年度</b>	<b>341</b>

3 健康づくり推進事業

(1) 市民健康まつり

市民の健康の増進を目的に事業を展開しています。

単位：人、千円

健康医療課調

年 度	参加延べ人数	事業費
30年度	5,893	544
元年度	4,944	547
2年度	-	-
3年度	-	-
<b>4年度</b>	-	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2、3、4年度の開催は中止としました。

(2) 健康ざま普及員活動

座間市自治会総連合会の13地区自治会連合会長から推薦された市民が、市長より委嘱を受け、6地区に分かれ地域に根ざした健康づくりを自治会とともに展開しています。任期は2年間で、活動内容は健康づくりの意識の普及・啓発活動、地域での情報収集・情報提供、各種事業への協力と参加の呼び掛けを実施しています。

ア 健康ざま普及員会役員会及びリーダー連絡会実施状況

単位：回、人

健康医療課調

年 度	実施回数	延べ人数
30年度	5	29
元年度	10	29
2年度	6	31
3年度	9	46
<b>4年度</b>	<b>9</b>	<b>43</b>

イ 地区活動実施結果

単位：人、回

健康医療課調

年 度	入谷、立野台、明王			相模が丘			ひばりが丘、小松原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
30年度	1	63	401	9	10	105	8	10	90
元年度	1	54	341	9	12	99	8	13	129
2年度	4	6	23	10	5	47	6	7	37
3年度	4	13	68	10	13	104	6	14	74
4年度	5	16	77	9	14	124	4	14	119

年 度	相武台、緑ヶ丘、 広野台、小池			座間、四ツ谷、新田宿			栗原、さがみ野、東原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
30年度	7	8	80	3	7	35	7	10	82
元年度	7	12	108	3	7	31	7	17	105
2年度	6	5	25	0	0	0	6	3	16
3年度	6	7	33	0	0	0	6	13	53
4年度	2	15	63	0	0	0	6	26	482

年 度	計		
	健康普及員数	回数	延べ人数
30年度	35	108	793
元年度	35	115	813
2年度	32	26	148
3年度	32	60	332
4年度	26	85	865

ウ 健康ざま普及員活動委託料

単位：千円

健康医療課調

年 度	委託料
30年度	105
元年度	125
2年度	26
3年度	47
4年度	56



#### 4 献血推進事業

昭和39年8月21日の閣議決定に基づき、国、県、市町村及び日本赤十字社が一体となって献血制度を推進しています。昭和61年4月から従来の200ml献血に、新たに400ml献血と成分献血が加わり、民間団体の協力による街頭献血と企業の協力による事業所献血を実施しています。

事業の推進に当たっては、献血の目標人数を定め、広報紙、チラシ、ポスター、看板等による献血思想を普及するとともに献血の日程を周知し、目標人数の確保に努めています。

##### ・ 献血実施状況

単位：会場、台、人、ℓ、%

地域福祉課調

年 度	会場数	延べ台数	献 血 希望者	献 血 者		目 標 値	献 血 量	達 成 率
					う ち 400ml 献 血			
30年度	29	31	1,071	939	901	376.8	368.0	97.7
元年度	33	29	1,170	1081	1,036	389.4	423.4	108.7
2年度	23	21	1,057	959	909	436.0	373.6	85.7
3年度	19	19	779	702	671	436.0	274.0	62.9
<b>4年度</b>	<b>33</b>	<b>33</b>	<b>1,153</b>	<b>1,061</b>	<b>997</b>	<b>354.4</b>	<b>411.6</b>	<b>116.1</b>

※目標達成率＝献血量÷目標数×100

#### 5 広域大和斎場組合事業

大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の4市で広域大和斎場組合を組織し、昭和57年4月から火葬業務を実施しています。

組合は、火葬場施設としての管理及び運営に関する事務を共同処理しています。

ア 所在地 大和市西鶴間8丁目10番8号

イ 敷地面積 約18,400㎡

ウ 延べ床面積 5,510㎡

エ 年度別火葬体数利用状況

単位：体、千円

健康医療課調

年 度	座間市	大和市	海老名市	綾瀬市	その他	計	市分担金
30年度	1,135	2,007	1,073	753	355	5,323	56,502
元年度	1,057	2,010	993	782	392	5,234	55,699
2年度	1,191	2,084	1,072	782	519	5,648	55,530
3年度	1,257	2,208	1,160	859	710	6,194	58,288
<b>4年度</b>	<b>1,426</b>	<b>2,383</b>	<b>1,263</b>	<b>899</b>	<b>720</b>	<b>6,691</b>	<b>59,034</b>

## 6 予防接種事業

感染症のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づいて予防接種を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

### 【予防接種の変更経緯】

- ・ 平成7年度から、風しん（幼児）と日本脳炎（小学4年生、中学3年生）を追加実施。
- ・ 平成7年度から、ポリオ、ツベルクリン、BCGを除きすべて個別接種。
- ・ 平成13年度から、65歳以上の希望者に対してインフルエンザを実施。
- ・ 平成15年9月30日で生徒の風しんを廃止。
- ・ 平成17年度から、ツベルクリン廃止。
- ・ 平成17年5月30日から、日本脳炎の積極的勧奨の差し控え。
- ・ 平成17年7月29日から、日本脳炎3期廃止。
- ・ 平成18年4月からMR開始。麻しん・風しん対象者は1歳～2歳未満、小学校就学前1年間へ変更。
- ・ 平成20年度から、MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）開始（5年間の経過措置）。
- ・ 平成22年度から、日本脳炎の接種を開始。
- ・ 平成23年3月から、任意の予防接種として子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを開始（平成25年度より定期接種として開始）。
- ・ 平成24年9月から不活化ポリオワクチン、11月から4種混合を開始。これにより経口生ポリオワクチンは、5月で終了。MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）の経過措置は平成24年度で終了。
- ・ 平成25年5月から風しん緊急対策のため成人に風しん（MR）予防接種を開始。
- ・ 平成25年6月14日から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を中止。
- ・ 平成25年10月から75歳以上に任意の予防接種として高齢者肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- ・ 平成26年10月から水痘ワクチン及び65歳以上の希望者並びに定期接種として高齢者肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- ・ 平成28年4月から予防接種スケジュール作成をメインとした子育て情報モバイルサービスを開始。
- ・ 平成28年10月からB型肝炎ワクチンを定期接種として開始。
- ・ 令和元年度4月から風しんの追加対策として、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生れまでの男性に風しん抗体検査と風しん第5期の定期接種を開始。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、BCGを令和2年6月から個別接種に切替え。
- ・ 令和2年10月からロタウイルスワクチンを定期接種として開始。

- ・ 令和3年4月から予防接種再接種事業を開始。
- ・ 令和3年11月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の中止を終了。
- ・ 令和5年3月31日で座間市高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を終了。
- ・ 令和4年4月から子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種を平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの女子に開始（令和7年3月31日まで）。
- ・ 予防接種の実施状況

単位：人（委託医療機関実施分及び償還払いの延べ接種人数）、千円

健康医療課・こども家庭課調

年 度	BCG	4種混合	ヒブ	小児肺炎球菌	水痘	二種混合	B型肝炎	ロタウイルス
30年度	910	3,725	3,685	3,702	1,799	725	2,771	-
元年度	773	3,477	3,270	3,372	1,760	769	2,467	-
2年度	975	3,589	3,599	3,512	1,804	738	2,567	791
3年度	783	3,292	3,287	3,276	1,571	698	2,450	1,913
4年度	812	3,196	3,190	3,208	1,584	816	2,384	1,820

単位：人、千円

年 度	日本脳炎		MR	麻しん	風しん	MR	麻しん	風しん	子宮頸がん 予防
	6歳未満	6歳以上	1期			2期			
30年度	2,731	1,650	948	0	0	956	0	0	11
元年度	2,580	1,391	876	0	0	957	0	0	16
2年度	2,590	1,246	915	0	0	907	0	0	109
3年度	1,560	726	798	0	0	946	0	0	248
4年度	2,737	1,357	821	0	0	879	0	0	834

単位：人、千円

年 度	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌	不活化ポリオ	MR	風しん	三種混合	風しん抗体検査	風しんMR	事業費
				成人				5期	
30年度	9,949	752	21	292	39	-			300,944
元年度	11,132	362	3	166	7	-	821	167	294,560
2年度	16,918	518	2	113	3	-	1,560	334	372,150
3年度	13,463	285	1	79	6	-	1,457	356	340,862
4年度	14,326	309	0	83	2	0	422	107	343,566

※四種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ。三種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風。二種混合とは、ジフテリア、破傷風。

## 7 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防しこれを撲滅するため、生後91日以上の犬を対象に、年1回、集団での登録と予防注射等を厚木保健福祉事務所とともに実施しています。

飼主へのマナーについては、予防注射実施時にパンフレット等を配布するほか、広報紙等を通じ啓発に努めています。

- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

単位：頭、箇所

健康医療課調

年 度	登録数	注射数	うち集合注射分		
			会 場	登録数	注射数
30年度	6,761	5,343	13	8	798
元年度	6,049	5,384	13	5	803
2年度	6,183	5,138	9	5	203
3年度	6,184	5,311	9	4	547
4年度	6,226	5,090	8	5	520

## 8 健康増進事業

国民の老後における健康の保持と適切な医療を確保することを目的として、昭和58年2月に老人保健法が施行されました。平成20年度には健康増進法が施行され、この法律に基づき、「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」を実施しています。

### (1) 健康教育

40歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防及び健康の保持のため、医師、歯科衛生士、栄養士及び保健師等により健康教育を実施しています。

単位：回、人、千円

健康医療課調

年 度	①一般健康教育		②重点健康教育		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
30年度	98	1,228	37	730	135	1,958	4,498
元年度	128	1,381	18	324	146	1,705	4,570
2年度	61	642	16	112	77	754	4,669
3年度	87	795	14	159	101	954	273
4年度	121	1,175	20	381	141	1,556	309

① 一般健康教育＝生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及教育など

② 重点健康教育＝歯周疾患、ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、病態別、薬の健康教育

※令和3年度から消耗品及び医薬材料費等を健康教育事業費として計上。会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当は保健衛生総務管理経費へまとめている。

## (2) 健康相談

おおむね40歳以上の方を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を実施しています。

単位：回、人、千円

健康医療課調

年 度	①総合健康相談		②重点健康相談		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
30年度	23	419	16	79	39	498	449
元年度	25	425	14	90	39	515	422
2年度	0	0	9	29	9	29	725
3年度	5	86	13	65	18	151	211
<b>4年度</b>	<b>17</b>	<b>496</b>	<b>13</b>	<b>48</b>	<b>30</b>	<b>544</b>	<b>301</b>

① 総合健康相談＝がん検診会場や依頼等で行う健康相談。

② 重点健康相談＝相談内容が病態別に分類できる健康相談。

※令和3年度から消耗品及び医薬材料費等を健康相談事業費として計上。会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当は保健衛生総務管理経費へまとめている。

## (3) 健康診査

平成19年度に老人保健法に基づく基本健康診査が廃止され、平成20年度から特定健康診査非対象者である生活保護受給者、短期滞在の外国人については健康増進法により、75歳以上の後期高齢者については、高齢者の医療の確保に関する法律により健康診査が実施されることになりました。また、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健康診査（歯周疾患）も健康増進法に基づき実施しています。座間市では、後期高齢者の健康診査や、特定健康診査では対象としない血清尿酸、総コレステロール、胸部エックス線の独自検査項目を追加して健康診査事業の充実を図っています。

### ア 健康診査等実施状況

単位：人、%

健康医療課・保険年金課調

年 度	後期高齢者健康診査			健康診査	肝炎ウイルス 検査受診者	市独自の追加 検査受診者
	対象者数	受診者数	受診率			
30年度	14,668	5,331	36.3	178	317	6,202
元年度	15,523	5,644	36.4	166	265	6,061
2年度	16,174	5,274	32.6	187	223	5,515
3年度	16,417	5,558	33.9	147	286	5,758
<b>4年度</b>	<b>17,717</b>	<b>5,945</b>	<b>33.6</b>	<b>171</b>	<b>214</b>	<b>5,353</b>

イ がん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん及び口腔がん）検診生活習慣病予防の一環として実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めています。

- ・ 胃がん検診は、昭和48年度から40歳以上の方を対象として検診車による集団検診で実施。

- ・ 肺がん検診は、昭和56年度から40歳以上の方を対象として指定医療機関における施設検診で実施。
- ・ 大腸がん検診は、平成元年度から40歳以上の方を対象として集団検診で実施。平成28年度から、施設検診も開始。2日間の採便による便潜血検査。
- ・ 子宮がん検診は、昭和49年度から30歳以上の女性を対象として検診車による集団検診で実施。昭和59年度から、施設検診も開始。平成17年度から、国の指針により20歳以上隔年で実施。平成21年度から20歳以上全年齢で実施。
- ・ 乳がん検診は、昭和54年度から30歳以上の女性を対象として集団検診で実施。平成16年度から、国の指針により50歳以上隔年で実施。平成17年度から、40歳以上隔年でマンモグラフィを実施。平成21年度から、30歳以上を対象に指定医療機関で視触診検診を実施。平成30年度から、マンモグラフィ施設検診も開始。
- ・ 前立腺がん検診は平成17年度から50歳以上の男性を対象に指定医療機関でPSA検査を実施。
- ・ 口腔がん検診は、平成24年度から集団検診で実施。
- ・ 胃がんリスク検診は、平成28年度から令和2年度まで40歳以上70歳までの5歳刻みの年齢を対象に実施。令和3年度から40歳以上70歳までの男女で、過去に受診経験のない方を対象に実施。

単位：人、千円

健康医療課調

年 度	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	前立腺がん	口腔がん	胃がんリスク	事業費
30年度	1,117	5,248	4,489	3,302	1,391	2,358	77	804	84,064
元年度	991	5,141	4,431	3,304	1,379	2,486	83	696	84,210
2年度	607	5,023	4,066	3,108	1,002	2,343	65	645	79,800
3年度	721	5,062	4,427	3,496	1,197	2,376	67	252	84,521
4年度	698	5,132	4,636	3,602	1,170	2,555	66	223	86,734

#### (4) 訪問指導

40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための助言を訪問により実施しています。

単位：人、件

健康医療課調

年 度	保健師数	訪問指導件数	
			うち65歳以上
30年度	9	47	0
元年度	9	47	0
2年度	9	4	0
3年度	10	9	0
4年度	6	0	0

※令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため腎臓を守るための保健指導への参加勧奨を訪問勧奨から電話勧奨へ変更したため訪問件数が減少。

## 9 成人歯科健康診査

40歳以上の方を対象に、指定医療機関（歯科）に委託して実施しています。

単位：人、%

健康医療課調

年 度	対象者数	受診者数	受診率
30年度	79,709	723	0.91
元年度	80,645	770	0.95
2年度	81,318	737	0.91
3年度	81,862	869	1.06
4年度	82,335	995	1.21

## 10 小児医療助成事業

中学3年生までの子供（対象となるのは入院、通院費）がいる方に、保険診療の自己負担分を助成しています。1歳児以上は、所得制限があります。

### ※小児医療費助成の変更経緯

- ・ 平成7年10月事業開始
- ・ 平成14年10月1日から通院対象年齢を4歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成16年10月1日から通院対象年齢を5歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成17年10月1日から通院対象年齢を小学校就学前まで引き上げ
- ・ 平成20年7月1日から通院対象年齢を小学3年生まで引き上げ
- ・ 平成24年10月1日から通院対象年齢を小学4年生まで引き上げ
- ・ 平成26年10月1日から通院対象年齢を小学6年生まで引き上げ
- ・ 平成30年10月1日から通院対象年齢を中学3年生まで引き上げ
- ・ 令和5年4月1日から所得制限廃止

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

子育て支援課調

年 度	中学3年生まで			対15歳以下人口比	15歳以下人口	中学1年生～中学校卒業
	国民健康保険	社会保険	計			
30年度	2,364	11,030	13,394	80.7	16,602	0
元年度	2,403	10,919	13,322	80.8	16,492	0
2年度	2,294	10,830	13,124	80.4	16,322	0
3年度	2,282	10,853	13,135	81.5	16,126	0
<b>4年度</b>	<b>2,156</b>	<b>10,679</b>	<b>12,835</b>	<b>80.7</b>	<b>15,898</b>	<b>0</b>

※人口は各年度末の翌月4月1日現在。

### (2) 中学3年生までの医療費

単位：件、円

子育て支援課調

年 度	現物支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
30年度	22,657	43,628,538	162,857	306,423,718
元年度	23,919	48,265,629	174,500	339,856,375
2年度	17,575	38,152,133	132,141	271,620,100
3年度	19,998	42,646,926	149,588	310,799,221
<b>4年度</b>	<b>20,827</b>	<b>48,211,300</b>	<b>156,627</b>	<b>323,402,951</b>



年 度	償還支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
30年度	980	2,142,473	2,649	9,967,021
元年度	1,223	2,646,970	2,739	8,380,534
2年度	668	1,624,208	1,670	7,360,713
3年度	826	1,536,959	1,796	9,082,778
<b>4年度</b>	<b>928</b>	<b>1,551,692</b>	<b>1,697</b>	<b>8,091,843</b>

年 度	計			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
30年度	23,637	45,771,011	165,506	316,390,739
元年度	25,142	50,912,599	177,239	348,236,909
2年度	18,243	39,776,341	133,811	278,980,813
3年度	20,824	44,183,885	151,384	319,881,999
<b>4年度</b>	<b>21,755</b>	<b>49,762,992</b>	<b>158,324</b>	<b>331,494,794</b>

年 度	合 計		1 件当たり金額	1 人当たり金額
	件 数	支給額		
30年度	189,143	362,161,750	1,915	27,039
元年度	202,381	399,149,508	1,972	29,962
2年度	152,054	318,757,154	2,096	24,288
3年度	172,208	364,065,884	2,114	27,717
<b>4年度</b>	<b>180,079</b>	<b>381,257,786</b>	<b>2,117</b>	<b>29,705</b>

## 1.1 心身障害者医療費援助事業

身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方又はIQ50以下の判定を受けている方（若しくは療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている方）に対し、保険診療の自己負担分を援助しています。ただし、平成18年10月1日から、身体障害者手帳3級及びIQ36以上50以下の方（若しくは療育手帳B1の方）は、保険診療の1割を負担していただくことになりました。

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

(各年度末現在) 障がい福祉課調

年 度	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身障・知的・精神 両該当	計	対人口比	人 口
30年度	1,593	449	67	79	2,030	1.56	130,160
元年度	1,550	446	67	76	1,987	1.52	130,686
2年度	1,500	446	73	77	1,942	1.47	132,308
3年度	1,450	450	74	78	1,896	1.44	131,976
4年度	1,385	454	89	78	1,850	1.40	132,072

※人口は各年度末の翌月4月1日現在。

### (2) 心身障害者医療費

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
30年度	19,869	108,137,551	13,599	85,518,452	14,985	42,424,458
元年度	19,640	103,301,100	13,430	87,455,932	15,032	44,229,697
2年度	18,480	100,382,438	12,258	82,260,176	13,832	34,276,165
3年度	19,074	107,687,250	12,835	90,591,147	13,095	34,425,274
4年度	18,804	104,976,396	12,693	91,772,261	12,407	35,965,321

年 度	償還支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
30年度	2,321	13,872,664	1,589	9,040,114	1,203	4,307,712
元年度	1,813	11,728,704	1,355	7,578,451	785	3,088,609
2年度	1,521	10,713,565	1,153	6,700,130	612	2,794,279
3年度	1,712	10,935,220	1,125	7,782,530	561	2,267,362
4年度	1,491	8,546,014	1,147	8,369,260	579	2,265,019

年 度	計					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
30年度	22,190	122,010,215	15,188	94,558,566	16,188	46,732,170
元年度	21,453	115,029,804	14,785	95,034,383	15,817	47,318,306
2年度	20,001	111,096,003	13,411	88,960,306	14,444	37,070,444
3年度	20,786	118,622,470	13,960	98,373,677	13,656	36,692,636
4年度	20,295	113,522,410	13,840	100,141,521	12,986	38,230,340

年 度	合 計		1 件当たり金額	1 人当たり金額
	件 数	支給額		
30年度	53,566	263,300,951	4,915	129,705
元年度	52,055	257,382,493	4,944	129,533
2年度	47,856	237,126,753	4,955	122,104
3年度	48,402	253,688,783	5,241	133,802
4年度	47,121	251,894,271	5,346	136,159

## 1 2 精神障害者通院医療費助成事業

健康保険に加入しており精神障害者保健福祉手帳1級または2級及び自立支援医療受給者証をお持ちの方で助成券を申請された方に対し、精神通院医療費を助成しています。

### (1) 資格取得者の状況

単位：人

障がい福祉課調

年 度	国民健康保険	社会保険	後期高齢	計
30年度	360	209	11	580
元年度	377	201	14	592
2年度	400	246	13	659
3年度	369	269	18	656
4年度	389	280	18	687

### (2) 精神通院医療費

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
30年度	4,403	7,858,480	2,425	4,669,710	85	72,480
元年度	4,852	8,065,590	2,332	4,468,640	129	128,220
2年度	4,813	7,878,190	2,471	4,786,690	180	283,070
3年度	4,738	8,084,570	2,711	5,618,160	185	337,760
4年度	4,321	7,400,170	3,043	6,146,900	283	436,200

年 度	計		1 件当たり 金額	1 人当たり 金額
	件 数	支給額		
30年度	6,913	12,600,670	1,823	21,725
元年度	7,313	12,662,450	1,731	21,389
2年度	7,464	12,947,950	1,735	19,648
3年度	7,634	14,040,490	1,839	21,403
4年度	7,647	13,983,270	1,829	20,354

### 13 後期高齢者医療

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成20年4月から75歳以上を対象として独立した後期高齢者医療制度が始まりました。

#### (1) 保険料の収納状況

単位：円

保険年金課調

年 度	特別徴収			
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額
30年度	737,383,905	737,383,905	0	0
元年度	788,644,420	788,644,420	0	0
2年度	862,270,130	864,490,330	0	0
3年度	869,949,705	872,151,435	0	0
4年度	883,179,720	885,566,360	0	0

年 度	普通徴収			
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額
30年度	475,328,895	456,745,600	4,537,975	14,045,320
元年度	479,906,030	461,220,880	5,272,870	13,412,280
2年度	512,033,825	492,876,300	4,168,255	15,634,400
3年度	526,944,610	506,765,705	4,488,710	16,293,535
4年度	607,988,135	585,973,420	4,653,260	17,928,560

年 度	計			
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額
30年度	1,212,712,800	1,194,129,505	4,537,975	14,045,320
元年度	1,268,550,450	1,249,865,300	5,272,870	13,412,280
2年度	1,374,303,955	1,357,366,630	4,168,255	15,634,400
3年度	1,396,894,315	1,378,917,140	4,488,710	16,293,535
4年度	1,491,167,855	1,471,539,780	4,653,260	17,928,560

#### (2) 決算状況

ア 歳入

単位：円

保険年金課調

年 度	保険料				繰入金	
	特別徴収保険料		普通徴収保険料		保険基盤安定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
30年度	744,891,000	737,383,905	436,110,000	456,745,600	197,907,000	197,907,000
元年度	783,049,000	788,644,420	454,189,000	461,220,880	206,993,000	206,993,000
2年度	883,065,000	864,490,330	493,314,000	492,876,300	227,863,000	227,863,000
3年度	918,581,000	872,151,435	500,189,000	506,765,705	236,148,000	236,147,700
4年度	952,034,000	885,566,360	522,531,000	585,973,420	243,175,000	243,174,849

年 度	繰入金				繰越金	
	職員給与費等		その他			
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
30年度	29,807,000	29,807,000	12,906,000	12,906,000	61,466,000	61,466,082
元年度	33,705,000	33,705,000	13,951,000	13,951,000	68,319,000	68,319,817
2年度	34,196,000	34,196,000	13,547,000	13,547,000	69,947,000	69,947,644
3年度	34,851,000	34,851,000	13,924,000	13,924,000	82,898,000	82,898,179
4年度	37,145,000	37,145,000	14,782,000	14,782,000	84,249,000	84,249,175

年 度	諸収入		国庫支出金		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
30年度	1,002,000	2,202,114	2,246,000	2,246,000	1,486,335,000	1,500,663,701
元年度	1,702,000	1,557,797	0	0	1,561,908,000	1,574,391,914
2年度	1,824,000	2,024,593	588,000	588,000	1,724,344,000	1,705,532,867
3年度	1,875,000	1,911,715	0	0	1,788,466,000	1,748,649,734
4年度	2,851,000	2,740,803	0	0	1,856,767,000	1,853,631,607

イ 歳 出

単位：円

保険年金課調

年 度	総務費		後期高齢者広域 医療連合納付金		諸支出金	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
30年度	44,959,000	42,923,084	1,425,693,000	1,386,810,206	3,758,000	2,610,594
元年度	47,656,000	44,895,978	1,498,623,000	1,455,656,382	4,587,000	3,891,910
2年度	48,331,000	42,160,938	1,659,259,000	1,575,883,310	5,311,000	4,590,440
3年度	48,775,000	46,465,830	1,719,022,000	1,609,330,065	8,747,000	8,604,664
4年度	51,927,000	45,429,554	1,785,889,000	1,779,663,084	5,850,000	4,868,119

年 度	予備費		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
30年度	11,925,000	0	1,486,335,000	1,432,343,884
元年度	11,042,000	0	1,561,908,000	1,504,444,270
2年度	11,443,000	0	1,724,344,000	1,622,634,688
3年度	11,922,000	0	1,788,466,000	1,664,400,559
4年度	13,101,000	0	1,856,767,000	1,829,960,757

#### 1.4 養育医療費助成事業

母子保健法の改正により、平成25年4月1日から県より市町村に権限移譲された事業であり、医師の判断により指定養育医療機関において入院養育が必要とする未熟児に対し、満1歳の誕生日の前日を期限とし助成しています。

##### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

子育て支援課調

年 度	保健種別			計	対1歳未満人口比	1歳未満人口
	国民健康保険	社会保険	生保等無保険			
30年度	6	27	0	33	3.8	864
元年度	7	14	0	21	2.4	871
2年度	1	21	0	22	2.8	798
3年度	5	24	0	29	3.4	849
4年度	3	19	0	22	2.8	796

※人口は各年度末の翌月4月1日現在。

##### (2) 医療費

単位：件、円

子育て支援課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		生保等無保険	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
30年度	14	1,326,376	63	5,584,846	0	0
元年度	16	1,104,643	31	2,612,962	0	0
2年度	2	137,670	57	4,391,313	0	0
3年度	15	1,848,342	75	5,305,940	0	0
4年度	8	724,600	51	3,356,809	0	0

年 度	合 計		1件当たり金額	1人当たり金額
	件数	支給額		
30年度	77	6,911,222	89,756	209,431
元年度	47	3,717,605	79,098	177,029
2年度	59	4,528,983	76,762	205,863
3年度	90	7,154,282	79,492	246,699
4年度	59	4,081,409	69,176	185,519

## 15 市民健康センター管理運営事業

市民の健康の管理・増進のための地域保健活動の拠点となる保健センター機能と、休日等における急患診療のための休日急患センター機能を併設した施設として、平成8年9月に開設しました。

### (1) 施設概要

- ・所在地 座間市緑ヶ丘1-1-3
- ・敷地面積 2,629.45㎡
- ・建築面積 1,238.84㎡
- ・延床面積 2,094.30㎡（1階1,131.01㎡、2階963.29㎡）
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造地上2階 建物高さ9.3m
- ・主な施設 (保健センター機能) 多目的ホール、栄養指導室、ミーティングルーム、プレイルーム、保健相談室、健康相談室、歯の相談室、健康増進室  
(休日急患センター機能) 内科、小児科、歯科、薬局、外科

### (2) 健康センター利用状況

単位：人、円

健康医療課調

年度	利用者数	使用料
30年度	130,349	1,116,186
元年度	116,069	800,105
2年度	84,245	66,465
3年度	83,685	131,326
4年度	61,356	312,500



## VIII 国民健康保険

## 1 健康保険

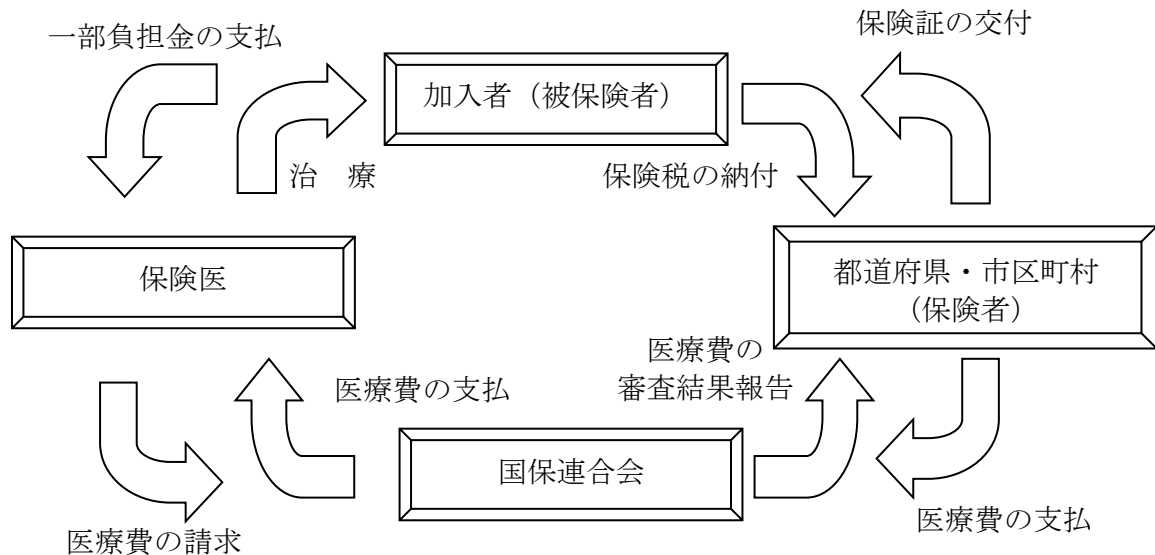
いつ、どこで、病気やけがに襲われ、その治療や入院などで大きな経済的負担を負うことになるか分かりません。そんなときのために、日頃からお金（保険税）を出し合い、いざというときに医療費などの支払に充てて、皆で助け合おうというのが国民健康保険（国保）制度で、我が国の社会保障制度の一翼を担うものです。

### (1) 加入対象者

国保に加入する人を被保険者といい、国保の事業を運営している都道府県と市区町村を保険者といいます。

職場の健康保険の加入者とその扶養家族、後期高齢者医療制度で医療を受けている方、生活保護を受けている方を除いて、75歳未満の方はすべて国保の加入者となります。

### (2) 国保の仕組み



### (3) 国民健康保険運営協議会

本協議会は、国民健康保険法第11条に基づいて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されています。

#### ア 構成

- ・ 被保険者を代表する委員 4人
- ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- ・ 公益を代表する委員 4人
- ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

イ 任期 3年

ウ 協議会開催回数 随時開催 年2～3回程度

(4) 被保険者の状況

ア 世帯数、被保険者数（年間平均）

単位：世帯、人

保険年金課調

年 度	世帯数	一般 被保険者	退職被保険者等			計
			退職本人	被扶養者	計	
30年度	19,481	30,030	107	13	120	30,150
元年度	18,993	28,924	15	1	16	28,940
2年度	18,705	28,153	0	0	0	28,153
3年度	18,520	27,581	0	0	0	27,581
<b>4年度</b>	<b>18,169</b>	<b>26,738</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>26,738</b>

イ 国保加入割合（年間平均）

単位：世帯、人、%

保険年金課調

年 度	世 帯	国保加入世帯		人 口	国保加入者	
			加入率			加入率
30年度	58,778	19,481	33.14	130,160	30,150	23.16
元年度	59,609	18,993	31.86	130,686	28,940	22.14
2年度	60,175	18,705	31.08	130,716	28,153	21.54
3年度	60,893	18,520	30.41	131,976	27,581	20.90
<b>4年度</b>	<b>61,720</b>	<b>18,169</b>	<b>29.44</b>	<b>132,072</b>	<b>26,738</b>	<b>20.25</b>

※人口、世帯数については、翌年4月1日現在の数値で、国勢調査の確定数値に基づく数値を使用しています。

## 2 保険税

### (1) 賦課と納付

ア 賦課期日 4月1日

イ 賦課方式

[医療分]

- ① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（6.1/100）
  - ② 均等割額 加入者1人当たり 24,400円
  - ③ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 18,400円
- ①+②+③=年税額（限度額650,000円）

[後期高齢者支援金分]

- ① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（2.3/100）
  - ② 均等割額 加入者1人当たり 8,400円
  - ③ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 6,800円
- ①+②+③=年税額（限度額200,000円）

[介護納付金分]

- ① 所得割額 40～64歳までの加入者の賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（2.1/100）
  - ② 均等割額 40～64歳までの加入者1人当たり 10,100円
  - ③ 平等割額 40～64歳までの加入世帯1世帯当たり 6,300円
- ①+②+③=年税額（限度額170,000円）

ウ 納税義務の発生と消滅

取得した場合 取得した日の属する月から月割りをもって算定した額

喪失した場合 喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって算定した額

エ 低所得世帯の軽減

- (7) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が43+（給与所得者等の人数－1）×10万円以下の世帯については、均等割額と平等割額の7割相当額を減額
- (4) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が43万円に1人につき28万5千円+（給与所得者等の人数－1）×10万円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の5割相当額を減額

(ウ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が43万円に1人につき52万円＋  
(給与所得者等の人数－1) × 10万円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割  
額の2割相当額を減額

※① 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の  
支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける  
者。

② 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、  
被保険者人数が減少しても、軽減判定の対象者とします。

③ 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した所得で判定  
します。

(エ) 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身  
となる場合、医療分と後期高齢者支援分に係る平等割額の5割相当額を減額

#### オ 納 期

(ア) 普通徴収 6月から翌年3月までの10回

(イ) 特別徴収 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回

## (2) 徴 収

### ア 徴収方法

(ア) 普通徴収 座間市指定金融機関、コンビニエンスストア等で、納付書又は口座振替に  
より納付

(イ) 特別徴収 公的年金からの差引きにより納付

### イ 滞納整理

文書・電話による催告、差押、公売

## (3) 保険税の収納状況

単位：円、%

保険年金課調

年 度	調定額		
	現年度分	滞納繰越分	計
30年度	2,860,139,300	1,223,155,962	4,083,295,262
元年度	2,777,834,100	1,120,506,068	3,898,340,168
2年度	2,680,692,400	1,051,227,941	3,731,920,341
3年度	2,664,556,500	977,322,686	3,641,879,186
<b>4年度</b>	<b>2,798,566,900</b>	<b>942,833,068</b>	<b>3,741,399,968</b>

年 度	収入済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
30年度	2,599,005,035	197,681,302	2,796,686,337
元年度	2,495,026,642	192,350,912	2,687,377,554
2年度	2,423,398,674	201,060,025	2,624,458,699
3年度	2,422,989,706	174,914,144	2,597,903,850
<b>4年度</b>	<b>2,525,314,609</b>	<b>162,738,047</b>	<b>2,688,052,656</b>

年 度	不納欠損額		
	現年度分	滞納繰越分	計
30年度	2,688,700	156,704,067	159,392,767
元年度	3,559,500	143,049,973	146,609,473
2年度	2,919,300	118,346,863	121,266,163
3年度	1,347,300	88,532,493	89,879,793
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>53,310,316</b>	<b>53,310,316</b>

年 度	収入未済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
30年度	258,445,565	868,770,593	1,127,216,158
元年度	279,247,958	785,105,183	1,064,353,141
2年度	258,071,026	732,080,060	990,151,086
3年度	243,826,394	713,976,815	957,803,209
<b>4年度</b>	<b>277,097,391</b>	<b>727,230,205</b>	<b>1,004,327,596</b>

年 度	収納率		
	現年度分	滞納繰越分	計
30年度	90.87	16.16	68.49
元年度	89.82	17.17	68.94
2年度	90.40	19.13	70.32
3年度	90.93	17.90	71.33
<b>4年度</b>	<b>90.24</b>	<b>17.26</b>	<b>71.85</b>

## (4) 保険税（現年度分）1世帯当たりの額、被保険者1人当たりの額（介護分含む）

単位：円、%

保険年金課調

年 度	1世帯当たり		1人当たり					
			一般被保険者分		退職被保険者等分		計	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
30年度	146,817	109.7	94,855	111.7	96,924	108.3	94,864	111.6
元年度	146,256	99.6	96,002	101.2	67,445	69.6	95,986	101.2
2年度	143,314	98.0	95,219	99.2	0	0	95,219	99.2
3年度	143,875	100.4	96,608	101.5	0	0	96,608	101.5
4年度	154,030	107.1	104,666	108.3	0	0	104,666	108.3

### 3 保険給付

#### (1) 保険の給付

##### ア 療養給付費

病気やけがをして診療や治療を受けた場合、病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで医療給付を受けることができ、残りの7割から8割を国保が負担します。

- (ア) 義務教育就学前の方 2割自己負担
- (イ) 義務教育就学後70歳未満の方 3割自己負担
- (ウ) 70歳以上75歳未満の方
  - ① 3割自己負担（一定以上の所得者）
  - ② 2割自己負担（3割自己負担以外の方）

##### イ 療養費

不慮の事故などで国保を扱っていない病院などで治療を受けたときや、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき、一旦、全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定後に自己負担分を除いた額が払い戻されます。

なお、次のような場合も同様の扱いとなります。

- (ア) 手術などで輸血に用いた生血代（医師が認めた場合）
- (イ) コルセットなどの補装具代（医師が認めた場合）
- (ウ) はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）
- (エ) 骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- (オ) 海外渡航中に診療を受けたとき



## ウ 高額療養費

### (ア) 70歳未満の人の場合

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で下表の合算対象基準額以上の一部負担金を支払い、その合計が限度額を上回ったとき、限度額を超えた分が支給されます。また、同じ世帯で12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降の限度額が下がります。

区 分	限度額（3回目まで）	4回目以降	合算対象 基準額
(ア)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して901万円を超える住民税課税世帯	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	140,100円	21,000円
(イ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して600万円を超えて且つ901万円以下の住民税課税世帯	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	93,000円	21,000円
(ウ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して210万円を超えて且つ600万円以下の住民税課税世帯	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円	21,000円
(エ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して210万円以下の住民税課税世帯	57,600円	44,400円	21,000円
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	21,000円

※① 加入者に一人でも所得が未申告の方がいる場合は、(ア)の区分とみなされます。

② 70歳未満については、同一世帯で同一月に一部負担金21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上の支払が2回以上あった場合は、その額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

(イ) 70歳以上の人の場合

70歳以上の人は、先に外来（個人単位）の自己負担限度額(a)を適用します。同一月に入院がある場合は、外来と合算して(b)の自己負担限度額までの負担となります。

区 分	負担割合	外来+入院（世帯単位）		合算対象基準額
		外 来 (個人単位) (a)	(b)	
現役並み 所得者	3割	Ⅲ（課税所得 690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円） ×1% ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は140,100円	1円
		Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円） ×1% ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は93,000円	
		Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円） 1% ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円	
一 般	2割	18,000円 ※年間14.4万円 上限	57,600円 ※過去12か月以内に(b)の自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円	1円
低所得者 Ⅱ	2割	8,000円	24,600円	1円
低所得者 Ⅰ	2割	8,000円	15,000円	1円

※① 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。

② 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人。

③ 70歳以上については、1円から合算対象となります。

(ウ) 70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯にいる場合

70歳未満と70歳以上が同じ世帯でも、合算することができます。70歳以上の自己負担限度額をまず計算し、それに70歳未満の合算対象基準額（21,000円以上の自己負担額）を加えて、70歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

(エ) 厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を提示すれば、自己負担は1か月10,000円までとなります。

※人工透析を要する70歳未満の上位所得者は20,000円。

(カ) 高額療養費現物給付の場合

平成19年4月から、入院時に「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、月ごとの窓口での自己負担が最初から限度額までにとどめられていましたが、平成24年4月から、外来で高額な医療費がかかる場合にも、「限度額適用認定証」を提示することで、月ごとの窓口負担額が限度額までにとどめられます。

エ 出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。

平成18年	9月まで	1件	300,000円
平成20年	12月まで	1件	350,000円
平成21年	9月まで	1件	380,000円
令和5年	3月まで	1件	420,000円
令和5年	4月から	1件	500,000円

オ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給されます。

平成18年	9月まで	1件	80,000円
平成19年	3月まで	1件	65,000円
平成19年	4月から	1件	50,000円

## (2) 保険給付の状況

単位：件、円

保険年金課調

年 度	区 分	療養諸費			
		件 数	費用額	保険者負担額	一部負担金
30年度	一般分	482,950	10,267,755,456	7,493,637,450	2,432,109,500
	退職分	2,415	59,932,680	41,713,252	16,739,920
	計	485,365	10,327,688,136	7,535,350,702	2,448,849,420
元年度	一般分	468,839	10,081,374,476	7,376,769,240	2,383,659,677
	退職分	310	3,974,878	2,782,414	1,156,114
	計	469,149	10,085,349,354	7,379,551,654	2,384,815,791
2年度	一般分	414,135	9,381,017,848	6,880,627,044	2,191,164,292
	退職分	2	-536,540	-375,578	-160,839
	計	414,137	9,380,481,308	6,880,251,466	2,191,003,453
3年度	一般分	438,713	10,233,380,768	7,519,058,334	2,357,736,568
	退職分	14	-96,180	-67,326	-28,734
	計	438,699	10,233,284,588	7,518,991,008	2,357,707,834
4年度	一般分	439,538	10,268,729,338	7,539,978,635	2,370,290,512
	退職分	0	-168,050	-117,635	-50,415
	計	439,538	10,268,561,288	7,539,861,000	2,370,240,097

年 度	区 分	療養諸費			
		他法負担分	1件当たり 費用額	1人当たり	
				費用額	保険者負担額
30年度	一般分	342,008,506	21,260	341,917	249,538
	退職分	1,479,508	24,817	499,439	347,610
	計	343,488,014	21,278	342,544	249,929
元年度	一般分	320,945,559	21,503	348,547	255,040
	退職分	36,350	12,822	248,430	173,901
	計	320,981,909	21,497	348,492	254,995
2年度	一般分	309,226,512	22,652	333,216	244,401
	退職分	-123	-	-	-
	計	309,226,389	-	-	-
3年度	一般分	356,585,866	23,326	371,030	272,617
	退職分	-120	-	-	-
	計	356,585,746	-	-	-
4年度	一般分	358,460,191	23,363	384,050	281,995
	退職分	0	-	-	-
	計	358,460,191	-	-	-

※① 国事業状況報告書の変更に伴い、「他法優先」及び「国保優先」の欄を変更し、他法負担分としました。また、指定公費分（一部負担の2割から1割措置としての1割分）が他法負担分に含まれます。

② 退職者医療制度の適用年齢は、平成20年度から75歳未満から65歳未満へ引き下げられました。

③ 2年度以降の退職分については、退職者医療制度の適用期間が平成31年3月31日で終了したため、遡及分としての保険給付の状況となります。

#### 4 経理状況

##### (1) 決算状況

##### ア 歳入

単位：円、%

保険年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		県支出金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
30年度	2,796,686,337	20.43	278,000	0.00	8,749,171,356	63.92
元年度	2,687,377,554	21.02	4,044,000	0.03	8,582,814,869	67.15
2年度	2,624,458,699	21.75	31,427,000	0.26	8,047,870,307	66.70
3年度	2,597,903,850	20.29	3,020,000	0.02	8,792,791,638	68.68
4年度	2,688,052,656	19.86	259,000	0.00	8,846,052,914	65.36

年 度	繰入金					
	保険基盤安定		未就学児均等割		一般会計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
30年度	547,382,997	4.00			1,041,526,657	7.61
元年度	540,333,272	4.23			917,623,000	7.18
2年度	529,277,551	4.39			723,902,000	6.00
3年度	535,532,563	4.18			697,042,000	5.44
4年度	579,350,351	4.28	7,489,160	0.06	1,271,432,000	9.39

年 度	基金繰入金		繰越金		その他の収入	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
30年度	0	0.00	504,793,328	3.69	48,868,148	0.36
元年度	0	0.00	6,805,330	0.05	43,445,408	0.34
2年度	0	0.00	47,985,401	0.40	61,469,859	0.51
3年度	0	0.00	129,884,146	1.01	46,938,219	0.37
4年度	0	0.00	95,769,463	0.71	45,304,991	0.33

年 度	計	
	金 額	構成比
30年度	13,688,706,823	100.00
元年度	12,782,443,433	100.00
2年度	12,066,390,817	100.00
3年度	12,803,112,416	100.00
4年度	13,533,710,535	100.00

※平成30年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が都道府県に変わったことに伴い、市町村国保の財政運営も変更となりました。

## イ 歳 出

単位：円、%

保険年金課調

年 度	総務費		保険給付費		国民健康保険事業費納付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
30年度	308,077,128	2.25	8,680,347,499	63.44	3,973,024,220	29.04
元年度	274,275,941	2.15	8,524,576,237	66.94	3,837,648,385	30.14
2年度	274,586,284	2.30	7,968,655,417	66.76	3,593,058,084	30.10
3年度	259,188,487	2.04	8,702,747,053	68.49	3,557,819,295	28.00
4年度	249,054,379	1.85	8,744,763,624	65.05	3,613,153,182	26.88

年 度	保健事業費		基金積立金		共同事業拠出金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
30年度	77,307,567	0.57	4	0.00	1,596	0.00
元年度	76,728,720	0.60	4	0.00	1,600	0.00
2年度	76,242,978	0.64	4	0.00	1,410	0.00
3年度	85,022,179	0.67	70,000,073	0.55	178	0.00
4年度	84,301,347	0.63	729,442,579	5.43	207	0.00

年 度	その他の支出		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比
30年度	643,143,479	4.70	13,681,901,493	100.00
元年度	21,227,145	0.17	12,734,458,032	100.00
2年度	23,962,494	0.20	11,936,506,671	100.00
3年度	32,565,688	0.25	12,707,342,953	100.00
4年度	23,362,777	0.17	13,444,078,095	100.00

※平成30年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が都道府県に変わったことに伴い、市町村国保の財政運営も変更となりました。

## ウ 収支差引額

単位：円

保険年金課調

年 度	収支差引額
30年度	6,805,330
元年度	47,985,401
2年度	129,884,146
3年度	95,769,463
4年度	89,632,440

## (2) 一人当たりの決算状況

## ア 歳入

単位：円、%

保険年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		県支出金	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
30年度	92,759	111.35	9	0.01	290,188	1,310.75
元年度	92,860	100.11	140	1,555.56	296,573	102.20
2年度	93,221	100.39	1,116	797.14	285,861	96.39
3年度	94,192	101.04	109	9.77	318,799	111.52
<b>4年度</b>	<b>100,533</b>	<b>106.73</b>	<b>10</b>	<b>9.17</b>	<b>330,842</b>	<b>103.78</b>

年 度	繰入金			
	保険基盤安定		一般会計	
	金 額	前年比	金 額	前年比
30年度	18,155	116.57	34,545	79.72
元年度	18,671	102.84	31,708	91.79
2年度	18,800	100.69	25,713	81.09
3年度	19,417	103.28	25,273	98.29
<b>4年度</b>	<b>21,688</b>	<b>111.70</b>	<b>47,832</b>	<b>189.26</b>

年 度	繰入金		繰越金		その他の収入		計	
	基金繰入金		金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
	金 額	前年比						
30年度	0	-	16,743	199.61	1,621	114.80	454,020	92.82
元年度	0	-	235	1.40	1,501	92.60	441,688	97.28
2年度	0	-	1,704	725.11	2,183	145.44	428,600	97.04
3年度	0	-	4,709	276.35	1,702	77.97	464,200	108.31
<b>4年度</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>3,582</b>	<b>76.07</b>	<b>1,694</b>	<b>99.53</b>	<b>506,160</b>	<b>109.04</b>

## イ 歳 出

単位：円、%

保険年金課調

年 度	総務費		保険給付費		国民健康保険事業費納付金		保健事業費	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
30年度	10,218	107.38	287,905	103.86	131,775	-	2,564	99.46
元年度	9,477	92.75	294,560	102.31	132,607	100.63	2,652	103.43
2年度	9,753	102.91	283,048	96.09	127,626	96.24	2,708	102.11
3年度	9,397	96.35	315,534	111.48	128,995	101.07	3,083	113.85
4年度	9,315	99.13	327,054	103.65	135,132	104.76	3,153	102.27

年 度	基金積立金		共同事業拠出金		その他の支出		計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金額	前年比	金 額	前年比
30年度	0	-	0	0	21,331	232.92	453,793	95.89
元年度	0	-	0	0	734	3.44	440,030	96.97
2年度	0	-	0	0	851	115.94	423,987	96.35
3年度	0	-	0	0	1,181	138.78	460,728	108.67
4年度	27,281	-	0	0	874	74.01	502,808	109.13

## ウ 収支差引額

単位：円、%

保険年金課調

年 度	収支差引額	前年比
30年度	226	1.42
元年度	1,658	733.63
2年度	4,612	278.23
3年度	3,472	75.28
4年度	3,352	96.54



## Ⅳ 国民年金

## 1 国民年金

国民年金は、我が国の公的年金の土台として、全国民共通の基礎年金を支給する制度です。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマン等の配偶者も、20歳から60歳までは国民年金に強制加入となります。

国民年金は、一定の要件が備わった方が老齢になったとき「老齢年金」、障がい者になったとき「障害年金」、遺族になったとき「遺族年金」が支給されます。

### (1) 国民年金に必ず加入する人（強制加入）

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人たちです。

#### ア 第1号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーアルバイター、無職の人など

#### イ 第2号被保険者

厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者

#### ウ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

### (2) 国民年金に希望で加入する人（任意加入）

次の①～④のすべてを満たす人は、本人の希望によって任意加入することができます。

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人、または日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③ 厚生年金保険または共済組合等に加入していない人
- ④ 60歳以上の人の場合、20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の人

その他に、厚生年金保険または共済組合等に加入しておらず、昭和40年4月1日以前生まれで老齢基礎年金等の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人（平成17年4月1日より昭和40年4月1日以前生まれまで拡大）も任意加入することができます。

## (3) 被保険者適用状況

単位：人

保険年金課調

年 度	第1号被保険者数				第3号被保険者	計
	強制加入	任意加入	60歳以上任意加入(再掲)	計		
30年度	16,398	214	162	16,612	10,553	27,165
元年度	16,400	221	167	16,621	10,401	27,022
2年度	16,446	232	179	16,678	10,096	26,774
3年度	16,155	258	203	16,413	9,770	26,183
4年度	15,707	243	190	15,950	9,272	25,222

## (4) 年金給付関係

ア 国民年金受給状況 { 旧国民年金法関係 (昭和61年3月以前適用分) }

単位：人、千円

保険年金課調

年 度	受給者数						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
30年度	498	225	244	9	20	0	0
元年度	419	189	204	9	17	0	0
2年度	344	160	158	9	17	0	0
3年度	286	130	130	9	17	0	0
4年度	222	106	90	9	17	0	0

年 度	受給額						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
30年度	195,172	116,092	58,308	3,627	17,145	0	0
元年度	166,980	97,739	50,983	3,631	14,627	0	0
2年度	142,462	83,330	40,837	3,638	14,657	0	0
3年度	118,175	66,632	33,267	3,634	14,642	0	0
4年度	96,464	53,888	24,372	3,620	14,584	0	0

イ 基礎年金受給状況 { 新国民年金法関係 (昭和61年4月以降適用分) }

単位：人、千円

保険年金課調

年 度	受給者数					
	総 数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金(障害福祉)	遺族基礎年金	寡婦年金
30年度	32,448	30,532	853	900	157	6
元年度	33,051	31,097	867	917	164	6
2年度	33,627	31,591	906	964	161	5
3年度	33,903	31,812	955	975	159	2
4年度	34,121	31,962	976	1,008	172	3

年 度	受給額					
	総 数	老齡 基礎年金	障害 基礎年金	障害基礎 年金（障 害福祉）	遺族 基礎年金	寡婦年金
30年度	21,826,410	20,196,842	722,092	777,210	127,348	2,918
元年度	22,252,729	20,594,353	732,266	792,543	130,682	2,885
2年度	22,744,112	21,009,773	769,140	832,889	129,926	2,384
3年度	22,951,295	21,173,932	808,377	840,658	127,442	886
4年度	23,041,526	21,215,062	821,757	866,053	137,324	1,330

ウ 老齡福祉年金受給状況

単位：人、円

保険年金課調

年 度	受給権者数 (支給停止者含む)	年金額
30年度	0	0
元年度	0	0
2年度	0	0
3年度	0	0
4年度	0	0

# X スポーツ・レクリエーション

## 1 社会体育関係事業

気軽にスポーツを楽しみながらの体力・健康づくり、そして、スポーツの活性化を目的に、各種スポーツ教室・大会を開催しています。

### (1) スポーツ教室

単位：回、人、円

スポーツ課調

年 度	健康水中ウォーキング		カローリング教室		ニュースポーツ教室	
	開催回数	延参加数	開催回数	参加数	開催回数	参加数
30年度	1	167	1	98	1	45
元年度	1	97	1	85	0	0(中止)
2年度	0	0(中止)	0	0(中止)	0	0(中止)
3年度	1	117	0	0(中止)	0	0(中止)
<b>4年度</b>	<b>1</b>	<b>95</b>	<b>1</b>	<b>17</b>	<b>1</b>	<b>11</b>

年 度	親子キャッチボール教室		親子サッカー教室	
	開催回数	参加数	開催回数	参加数
30年度	0	0(中止)	1	68
元年度	1	98	1	58
2年度	0	0(中止)	1	42
3年度	1	98	1	40
<b>4年度</b>	<b>1</b>	<b>64</b>	<b>1</b>	<b>52</b>

### (2) 市民健康マラソン、駅伝競走大会等

単位：回、人、チーム、円

スポーツ課調

年 度	市民健康マラソン大会		駅伝競走大会		ソフトバレーボール大会	
	開催回数	参加数	開催回数	参加チーム	開催回数	参加数
30年度	1	924	1	82	1	105
元年度	1	754	0	0(中止)	1	108
2年度	1	288	0	0(中止)	0	0(中止)
3年度	1	337	0	0(中止)	0	0(中止)
<b>4年度</b>	<b>1</b>	<b>451</b>	<b>1</b>	<b>54</b>	<b>1</b>	<b>59</b>

年 度	健康ウォーキング		チャレンジデー	
	開催回数	延参加数	開催回数	参加数
30年度	2	53	1	68,830
元年度	0	0(中止)	1	69,402
2年度	0	0(中止)	0	0(中止)
3年度	1	155	0	0(不参加)
<b>4年度</b>	<b>1</b>	<b>119</b>	<b>0</b>	<b>0(不参加)</b>

## 2 社会体育施設

市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで、心身ともに健康な生活を営むことができるよう、施設をはじめとした環境の整備を進めるとともに、施設を開放し、広く市民に利用していただいています。

### (1) 市立グラウンド

- ・ 昭和55年5月に新田宿グラウンド、同年11月に座間市民球場がオープン。
- ・ 昭和60年5月に相模川河川敷に相模川グラウンドを整備。各種スポーツに対応した多目的広場として利用。
- ・ 昭和52年5月にひまわり公園にクレイ4面、昭和54年11月に同公園に砂入り人工芝2面のテニスコートを整備。
- ・ 平成9年8月に目久尻川栗原遊水地を平時活用するため、スポーツ施設を設置。平成9年8月からテニスコート2面を開放。平成10年8月に、栗原遊水地スポーツ広場を各種スポーツに対応した広場として開放。

単位：人、円

スポーツ課調

年 度	新田宿グラウンド		座間市民球場		ニュースポーツ多目的広場	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
30年度	9,603	451,500	9,722	1,551,900	1,430	-
元年度	15,059	513,800	17,329	1,709,400	3,244	-
2年度	11,281	483,000	11,952	1,873,200	4,002	-
3年度	11,942	525,700	15,676	1,973,300	2,070	-
4年度	11,315	525,000	19,947	1,998,500	2,608	-

年 度	相模川グラウンド		相模川多目的広場		ひまわり公園テニスコート	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
30年度	39,735	-	11,091	-	49,415	4,095,175
元年度	48,569	-	14,953	-	48,958	5,714,850
2年度	8,130	-	11,248	-	34,730	4,758,450
3年度	48,530	-	13,961	-	41,643	5,078,000
4年度	47,452	-	15,759	-	48,831	5,711,100

年 度	栗原遊水地テニスコート		栗原遊水地スポーツ広場		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
30年度	11,880	-	7,658	-	140,534	6,098,575
元年度	12,286	-	14,824	-	175,222	7,938,050
2年度	8,610	-	10,616	-	100,569	7,114,650
3年度	6,720	-	9,115	-	149,657	7,577,000
4年度	10,883	-	12,671	-	169,466	8,234,600

(2) 市立プール

昭和37年から各小学校単位に設置してきた市立プールは、平成31年3月に鳩川プールを廃止し、現在11か所あり、学校教育及び市民の体力づくり、健康づくりに広く利用され親しまれています。

単位：人

スポーツ課調

年度	立野台	座間公園	広野	東原	鳩川	ひばりが丘	相武台
30年度	5,244	4,164	3,367	4,391	391	3,168	3,358
元年度	6,304	4,046	3,298	4,274	-	3,319	3,432
2年度	0(中止)	0(中止)	0(中止)	0(中止)	-	0(中止)	0(中止)
3年度	1,871	1,100	1,085	3,061	-	906	1,379
4年度	1,960	1,154	1,023	3,198	-	883	1,149

年度	栗原	相模が丘	入谷	旭	中原	合計
30年度	2,640	4,291	3,404	3,501	2,333	40,252
元年度	-	4,572	3,370	3,277	2,489	38,381
2年度	-	0(中止)	0(中止)	0(中止)	0(中止)	0(中止)
3年度	-	1,564	1,647	1,475	996	15,084
4年度	-	1,829	1,699	1,730	885	15,510

(3) 学校体育施設利用

生涯スポーツの基礎づくりと、地域社会体育の振興を目的として、スポーツ団体等が利用できるよう、学校教育に支障のない範囲で市内全ての小・中学校の体育施設を開放しています。平成元年から栗原中学校、平成2年から東中学校、平成4年から相模中学校に屋外照明施設を整備し、夜間利用も可能となっています。

ア 小学校

単位：回、人

スポーツ課調

年度	座間				栗原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	243	9,806	209	3,045	107	5,256	400	9,003
元年度	149	9,177	196	3,246	86	3,700	403	8,715
2年度	184	7,456	133	2,061	83	2,658	208	4,394
3年度	126	2,494	173	3,547	76	990	311	6,230
4年度	128	4,290	168	2,070	78	1,561	352	7,063

年度	相模野				相武台東			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	131	5,231	359	11,085	191	6,730	282	14,082
元年度	89	3,380	341	10,922	146	4,699	248	13,412
2年度	91	3,550	172	4,717	131	2,871	210	8,485
3年度	88	1,645	274	6,537	123	2,028	222	8,908
4年度	110	2,371	297	6,854	133	2,305	242	9,827



年度	ひばりが丘				東原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	147	4,739	240	4,617	115	6,561	442	8,170
元年度	139	5,426	245	4,927	88	4,821	402	7,498
2年度	75	3,050	197	4,131	103	3,918	230	4,007
3年度	123	3,063	285	7,188	136	4,618	182	3,821
<b>4年度</b>	<b>134</b>	<b>3,250</b>	<b>231</b>	<b>4,713</b>	<b>62</b>	<b>3,072</b>	<b>189</b>	<b>3,859</b>

年度	相模が丘				立野台			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	145	3,992	472	7,893	153	6,126	396	10,613
元年度	99	2,679	487	8,605	124	3,956	440	12,379
2年度	42	336	237	4,492	102	3,843	243	5,786
3年度	59	1,784	446	8,348	70	1,332	345	9,258
<b>4年度</b>	<b>59</b>	<b>1,801</b>	<b>507</b>	<b>8,552</b>	<b>185</b>	<b>3,059</b>	<b>442</b>	<b>12,865</b>

年度	入谷				旭			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	168	7,696	302	5,329	109	1,831	348	6,374
元年度	141	5,548	314	6,318	80	1,462	319	5,785
2年度	116	4,848	152	2,685	67	1,595	180	3,570
3年度	123	2,474	230	4,234	94	1,421	303	5,542
<b>4年度</b>	<b>68</b>	<b>1,176</b>	<b>219</b>	<b>3,628</b>	<b>92</b>	<b>1,505</b>	<b>328</b>	<b>6,240</b>

年度	中原				小学校計			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	87	5,792	423	12,691	1,596	63,760	3,873	92,902
元年度	70	4,840	430	12,725	1,211	49,688	3,825	94,532
2年度	91	3,143	231	5,534	1,085	37,268	2,193	49,862
3年度	95	3,092	374	9,349	1,113	24,941	3,145	72,962
<b>4年度</b>	<b>73</b>	<b>2,478</b>	<b>494</b>	<b>12,230</b>	<b>1,122</b>	<b>26,868</b>	<b>3,469</b>	<b>77,901</b>

イ 中学校

単位：回、人

スポーツ課調

年度	座間				西			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	-	-	338	4,203	-	-	320	3,786
元年度	-	-	327	3,568	-	-	300	4,023
2年度	-	-	105	1,621	-	-	130	1,259
3年度	-	-	352	3,373	-	-	141	1,534
<b>4年度</b>	-	-	<b>456</b>	<b>5,068</b>	-	-	<b>262</b>	<b>2,751</b>

年度	東				栗原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	183	7,582	335	4,227	134	2,996	160	2,115
元年度	186	6,279	332	4,008	146	2,981	137	2,224
2年度	160	3,575	155	1,474	160	2,996	119	1,755
3年度	157	5,602	152	1,897	152	3,652	164	2,254
<b>4年度</b>	<b>244</b>	<b>8,400</b>	<b>200</b>	<b>2,473</b>	<b>219</b>	<b>5,427</b>	<b>123</b>	<b>1,781</b>

年度	相模				南			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	166	5,002	249	2,941	-	-	216	3,144
元年度	124	2,887	287	3,748	-	-	230	3,402
2年度	93	1,992	169	2,235	-	-	173	2,019
3年度	81	2,136	201	2,308	-	-	233	2,743
<b>4年度</b>	<b>121</b>	<b>4,097</b>	<b>244</b>	<b>3,166</b>	-	-	<b>234</b>	<b>2,962</b>

年度	中学校計			
	グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	483	15,580	1,618	20,416
元年度	456	12,147	1,613	20,973
2年度	413	8,563	851	10,363
3年度	390	11,390	1,234	14,109
<b>4年度</b>	<b>584</b>	<b>17,924</b>	<b>1,519</b>	<b>18,201</b>

ウ 合計

単位：校、回、人

スポーツ課調

年度	学校数	グラウンド		体育館	
		利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
30年度	17	2,079	79,340	5,491	113,318
元年度	17	1,667	61,835	5,438	115,505
2年度	17	1,498	45,831	3,044	60,225
3年度	17	1,503	36,331	4,388	87,071
<b>4年度</b>	<b>17</b>	<b>1,706</b>	<b>44,792</b>	<b>4,988</b>	<b>96,102</b>

(4) 市民体育館（スカイアリーナ座間）

平成6年10月に完成した「座間市立市民体育館（スカイアリーナ座間）」は、総合的なスポーツの拠点として広く市民に使用されています。

単位：人、円

スポーツ課調

年 度	大体育室		中体育室		武道室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
30年度	85,795	7,216,450	49,359	4,075,210	50,717	1,422,410
元年度	78,823	7,374,600	47,224	4,772,400	45,498	1,572,000
2年度	29,189	5,331,200	4,867	802,000	21,994	1,022,800
3年度	56,468	8,393,900	97,472	1,358,350	28,013	1,311,600
<b>4年度</b>	<b>66,335</b>	<b>9,145,150</b>	-	-	<b>38,857</b>	<b>1,453,900</b>

年 度	弓道場		ミーティングルーム		トレーニング室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
30年度	13,163	915,600	6,321	78,600	57,247	15,058,650
元年度	12,973	1,033,200	5,412	175,400	48,000	14,124,800
2年度	4,551	696,600	1,447	55,300	10,934	3,121,525
3年度	16,811	1,269,300	5,104	113,500	20,752	5,798,375
<b>4年度</b>	<b>17,246</b>	<b>1,569,900</b>	<b>7,984</b>	<b>104,000</b>	<b>29,764</b>	<b>8,164,650</b>

年 度	その他入館者		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料
30年度	28,836	-	291,438	28,766,920
元年度	29,520	-	267,450	29,052,400
2年度	3,929	-	76,911	11,029,425
3年度	11,710	-	236,330	18,245,025
<b>4年度</b>	<b>16,429</b>	<b>-</b>	<b>176,615</b>	<b>20,437,600</b>

※令和4年度の中体育室については、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用。

# XI 福祉団体

## 1 座間市社会福祉協議会

社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「地域住民が安心して暮らすことのできる地域づくり」を推進するため、活動を進めている市民主体の民間福祉団体です。市社協では、地域活性化事業を重点事業として、地域人材の育成、支援等に積極的に取り組んでいます。

社会福祉諸制度改革など地域を取り巻く環境に様々な変化がある中、生活困窮者支援や子どもの貧困対策、孤立した世帯への見守りなど新たな福祉課題に向き合うため、課題解決に向けた具体的な取組が地域で実施できるよう、研修などを通じて市民の福祉参加を促すとともに、行政と福祉課題を共有しながら、市社協の資質や特性を生かした事業を展開しています。

所 在 〒252-0021

座間市緑ヶ丘1-2-1（総合福祉センター内）

※ 総合福祉センターの大規模改修に伴い、令和5年9月20日から一時移転

移転先：座間市相武台1-47-1（座間市民体育館内）

電 話 （代表、総務課） 046-266-1294

（地域福祉課） 046-266-2001

（ボランティアセンター） 046-266-2002

（にこにこサービス事業、ファミリー・サポート事業）

046-266-2003

（立野台地域包括支援センター） 046-266-2005

※ 総合福祉センターの大規模改修に伴い、令和5年6月1日から地域包括支援センター機能を一時移転

移転先：座間市相武台4-15-53（ますや酒店2階）

（訪問看護ステーション） 046-266-2007

（居宅介護支援事業所） 046-266-2008

※ 総合福祉センターの大規模改修に伴い、令和5年7月18日から訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所機能を一時移転

移転先：座間市相武台1-1-4（青少年センター1階）

（座間あんしんセンター（日常生活自立支援事業）、法人後見事業）

046-266-2025

（家計改善事業・子どもの学習・生活支援事業・貸付事業）

046-266-2004

（成年後見利用促進センター） 046-259-7451

F A X 046-266-2009・2017

## (1) 沿革

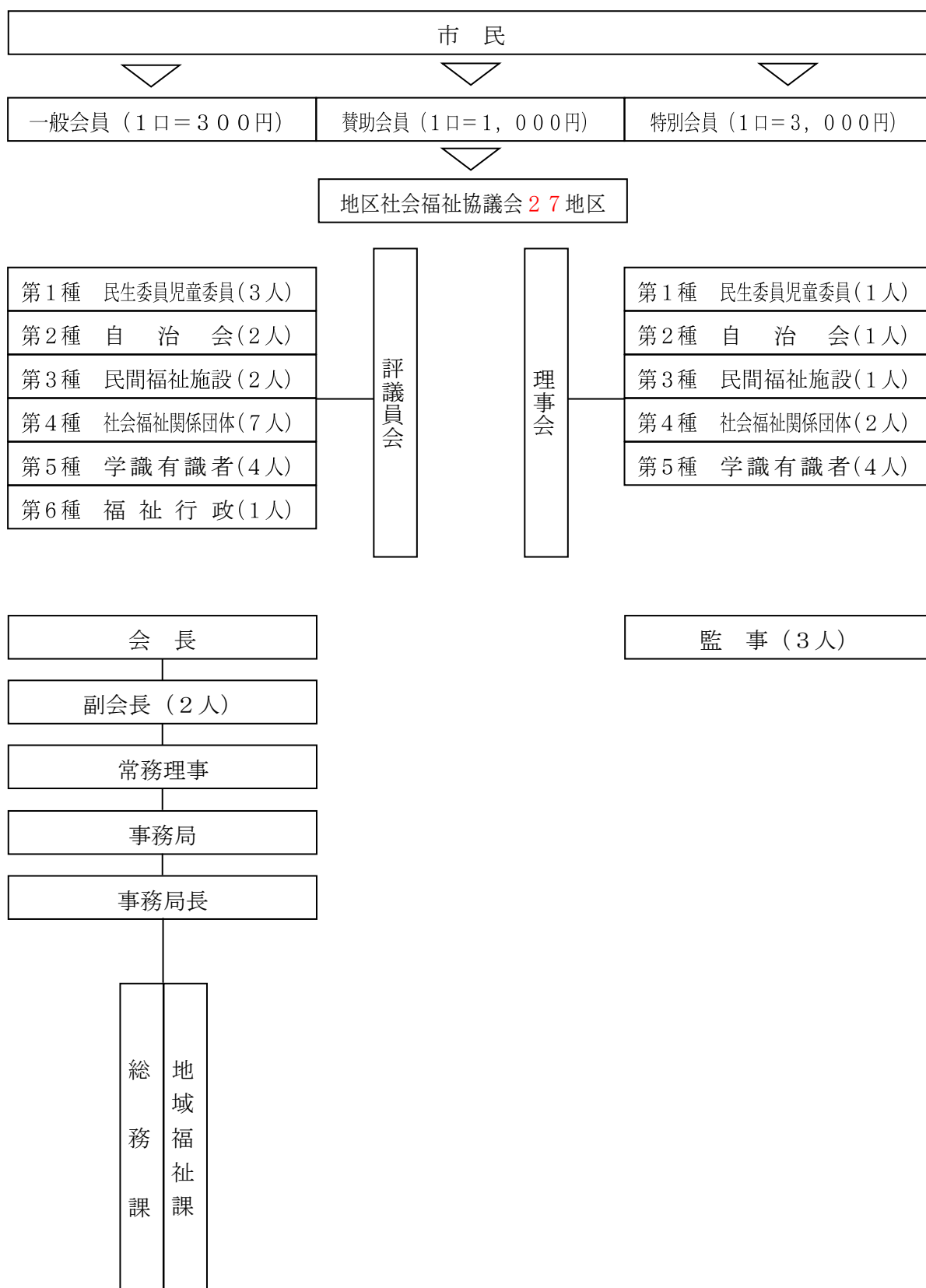
昭和32年	7月	座間町社会福祉協議会発足
46年11月		市制施行に伴い座間市社会福祉協議会に改称
55年	4月	法人化により社会福祉法人座間市社会福祉協議会に改称、改組
59年	6月	市社協民間から会長就任
63年	4月	座間市文化福祉会館に事務所移転
平成2年	4月	法人化10周年
	3年	4月 ホームヘルパー派遣事業を（市受託事業）開始
		8月 ほほえみサービス事業（有料援助）を開始
	7年	9月 ほほえみショップを市役所地下1階に開設
	8年10月	配食サービス事業（市受託事業）を開始
	9年	8月 ボランティアセンターを開設
	10年	7月 結婚相談事業（市受託事業）を開始
	11年	3月 「地域福祉活動計画」策定
		4月 在宅介護支援センター事業（市受託事業）を開始
		7月 訪問看護ステーション事業（医療保険制度）を開始
		8月 訪問入浴サービス事業（市受託事業）を開始
	12年	4月 地域福祉権利擁護事業を開始
		法人化20周年
		居宅介護支援事業所（介護保険制度）を開設
		在宅サービス（訪問介護、訪問入浴）事業所を開設
		訪問看護事業（介護保険制度）を開設
		生活支援型訪問介護事業（市受託事業）を開始
		6月 生きがい対応型デイサービス事業を開始
	13年	4月 座間市立総合福祉センターに事務所移転
		配食サービス調理業務（市受託事業）を開始
		5月 福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を開始
		6月 生活支援型デイサービス事業（市受託事業）を開始
		レスパイトサービス事業（市受託事業）を開始
		7月 在宅サービス（通所介護サービス）事業を開始
	14年10月	ファミリー・サポート事業（市受託事業）を開設
	15年	4月 居宅介護事業（支援費制度）を開始
	16年	4月 在宅サービス事業所（通所介護）祝日事業所を開設
		障害者地域作業所連絡協議会にほほえみショップの一部販売業務を委託

	6月	理事・評議員の定数改正
16年	8月	市社協「シンボルマーク」制定 財政調整基金の設置
17年	3月	生活支援型デイサービス事業を終了 生きがい対応型デイサービス事業、訪問指導事業（市受託事業）を終了
18年	3月	配食サービス事業、移送サービス事業（市受託事業）を終了 在宅介護支援センター事業（市受託事業）を終了
	4月	市立総合福祉センターの指定管理業務を開始 地域包括支援センター（座間市社協地域包括支援センター）の運営受託 在宅サービス（障害福祉サービス居宅介護・移動支援）事業を開始 在宅サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護）事業を開始 訪問看護ステーション（介護予防訪問看護ステーション）事業を開始
	9月	レスパイトサービス事業（市受託事業）を終了
19年	3月	福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を終了 結婚相談事業（市受託事業）を終了 生活支援型訪問介護事業を終了
	4月	地域福祉権利擁護事業を日常生活自立支援事業へ改称
22年	3月	訪問入浴事業、介護予防訪問入浴介護事業を終了 障害者訪問入浴事業（市受託事業）を終了 高齢者はり灸・マッサージ助成券支給事業（市受託事業）を終了 「第2次座間市地域福祉活動計画」を策定
	4月	座間市と「災害時における協力に関する協定書」締結 法人化30周年
	8月	神奈川県・座間市合同総合防災訓練参加「災害救援ボランティアセンター」立ち上げ訓練実施
23年	4月	東日本大震災協力支援（義援金街頭募金、支援物資購入、災害ボランティア基礎講座、職員災害派遣）
24年	3月	ほほえみサービス事業（市受託事業）を終了
	4月	にこにこサービス事業を開始
25年	2月	社協災害対策本部設置要綱施行

27年	9月	法人後見事業を開始	
28年	4月	平成28年熊本地震被災地支援（義援金街頭募金）	
	7月	家計相談支援事業開始（市受託事業）を開始	
	10月	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）配置）（市受託事業）を開始	
29年	3月	「第3次座間市地域福祉活動計画」を策定	
	4月	事務局組織改編（班制から課制）	
	12月	訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、障害福祉サービス事業を終了	
30年	3月	通所介護事業、介護予防通所介護事業を終了	
30年	3月	腎機能障害者入浴券配布事業を終了	
30年	4月	市民後見事業（市受託事業）を開始	
		介護人材育成事業（市受託事業）を開始	
	7月	子どもの学習支援・生活支援事業（市受託事業）を開始	
31年	3月	喜寿お祝い記念事業を終了	
		行旅人医療援護事業を終了	
		心身障がい児者オムツ支給事業を終了	
令和	元年	9月	令和元年房総半島台風（台風15号）被災地支援（千葉県富津市社協災害ボランティアセンターへ職員派遣）
		10月	令和元年東日本台風（台風19号）被災地支援（相模原市社協災害ボランティアセンターへ職員派遣）
	2年	4月	新型コロナウイルス感染拡大予防応援企画（マスク等募集・フードドライブ）
			法人化40周年
			被保護者家計改善支援事業（市受託事業）を開始
	3年	4月	ほほえみショップ市役所地下1階から座間市ふれあい会館1階へ移転
	4年	4月	座間市成年後見利用促進センター（市受託事業）を開設
	5年	3月	にこにこサービス事業を終了



(2) 座間市社会福祉協議会の組織図



ア 会員の区分

- ・一般会員 個人で協議会の趣旨に賛同する者
- ・賛助会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者
- ・特別会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者

イ 地区社会福祉協議会

小地域での市民による地域福祉活動を推進するため、自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、子ども会などの地域団体に組織され、住民による福祉活動の活性化、福祉に対する理解の向上など、地域住民による「支え合い」に取り組んでいる任意の団体です。

市内には27地区(令和5年3月31日現在)の地区社会福祉協議会があり、地域の課題や特性にあった活動を展開しています。

(3) 財源

市社協の財源には、市や県からの補助金及び受託金並びに会費、寄付金、介護保険事業収入等の自己財源があります。

なお、平成26年度から新会計基準移行に伴い、旧会計基準の「補助金等」、「自主財源」及び「その他財源」については、次のとおり区分が変更されました。

①「補助金等」を補助金・受託金に区分を変更

補助金：市補助金収入、県社協補助金収入、共同募金配分金収入（「自己財源」から区分を変更）

受託金：県受託金収入、市受託金収入

②「自己財源」と「その他財源」を自己財源に区分を統合

ア 財源の決算状況

単位：千円、%

市社会福祉協議会調

年 度	補助金・受託金		自己財源		計
		構成比		構成比	
30年度	227,203,975	69.73	98,649,793	30.27	325,853,768
元年度	243,885,521	70.83	100,430,110	29.17	344,315,631
2年度	262,982,537	74.86	88,332,431	25.14	351,314,968
3年度	272,190,890	56.16	212,485,901	43.84	484,676,791
4年度	277,708,115	74.94	92,879,626	24.98	370,587,741

イ 自己財源の内訳

単位：円、%

市社会福祉協議会調

年 度	会費収入		寄付金収入		貸付事業収入	
		構成比		構成比		構成比
30年度	6,181,829	6.27	1,173,611	1.19	579,000	0.59
元年度	5,943,332	5.92	11,383,996	11.34	303,000	0.30
2年度	5,869,015	6.64	1,490,637	1.69	321,000	0.36
3年度	5,690,130	2.67	1,025,220	0.48	162,000	0.08
<b>4年度</b>	<b>5,424,270</b>	<b>5.84</b>	<b>2,399,577</b>	<b>2.60</b>	<b>108,000</b>	<b>0.12</b>

年 度	事業収入		介護保険事業収入		障害福祉サービス等事業収入	
		構成比		構成比		構成比
30年度	38,444,902	38.97	36,724,398	37.23	0	0
元年度	34,345,747	34.20	36,711,673	36.55	0	0
2年度	30,269,824	34.27	39,823,726	45.08	0	0
3年度	28,422,887	13.39	42,762,328	20.13	0	0
<b>4年度</b>	<b>27,798,576</b>	<b>29.93</b>	<b>40,801,521</b>	<b>43.93</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	医療事業収入		利用料収入		受取利息配当金収入	
		構成比		構成比		構成比
30年度	13,044,482	13.22	480,211	0.49	571,131	0.58
元年度	9,446,642	9.41	366,165	0.36	571,352	0.57
2年度	9,013,061	10.20	182,764	0.21	500,577	0.57
3年度	10,358,461	4.88	229,066	0.10	208,762	0.09
<b>4年度</b>	<b>10,151,583</b>	<b>10.93</b>	<b>194,554</b>	<b>0.21</b>	<b>455,552</b>	<b>0.49</b>

年 度	その他の収入		計
		構成比	
30年度	1,450,229	1.47	98,649,793
元年度	1,358,203	1.35	100,430,110
2年度	861,827	0.98	88,332,431
3年度	123,627,047	58.18	212,485,901
<b>4年度</b>	<b>5,096,565</b>	<b>5.97</b>	<b>92,879,626</b>

ウ 会費の収入状況

単位：円、口

市社会福祉協議会調

年 度	一般会員		賛助会員	
	会 費	口 数	会 費	口 数
30年度	5,592,829	14,085	142,000	142
元年度	5,425,332	14,626	116,000	116
2年度	5,366,015	13,380	116,000	116
3年度	5,196,130	12,498	71,000	71
<b>4年度</b>	<b>4,954,270</b>	<b>12,787</b>	<b>77,000</b>	<b>77</b>

年 度	特別会員		計	
	会 費	口 数	会 費	口 数
30年度	447,000	149	6,181,829	14,376
元年度	402,000	134	5,943,332	14,876
2年度	387,000	129	5,869,015	13,625
3年度	423,000	141	5,690,130	12,710
<b>4年度</b>	<b>393,000</b>	<b>131</b>	<b>5,424,270</b>	<b>12,995</b>

(4) 主な事業

公費助成と会費及び共同募金等の自己財源を基に、地域福祉、在宅福祉を中心にさまざまな福祉サービスを実施しているほか、地域住民やボランティア等との協働やネットワークを通じて、地域の多様な福祉ニーズ課題解決に向けて活動しています。

ア 地区社会福祉協議会の活動

地域の福祉活動はますます重要となり、市社協はもとより地域住民自らが真剣に取り組んでいかなければならない時期となっています。

このため、小地域福祉活動の推進母体としての地区社協が福祉意識の高揚と地域連帯の充実強化を柱に、自治会をはじめ民生委員児童委員や老人会、子ども会等の参加の下、活動を推進しています。

○ 地区社会福祉協議会設置状況（令和5年3月31日現在）

地区名		
相模が丘二丁目	小池	四ツ谷
相模が丘三丁目	緑ヶ丘	新田宿
相模が丘第四	広野台	座間
相模が丘五丁目	相武台東	鈴鹿長宿
小松原	相武台	星の谷
ひばりが丘一丁目	さがみ野	皆原
ひばりが丘二丁目	ふたばすみれ	入谷第二
ひばりが丘第二	グリーンタウン	
ひばりが丘五丁目	上栗原	
東原	立野台	

## イ 社協福祉まつり

福祉意識の高揚と連帯を高めることを目的に、福祉対象（児）者はもとより一般市民等との交流の場として実施しています。

令和4年度第39回は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集まらなくてもつながれるように、9月の福祉月間に市内全域を会場として「障害・子ども・高齢・地域・企業」をチェックポイントとしてオンラインスタンプラリーを開催、市役所アトリウムにおいて「社協事業紹介パネルの展示」、ハーモニーホール(ギャラリー)において「趣味の作品展(座間市福祉展と同時開催)」を実施しました。また、福祉まつりプレ企画として8月に芹沢公園夏休みイベント謎解きゲーム及び縁日を開催しました。

平成5年度から、「ふれあいフェスティバル」の第2部として開催しています。

### ○ 福祉まつりの参加状況

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	一般参加者	協力者	計
30年度	4,075	229	4,304
元年度	3,413	680	4,093
2年度	—	—	—
3年度	3,187 (オンライン・アーカイブ 視聴者延べ)	68	3,255
<b>4年度</b>	<b>1,339</b>	<b>11</b>	<b>1,350</b>

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点より中止

## ウ ボランティア活動

福祉に係る制度等は多種あるものの、福祉対象者等が必ずしもその制度に該当し、適用されるとは限りません。また、制度等に該当しても、さらに援助の手が必要なケースが多い中で、市民の心温まる善意による援助の手は今後ますます期待され、必要となります。このため、市社協では市民ボランティアの育成と活動の援助に努めています。

### (ア) ボランティア登録と活動状況

単位：人、団体

市社会福祉協議会調

年 度	個人登録数	団体登録		活動延べ人数
		団体数	会員数	
30年度	355	62	1,407	2,769
元年度	343	55	1,248	2,342
2年度	351	56	1,258	382
3年度	377	52	1,103	618
<b>4年度</b>	<b>328</b>	<b>54</b>	<b>1,173</b>	<b>972</b>

(イ) ボランティア活動内容

単位：件

(令和4年度) 市社会福祉協議会調

対 象	対人（外出援助、話し相手等）	作 業 （洗濯物畳み等）	計
障がい（児）者	57	221	278
高齢者	74	225	299
乳幼児・児童	217	0	217
その他	174	4	178
計	522	450	972

エ にこにこサービス

少子高齢化並びに家庭環境の変化に伴い、在宅福祉対策の設備充実の一環として、自助・互助を基調に市民参加による市民のための地域活動事業として展開しています。

・ 協力会員

事業に賛同して協力してくださる市民の方

・ 利用会員

市内に居住する高齢者、障がい者、一人親家庭、産前産後の方で、日常生活の中で支援が必要な人

・ 内 容

A地域支援型 簡易な電球の交換、ゴミだし（出すだけ）等、短時間で終わる簡単な作業。

B生活支援型 一般的な家事サービス（調理、買い物、掃除、洗濯等）や外出同行、見守り、話し相手等。

・ 利用時間

月曜日～金曜日（土曜日応相談。日曜日、祭日、年末年始を除く。）

午前8時30分～午後5時

・ 利用料金

A地域支援型 1件（30分以内） 200円

B生活支援型 30分 500円

1時間 1,000円

(ア) にこにこサービス事業登録会員の状況

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	利用会員数	協力会員数
30年度	67	62
元年度	71	50
2年度	79	53
3年度	69	49
4年度	91	57

(イ) にこにこサービス事業利用状況

単位：人、時間

市社会福祉協議会調

年 度	A地域支援型		B生活支援型	
	利用回数	利用時間	利用回数	利用時間
30年度	90	45.0	703	802.5
元年度	259	129.5	536	635.0
2年度	285	142.5	379	423.5
3年度	424	212.0	370	402.0
<b>4年度</b>	<b>446</b>	<b>223.0</b>	<b>311</b>	<b>343.0</b>

※令和4年度で事業終了。

オ ファミリー・サポート事業

平成14年10月から市から受託し、ファミリー・サポート事業を実施しています。

※詳細は97ページを参照

カ 日常生活自立支援事業

日常生活を営む上で支障のある方（認知症高齢者、知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者）の福祉サービスを利用する権利や日常の金銭管理又は財産を守るための事業です。

単位：件

市社会福祉協議会調

年 度	日常相談			契約者		
	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計
30年度	650	1,260	1,910	20	18	38
元年度	699	1,518	2,217	17	23	40
2年度	621	1,780	2,401	17	24	41
3年度	722	1,723	2,445	17	31	48
<b>4年度</b>	<b>627</b>	<b>1,617</b>	<b>2,244</b>	<b>16</b>	<b>28</b>	<b>44</b>

キ 喜寿お祝い記念事業

年度中に喜寿を迎える方の長寿を祝い、記念写真を撮影し、贈呈。

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	参加者数
<b>30年度</b>	<b>485</b>

※平成30年度で事業終了

ク 地域ふれあい交流会事業

65歳以上の一人暮らしの方を招き、地域内の交流を深めています。

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	参加者数
30年度	303
元年度	262
2年度	—
3年度	867

※① 平成30年度ふれあい会食会より名称変更

② 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点より中止

③ 令和3年度は、コロナ禍の影響により、会食会形式を取りやめ、家に居ながらにして活用できる情報をオリジナルエコバッグに入れて配布しました。

※令和4年度より「子育てサポーター育成事業」と統合、「居場所づくり推進事業」へ変更

ケ チョッピリ先生連絡会の活動

高齢者の生きがいや連帯等の向上を目的に、おおむね60歳以上の方が長年の経験や技術等を用い地域や学校等で活動する会員制の組織。手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの7部門で活動しています。

単位：人、回

市社会福祉協議会調

年 度	会員数	活動回数
30年度	101	1,032
元年度	91	890
2年度	94	134
3年度	72	212
4年度	52	475

コ 座間市障害者団体連合会活動

市障害者団体連合会は、障がい（児）者等の福祉向上や会員増強と相互交流の増進を目的とし組織され、市や社協の補助金等により各種の事業を展開しています。

単位：人

各年度末現在) 市社会福祉協議会調

年度	座間市 身体 障害者 協会	座間市 視覚 障害者 協会	座間市 聴覚 障害者 協会	座間市 腎友会	座間市 手を つなぐ 育成会	サポ- ト ごま	座間 やまびこ	ゆい ま-る	計
30年度	63	26	26	29	50	26	23	15	258
元年度	63	25	25	22	42	25	24	12	238
2年度	51	27	23	27	50	24	24	9	235
3年度	46	30	20	22	50	22	25	12	227
4年度	39	31	20	22	30	22	24	12	200



サ 障害者激励一泊旅行

障がい者の激励と相互の親睦等を深めるため、一泊旅行を実施しています。

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	参加者数
30年度	32
元年度	31
2年度	—
3年度	—
<b>4年度</b>	(日帰り旅行に変更) <b>29</b>

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止。

シ 障害者日帰りバス旅行

障がい者の憩いの場として、日帰りバス旅行を実施しています。

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	参加者数
30年度	55
元年度	26
2年度	—
3年度	—
<b>4年度</b>	<b>30</b>

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止

ス 生活資金貸付制度

低所得者世帯等で緊急に生活資金等が不足した場合、つなぎ的に資金を融資しています。

- ・ 貸付限度額 25,000円
- ・ 償還期間 6か月以内
- ・ 利 息 無利子
- ・ 保 証 人 市内在住の連帯保証人1人必要

単位：件

市社会福祉協議会調

年 度	生活保護世帯	要保護世帯	計
30年度	40	2	42
元年度	28	0	28
2年度	27	1	28
3年度	9	0	9
<b>4年度</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>11</b>

セ 生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯及び障がい者世帯への世帯更正助長のための、国・県の融資制度。各資金の融資項目により貸付額等が異なります。

単位：件

市社会福祉協議会調

年 度	貸付件数
30年度	19
元年度	29
2年度	2,269
3年度	1,570
4年度	309

ソ 子どもの学習・生活支援事業

令和元年度から、市から受託し、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

※詳細は21ページを参照

タ 家計改善支援事業

平成28年度から、市から受託し、家計相談支援事業を実施しています。

※詳細は22ページを参照

チ 子育てサポーター育成事業

市内における子育て支援関係者の相互交流及び子育て支援者の育成など、「地域の子育て」を目的とした子育てサポーター育成事業を実施しています。子育て支援者同士の交流を目的とした「子育てサポーター交流会」と、地域の子育てに興味のある方が活動の心構えを学ぶ「子育てサポーター養成講座」があります。令和2年度と令和3年度は、「子育てサポーター交流会」「子育てサポーター養成講座」の代替として「みんなの食堂プロジェクト」とし、みんなの食堂の立ち上げに向けた打合せを実施しました。

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	事業名	参加者数
30年度	子育てサポーター交流会	30
	子育てサポーター養成講座（初級編）	13
	子育てサポーター養成講座（中級編）	13
元年度	子育てサポーター交流会	18
	子育てサポーター養成講座（初級編）	59
	子育てサポーター養成講座（中級・上級編）	8
2年度	みんなの食堂プロジェクト（全3回）	35
3年度	みんなの食堂 打ち合わせ（全7回）	54
	みんなの食堂 開催（全8回）	66世帯

※令和4年度より「地域ふれあい交流会事業」と統合、「居場所づくり推進事業」へ変更

ツ 介護人材育成事業

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA従事者養成研修を開催。平成30年度より新規事業として実施。また、市民の介護への関心を高め、新たな人材の発掘、担い手の育成を目的に「介護基礎講座」を令和2年度より実施しました。

※詳細は48ページを参照

※令和3年度で受託終了。

テ 介護福祉士受験対策講座

「介護予防・生活支援サービス」を担う人材を育成し、介護人材の確保と定着を促進するとともに介護職員等の資質向上を目的に「介護福祉士受験対策講座」を令和元年度より自主事業として実施しました。

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	参加者数
元年度	12
2年度	14
3年度	17

※令和3年度で事業終了

ト 居場所づくり推進事業

誰もが気軽に交流でき、安心して過ごせる対象者を限定しない「居場所づくり」を目指します。居場所づくりに関する講座開催、居場所づくりの運営サポート等を行います。

【講座開催】

単位：人

市社会福祉協議会調

年 度	事業名	参加者数
4年度	居場所づくり講座（2回）	16名
	居場所づくり実践（1回）	40名（協力者含）

【団体立ち上げ】

年 度	団体名
4年度	みんなの食堂

(5) 共同募金（県共同募金会座間市支会事務局）

共同募金運動は、赤い羽根募金運動（10月1日から10月31日まで）と年末たすけあい募金運動（12月1日から12月31日まで）の二つに区分して実施されています。

共同募金運動で寄せられた募金の使いみちとして、赤い羽根募金は県の共同募金会を通じて県内の社会福祉施設等の設備資金などの一部に、また、年末たすけあい募金は、市内ボランティア団体、NPO法人団体及び障がい者施設、私設保育施設、当事者団体への活動支援に配分され、差額は、翌年度に市社協の社会福祉事業（地域福祉事業、障がい者福祉事業、高齢者福祉事業等）へ配分されます。

共同募金活動の推進は、市内の高齢者、障がい者やボランティア活動など様々な社会福祉の推進に大きな役割を果たし、全国の社会福祉向上のために寄与しています。

ア 共同募金の状況

単位：円

市社会福祉協議会調

年 度	赤い羽根募金	年末たすけあい募金	計
30年度	5,595,746	5,318,222	10,913,968
元年度	5,283,664	5,125,978	10,409,642
2年度	4,757,818	4,420,158	9,177,976
3年度	4,581,899	4,381,459	8,963,358
<b>4年度</b>	<b>4,560,459</b>	<b>4,140,838</b>	<b>8,701,297</b>

イ 赤い羽根募金の状況

単位：円

市社会福祉協議会調

年 度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
30年度	262,548	4,655,123	166,120	63,989	210,403
元年度	251,079	4,393,093	210,152	60,723	178,476
2年度	185,000	4,114,100	31,882	64,325	186,106
3年度	178,000	4,021,016	14,898	59,835	140,806
<b>4年度</b>	<b>302,000</b>	<b>3,767,279</b>	<b>95,845</b>	<b>50,481</b>	<b>116,998</b>

年 度	イベント募金	その他	計
30年度	120,731	116,832	5,595,746
元年度	77,273	112,868	5,283,664
2年度	0	176,405	4,757,818
3年度	0	167,344	4,581,899
<b>4年度</b>	<b>60,726</b>	<b>167,130</b>	<b>4,560,459</b>

ウ 年末たすけあい募金の状況

単位：円

市社会福祉協議会調

年 度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
30年度	260,000	4,455,849	386,241	54,225	-
元年度	250,500	4,244,108	497,528	5,322	-
2年度	278,000	3,995,431	46,722	40,812	-
3年度	251,253	3,883,254	168,164	48,299	-
<b>4年度</b>	<b>381,912</b>	<b>3,629,999</b>	<b>65,584</b>	<b>57,493</b>	-

年 度	イベント募金	その他	計
30年度	-	161,907	5,318,222
元年度	-	128,520	5,125,978
2年度	-	59,193	4,420,158
3年度	-	30,489	4,381,459
<b>4年度</b>	<b>5,850</b>	-	<b>4,140,838</b>

## 2 日本赤十字社座間市地区

日本赤十字社は、会員をもって組織される特殊法人で、運営費は会員の会費とその他の寄付金によってまかなわれています。

また、その活動は、人道と博愛の精神を基調とし、明るい住みよい平和な社会を築くことを目的としています。

### (1) 赤十字会員増強運動

赤十字思想の理解を深め、全戸会員加入を目標に会員増強運動を毎年5月に展開しています。

単位：円

地域福祉課調

年 度	社資募集目標額	実績額
30年度	9,372,000	5,408,952
元年度	9,372,000	5,219,601
2年度	9,372,000	4,923,728
3年度	9,372,000	4,651,231
<b>4年度</b>	<b>7,682,000</b>	<b>4,425,762</b>

### (2) 日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護

災害救助法の適用を受けない火災、風水害、地震等の災害により、住家に半焼（壊）以上の被害を受けた被災者を応急に援護することを目的として、日本赤十字社神奈川県支部災害見舞金等支給要綱及び援護物資支給要綱に基づき、災害見舞金、重症見舞金、死亡弔慰金及び床上浸水見舞金並びに日用品、寝具等生活必需品（援護物資）の交付により、被災者の援護を実施します。

援護の区分と内容

区 分	内 容
災害見舞金	被災世帯1世帯につき10,000円
重傷見舞金	重傷者1人につき10,000円
死亡弔慰金	死亡者1人につき20,000円
床上浸水見舞金	被災世帯1世帯につき5,000円
日用品、寝具等生活必需品（援護物資）	被災世帯構成員1人につき1セット

# XII 資料

# 1 市内保健福祉関係施設等一覧（令和4年度末現在）

## (1) 他に分類されない公共施設

施設名	所在地	電話	設立年月
総合福祉センター	緑ヶ丘 1-2-1	046-266-1294	平成 13 年 4 月
生きがいセンター	小松原 1-45-21	046-251-8300	平成元年 4 月
市民健康センター	緑ヶ丘 1-1-3	046-251-6822	平成 8 年 9 月
ざまりんのうち ゆめ (第1子育て支援センター)	東原 2-8-1 通園センター2階	046-254-2634	平成 13 年 10 月
ざまりんのうち ひまわり (第2子育て支援センター)	相模が丘 1-25-1 リビオタワー小田 急相模原コモンズ ぞま 2階	042-740-2788	平成 16 年 7 月
ざまりんのうち かがやき (第3子育て支援センター)	入谷東 3-59-4 ホ シノタニ団地 4 号 棟 1階	046-255-7070	平成 27 年 6 月
青少年センター	立野台 1-1-4	046-253-8411	昭和 53 年 4 月
市民体育館（スカイアリーナ座間）	相武台 1-47-1	046-255-0077	平成 6 年 11 月
市公民館	入谷西 2-53-34	046-255-3131	昭和 29 年 11 月
北地区文化センター	相模が丘 5-30-4	042-747-3361	昭和 52 年 4 月
東地区文化センター	東原 3-1-1	046-253-0781	昭和 56 年 4 月
市立図書館	入谷東 1-3-1	046-255-1211	昭和 58 年 4 月
立野台コミュニティセンター	立野台 3-14-12	046-255-0815	平成 2 年 4 月
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷 1026	046-257-4871	平成 3 年 4 月
小松原コミュニティセンター	小松原 1-45-14	046-257-9640	平成 4 年 4 月
東原コミュニティセンター	東原 4-13-13	046-255-9770	平成 5 年 9 月
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘 3-38-1	046-258-3000	平成 8 年 11 月
相武台コミュニティセンター	相武台 3-20-18	046-258-3001	平成 9 年 10 月
ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘 1-49-1	046-257-7698	平成 15 年 11 月
栗原コミュニティセンター	栗原中央 3-29-17	046-257-7210	平成 21 年 12 月
座間市立市民交流プラザ (プラっとぞま)	相模が丘 1-25-1 リビオタワー小田 急相模原コモンズ ぞま 3階	042-705-3610	令和元年 12 月
座間市社会福祉協議会	緑ヶ丘 1-2-1 (総合福祉センター内)	046-266-1294	昭和 32 年 7 月
ボランティアセンター	緑ヶ丘 1-2-1 (総合福祉センター内)	046-266-2002	平成 9 年 8 月
立野台プール	立野台 1-1-2	046-251-5672	昭和 37 年 8 月
座間公園プール	座間 1-3671	046-251-6678	昭和 39 年 7 月
広野プール	広野台 1-37-1	046-252-0077	昭和 42 年 7 月
東原プール	東原 3-3-14	046-251-5044	昭和 44 年 8 月
ひばりが丘プール	ひばりが丘 4-4-3	046-255-5087	昭和 51 年 7 月
相武台プール	相武台 4-2-13	046-255-5086	昭和 51 年 8 月
栗原プール	栗原中央 6-5-25	-	昭和 54 年 7 月
相模が丘プール	相模が丘 2-1-9	046-256-2285	昭和 57 年 4 月
入谷プール	入谷西 5-43-1	046-256-2325	昭和 58 年 4 月
旭プール	ひばりが丘 5-28-5	046-256-5508	昭和 60 年 4 月
中原プール	西栗原 2-14-1	046-251-6027	昭和 62 年 4 月



施設名	所在地	電話	設立年月
新田宿グラウンド	新田宿 2178	046-252-2333	昭和 55 年 5 月
座間市民球場	相模が丘 6-36-24	046-255-3002	昭和 55 年 11 月
相模川グラウンド	座間入谷 4468	-	昭和 60 年 5 月
栗原遊水地スポーツ広場	栗原 1702-3	046-256-7021	平成 10 年 8 月
ニュースポーツ多目的広場	四ツ谷 1044-1	-	平成 16 年 6 月
ひまわり公園テニスコート (ｸﾞﾚｰｺｰﾄ)	入谷東 1-6-3	046-256-1385	昭和 52 年 5 月
ひまわり公園テニスコート (ｵｰﾓﾝｺｰﾄ)	入谷東 1-6-3	046-256-1385	昭和 54 年 11 月
栗原遊水地テニスコート	栗原 1702-3	046-256-7021	平成 9 年 8 月
座架依橋壁打ちテニス練習場	座架依橋下	-	平成 17 年 7 月
座間市シルバー人材センター	東原 2-16-10 (生きがいセンター内)	046-254-5361	平成 2 年 4 月 (令和 4 年 4 月 移転)

(2) 市立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
栗原保育園	栗原中央 6-5-28	046-251-1044	昭和 40 年 4 月
相模が丘東保育園	相模が丘 5-12-36	042-743-2200	昭和 41 年 4 月
ちぐさ保育園	四ツ谷 835	046-251-2202	昭和 42 年 4 月
緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘 6-3-16	046-252-0763	昭和 44 年 4 月
東原保育園	東原 4-12-18	046-251-5564	昭和 45 年 4 月
相武台保育園	相武台 3-20-19	046-253-2523	昭和 47 年 4 月
ひばりが丘保育園	ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	昭和 49 年 4 月
小松原保育園	小松原 1-29-8	046-255-6671	昭和 52 年 4 月
相模が丘西保育園	相模が丘 2-43-41	046-255-2100	昭和 54 年 4 月

(3) 私立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
わかば保育園	座間 1-3281	046-251-6776	昭和 25 年 11 月
座間保育園	入谷東 4-58-1	046-251-0355	昭和 26 年 2 月
やなせ保育園	入谷東 3-27-1	046-251-5544	昭和 45 年 4 月
座間子どもの家保育園	さがみ野 1-8-25	046-253-2784	昭和 47 年 4 月
あゆみ保育園	緑ヶ丘 4-16-16	046-255-8691	昭和 53 年 4 月
いその保育園	緑ヶ丘 1-26-6	046-254-5772	昭和 55 年 4 月
広野台保育園	広野台 1-32-3	046-255-3616	昭和 56 年 4 月
栗の実保育園	東原 1-6-30	046-254-1929	昭和 56 年 4 月
座間すこやか保育園	入谷東 3-35-12	046-298-2555	平成 15 年 5 月
木下の保育園相武台	相武台 1-33-2 小田急マルシェ相武台 4 階	046-251-1769	平成 26 年 4 月
ナーサリースクール T & Y 相模が丘	相模が丘 5-47-16	042-705-4561	平成 29 年 4 月
麦っ子畑保育園	南栗原 1-4-3	046-255-7087	平成 29 年 7 月
ナーサリールーム T & Y 相模が丘 (小規模保育施設)	相模が丘 5-47-12	042-705-9533	平成 28 年 4 月
陽の丘保育園 (家庭的保育施設)	相模が丘 3-16-5	046-205-9823	平成 28 年 4 月
ひばり乳児園 (家庭的保育施設)	ひばりが丘 2-34-15 K' S ハウス 1 階	046-204-8480	平成 28 年 4 月
スマイルワールド保育園	南栗原 1-11-11	046-257-0415	平成 30 年 4 月
マジオたんぼぼ保育園相武台	相武台 2-42-23	046-255-5522	平成 30 年 4 月
座間ゆめっこ保育園	入谷西 4-2-25	046-256-0888	平成 31 年 4 月

施設名	所在地	電話	設立年月
子どもの家ひまわり保育園	相模が丘 1-25-1 リビオタワー小田 急相模原コモンズ ざま 4 階	042-705-5885	平成 31 年 4 月

(4) 児童館

施設名	所在地	電話	設立年月
座間児童館	入谷東 4-44-3	046-252-0621	昭和 42 年 5 月
鳩川児童館	座間 1-1922	046-255-5738	昭和 52 年 4 月
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘 3-56-1	046-256-0236	昭和 57 年 4 月
相模野児童館	広野台 1-46-29	046-256-2419	昭和 59 年 4 月

(5) 児童ホーム

施設名	所在地	電話	設立年月
入谷児童ホーム	入谷西 5-8-1	046-253-7878	
栗原児童ホーム	栗原中央 6-8-1	046-252-0628	
相模が丘児童ホーム	相模が丘 3-38-1	046-251-6716	
相武台児童ホーム	相武台 3-20-18	046-253-2522	
旭児童ホーム	ひばりが丘 5-43-1	046-256-3563	
東原児童ホーム	東原 4-13-13	046-253-6510	
中原児童ホーム	西栗原 2-16-1	046-257-6722	
鳩川児童ホーム	座間 1-1922	046-255-1167	
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘 4-4-1	046-256-1311	
相模野児童ホーム	広野台 1-46-29	046-256-1123	
立野台児童ホーム	立野台 1-1-3	046-254-9600	
サン・ホープ児童ホーム	東原 2-8-1	046-254-2649	
北地区児童ホーム	相模が丘 3-1-1	046-257-1110	
立野坂児童ホーム	立野台 3-14-12	046-255-0250	
ひばりが丘地区児童ホーム	ひばりが丘 1-49-1	046-253-0046	

(6) 児童養護施設

施設名	所在地	電話	設立年月
成光学園	緑ヶ丘 4-20-21	046-251-0128	昭和 24 年 4 月

(7) 高齢者関係施設

ア 老人憩いの家

施設名	所在地	電話	設立年月
相模が丘老人憩いの家	相模が丘 2-43-39	046-256-4124	昭和 54 年 4 月
ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘 1-41-6	046-256-4013	昭和 54 年 11 月
立野台老人憩いの家	立野台 3-20-41	046-256-4011	昭和 55 年 10 月
相武台老人憩いの家	相武台 4-5-24	046-255-3781	昭和 57 年 3 月
栗原老人憩いの家	栗原中央 5-8-1	046-252-5997	昭和 58 年 2 月
座間老人憩いの家	座間 2-2765	-	昭和 58 年 3 月
入谷老人憩いの家	入谷東 3-34-16	046-251-0102	昭和 62 年 12 月

イ 地域包括支援センター

施設名	所在地	電話	設立年月
相模が丘地域包括支援センター	相模が丘 6-30-12	046-266-5222	平成 18 年 4 月
ひばりが丘地域包括支援センター	ひばりが丘 5-21-29	046-255-2555	平成 28 年 4 月
栗原地域包括支援センター	栗原中央 6-1-18	046-251-1167	平成 28 年 4 月

施設名	所在地	電話	設立年月
相武台地域包括支援センター	栗原 1261-1	046-258-2030	平成 18 年 4 月
立野台地域包括支援センター	緑ヶ丘 1-2-1	046-266-2005	平成 18 年 4 月
新田宿地域包括支援センター	新田宿 623	046-256-9007	平成 18 年 4 月

ウ 介護保険施設等

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
特別養護老人ホーム サライ	特別養護老人ホーム	小松原 1-17-15	046-298-6511	平成 20 年 5 月
特別養護老人ホーム ベルホーム	特別養護老人ホーム	栗原 1261-1	046-257-1121	平成 11 年 5 月
特別養護老人ホーム 栗原ホーム	特別養護老人ホーム	栗原中央 6-1-18	046-251-1166	昭和 62 年 5 月
特別養護老人ホーム 座間苑	特別養護老人ホーム	新田宿 151	046-256-3363	昭和 56 年 5 月
特別養護老人ホーム 第二座間苑	特別養護老人ホーム	新田宿 623	046-200-8338	平成 21 年 5 月
太陽の家座間	特別養護老人ホーム	座間 2-861-1	046-298-5133	平成 27 年 10 月
神奈川セントラル ケアセンター	老人保健施設	栗原 912-2	046-298-2277	平成 13 年 4 月
老健さがみ	老人保健施設	相模が丘 6-21-27	046-266-5010	平成 12 年 3 月
相武台病院 介護医療院	介護医療院	相武台 1-9-7	046-256-5111	令和 4 年 4 月
イリーゼ座間	特定施設入居者 生活介護	広野台 1-32-13	046-240-0561	平成 29 年 12 月
有料老人ホーム サニーライフ座間	特定施設入居者 生活介護	広野台 1-18-20	046-254-3600	平成 25 年 7 月
ベストライフ相武台	特定施設入居者 生活介護	緑ヶ丘 4-7-3	046-266-6655	平成 15 年 2 月
ホームステーション らいふ相武台	特定施設入居者 生活介護	緑ヶ丘 6-26-7	046-207-2901	平成 25 年 4 月
SOMPOケア ラヴィーレ座間	特定施設入居者 生活介護	座間 2-3155-1	046-252-6511	平成 28 年 7 月
SOMPOケア ラヴィーレ座間谷戸 山公園	特定施設入居者 生活介護	入谷東 3-41-17	046-252-6501	平成 18 年 9 月
グループホーム 小松原	認知症対応型共 同生活介護	小松原 1-28-14	046-298-3360	平成 31 年 4 月
グループホーム あいち	認知症対応型共 同生活介護	相武台 1-11-5	046-298-7021	平成 19 年 10 月
グループホーム イー・ケア座間	認知症対応型共 同生活介護	栗原中央 3-10-1	046-257-1226	平成 24 年 4 月
花物語ざま	認知症対応型共 同生活介護	南栗原 4-30-40	046-252-3787	平成 29 年 3 月
愛の家 グループホーム座間西 栗原	認知症対応型共 同生活介護	西栗原 2-15-58	046-252-3500	平成 23 年 11 月

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
愛の家 グループホーム座間	認知症対応型共同生活介護	座間 2-2884	046-252-3300	平成 23 年 3 月
はなまるホーム座間	認知症対応型共同生活介護	入谷東 4-10-2	046-266-0195	令和 4 年 3 月
ふれんどりいの郷	小規模多機能型居宅介護	栗原中央 4-23-21	046-210-3811	平成 20 年 10 月
ふれんどりいの家	小規模多機能型居宅介護	座間 2-2962-16	046-298-1177	平成 18 年 9 月
看護小規模多機能型居宅介護まさみ	看護小規模多機能型居宅介護	相武台 1-8-23	046-251-3111	平成 27 年 12 月
ガーデンテラス 小田急相模原	住宅型有料老人ホーム	相模が丘 4-63-7	046-259-7261	平成 28 年 10 月
優和 (ひばりが丘住宅)	住宅型有料老人ホーム	ひばりが丘 1-63-12	042-813-7690	令和 4 年 12 月
ケアレジデンス ひばりが丘	住宅型有料老人ホーム	ひばりが丘 3-59-18	046-254-6227	平成 23 年 9 月
住宅型有料老人ホーム アスカひばりが丘	住宅型有料老人ホーム	ひばりが丘 5-21-46	046-259-7562	令和 2 年 7 月
福寿さま相武台	住宅型有料老人ホーム	相武台 2-32-20	046-298-7865	令和 4 年 7 月
リビングケア唯の郷 栗原中央	住宅型有料老人ホーム	栗原中央 1-34-50	046-240-7019	平成 30 年 6 月
ムート座間くりはら	住宅型有料老人ホーム	南栗原 2-3-3	046-244-5139	平成 28 年 2 月
リビングケア唯の家 座間緑ヶ丘	住宅型有料老人ホーム	緑ヶ丘 4-11-12	046-244-4352	平成 29 年 5 月
住宅型有料老人ホーム こもれび	住宅型有料老人ホーム	新田宿 201	046-298-0601	平成 21 年 9 月
高齢者住宅こもれび 座間貳号館	住宅型有料老人ホーム	新田宿 203	046-240-0105	平成 28 年 4 月
ガーデンテラス座間	住宅型有料老人ホーム	座間 1-3412-1	046-240-0592	平成 27 年 12 月
さくらの郷 座間	住宅型有料老人ホーム	入谷東 4-37-11	046-256-9602	平成 24 年 11 月
住宅型有料老人ホーム ライト	住宅型有料老人ホーム	入谷西 5-50-27	046-240-0935	平成 30 年 7 月
ココファン座間	サービス付き高齢者向け住宅	東原 1-6-12	046-252-1021	平成 22 年 6 月
うるわしの杜 座間	サービス付き高齢者向け住宅	相武台 3-16-1	046-259-8285	平成 29 年 1 月
フォンテーヌ座間南栗原	サービス付き高齢者向け住宅	南栗原 2-4-35	046-259-6587	平成 26 年 9 月
ゆうペットシニア	サービス付き高齢者向け住宅	座間 1-3059-1	046-289-1300	平成 27 年 6 月

## (8) 障がい者関係施設

事業所名	分類	所在地	電話
トランステック作業所	就労継続支援B型	栗原 871-1	046-254-5442
さくらんぼ	就労継続支援B型	栗原 1151-1	046-255-5583
自立生活援助事業所L I F E きづき	自立生活援助	相模が丘 1-39-1 ルート相模が丘 118	080-8459-1160
ヘルパーステーション こもれび	居宅介護 重度訪問介護	相模が丘 1-22-22-602	042-851-5406
L I F Eきづき、L I F Eき づきⅡ	共同生活援助	相模が丘 1-39-1	042-815-5155
にこにこチャイルド おだき ゆうさがみはら	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	相模が丘 1-21-42-1F	042-701-6877
こぱんはうすさくら小田急相 模原教室	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	相模が丘 1-18-48 サンループムカサ 101	090-4122-2745
就労継続支援B型 銀河 小 田急相模原	就労継続支援B型	相模が丘 1-3-4-1F	046-240-1942
グループホームこもれび	共同生活援助	相模が丘 2-40-12	042-856-0191
スマイルⅡ	共同生活援助	相模が丘 2-32-2	042-705-7557
スマイルⅠ	共同生活援助	相模が丘 2-32-24	042-705-2556
若武者ケア座間事業所	居宅介護 重度訪問介護	相模が丘 3-34-5 しらゆりハイツ 1-105	042-851-6226
らしく座間	共同生活援助	相模が丘 3-33-4	070-1305-5542
ひばり訪問介護ステーション 小田急相模原	居宅介護 重度訪問介護	相模が丘 4-63-7	046-259-7261
L i c o相模が丘	共同生活援助	相模が丘 4-33-10	046-212-2640
いずみぶどう園	就労継続支援B型	相模が丘 4-60-3	046-206-4477
アンダンテ	就労継続支援B型	相模が丘 4-27-6	046-259-8940
えのきの里	地域活動支援セン ター	相模が丘 4-16-28	046-257-6210
ニチイケアセンター座間	居宅介護 重度訪問介護	相模が丘 5-11-1-102	042-767-2077
ウィズ・ユー座間	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	相模が丘 5-11-31	042-711-6725
ジョイフルきづき	共同生活援助	相模が丘 6-1-8	042-815-5155
ソーシャルインクルーホーム 座間四ツ谷Ⅰ・Ⅱ	共同生活援助	四ツ谷 6-3	046-259-7731
短期入所 座間四ツ谷	短期入所	四ツ谷 6-3	046-259-7731
放課後等デイサービス オリ ーブ	放課後等デイサー ビス	四ツ谷 499	046-204-5577
あおば福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護	新田宿 207	046-298-0022
わおん かながわⅠ	共同生活援助	新田宿 564-3	046-259-9859
たからじま	生活介護	新田宿 8-8	046-259-6130

事業所名	分類	所在地	電話
ショートステイ宝島	短期入所	新田宿 8-8	046-259-6130
L i c o 立野台	共同生活援助	立野台 1-8-35	046-212-2640
ソーシャルインクルーホーム 立野台 I・II	共同生活援助	立野台 2-13-4	046-259-6397
座間市サニーキッズ	児童発達支援	緑ヶ丘 1-2-1 総合福祉 センター内	046-252-7176
One step smile 座間教室	児童発達支援 放課後等デイサー ビス	緑ヶ丘 1-15-35-102	046-200-7170
総活躍 座間	就労継続支援 B 型	緑ヶ丘 1-1-26	046-211-8485
かざぐるま	地域活動支援セン ター	緑ヶ丘 1-11-19	046-255-6160
イチ児童デイサービス緑ヶ 丘	放課後等デイサー ビス	緑ヶ丘 1-1-26-2F	046-257-5200
ジャパンケアハッピー相武台 ヘルパーステーション	居宅介護 重度訪問介護	緑ヶ丘 4-25-36	046-266-3930
座間市こころの相談支援セン ター noued	計画相談支援 地域移行支援 障害児相談支援	緑ヶ丘 4-8-5 グリーンヒル 1 階	046-206-5463
t i s s e (ティセ)	地域活動支援セン ター	緑ヶ丘 4-8-5 グリーンヒル 1 階	046-206-5462
緑ヶ丘たからじま	生活介護	緑ヶ丘 5-4-25	046-205-4925
相談支援事業所 PLAN きづ き	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	緑ヶ丘 5-6-29	070-4071-1464
WORK きづき	就労移行支援	緑ヶ丘 5-6-28	046-244-6915
HOPE きづき、STEP き づき	就労継続支援 B 型 就労定着支援	緑ヶ丘 5-6-28	046-244-6915
相談オフィスわ〜くすけあ	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	小松原 1-22-12	046-257-0600
L i c o 小松原	共同生活援助	小松原 2-9-1	046-212-2640
アガペ第 1 作業所	就労移行支援 就労継続支援 B 型	小松原 2-10-14	046-254-7111
アガペ作業所	就労定着支援	小松原 2-10-14	046-254-7111
アガペ老番館	短期入所 施設入所支援 生活介護	小松原 2-10-14	046-254-7111
アガペサポートセンター	短期入所 生活介護 計画相談支援 地域移行支援 障害児相談支援 施設入浴 日中一時	小松原 2-10-14	046-254-7111

事業所名	分類	所在地	電話
DOG STAMP	共同生活援助	座間 1-4163-5	090-6040-5049
ひばり訪問介護ステーション 座間	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	座間 1-3412-1-1F	046-240-0592
ひまわり相武台下	共同生活援助	座間 1-4203-6	046-408-1711
いずみの郷	就労継続支援B型	座間 1-3409-2	046-252-5556
サポートゆめひろば	移動支援	座間 2-969	046-400-9174
ケアホームドウ	共同生活援助	座間 2-2615	046-244-0073
ひまわり入谷	共同生活援助	座間 2-214-4	046-408-1711
相武台病院短期入所事業所	短期入所	相武台 1-9-7	046-056-5111
クロプファ	就労継続支援B型	相武台 1-35-25-101	046-259-7878
S o i l	就労継続支援B型	相武台 1-34-8-204	046-240-9593
イーチ児童デイサービス相武 台	放課後等デイサー ビス	相武台 2-8-6	046-204-9706
mt.view あおば訪問介護	居宅介護 重度訪問介護	相武台 2-36-8 Forester101	046-200-8989
ひまわりパシオン	共同生活援助	相武台 2-27-3	080-9578-4773
スマイルライフ株式会社就労 継続支援B型座間事業所	就労継続支援B型	相武台 3-42-45 AIDA ビル 203・204・ 205	046-244-0606
セントケア座間	居宅介護	相武台 3-27-46-200	046-298-1050
うるわしの羽	居宅介護 重度訪問介護	相武台 3-6-24-201	046-259-8285
ライブフードサポート	就労継続支援B型	ひばりが丘 1-6-14	046-204-6898
ひばり介護サービス	居宅介護 重度訪問介護	ひばりが丘 1-41-1	046-259-5038
ケアサポートあおぞら	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援	ひばりが丘 1-37-18- 104	046-251-1515
生活ホームみどり	共同生活援助	ひばりが丘 1-29-5	046-258-3115
花音座間	計画相談支援 障害児相談支援	ひばりが丘 1-45-21	046-206-5171
ブックカフェひばりが丘	生活介護 就労継続支援B型	ひばりが丘 1-45-21	046-200-9620
あおば福祉サービス ひばり が丘	計画相談支援	ひばりが丘 5-11-14	046-240-1883
いぶき	就労継続支援B型	ひばりが丘 5-13-16	046-253-0835
カエルワークス	就労継続支援B型	ひばりが丘 5-51-15	046-254-6866
就労継続支援B型緑の家	就労継続支援B型	東原 1-9-52	046-257-1858

事業所名	分類	所在地	電話
緑の家	生活介護 就労継続支援B型	東原 1-10-62	046-257-3539
短期入所みどり	短期入所	東原 1-10-62	046-251-1596
緑の家相談支援センター	計画相談支援 地域移行支援 障害児相談支援	東原 2-8-1 座間市立通園センター2 階	046-204-6331
緑の家	日中一時	東原 2-8-1 座間市立通園センター2 階	046-254-2655
24Hヘルプサービスごま福祉会	居宅介護 重度訪問介護	東原 4-12-51	046-253-6702
アイラックサポート	計画相談支援 障害児相談支援	東原 4-23-13	046-206-5375
アイラック	児童発達支援 放課後等デイサービス	東原 4-23-13	046-206-5375
グループホームくるみ	共同生活援助	さがみ野 1-11-25	046-200-8314
療育教室 歩会	障害児相談支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時	さがみ野 1-8-14	046-251-0461
はあとふるキッズさがみ野	児童発達支援 放課後等デイサービス	さがみ野 2-11-6-A	046-204-9645
訪問介護事業所スマイルステーション笑楽	居宅介護	南栗原 2-1-11	046-293-6960
ファミリー・キッズ座間2	児童発達支援 放課後等デイサービス	栗原中央 3-28-8-1F	046-244-4282
カランドリエ座間	短期入所 共同生活援助	栗原中央 4-25-9	046-264-9077
座間市立もくせい園	生活介護	栗原中央 6-7-27	046-253-0804
わおん座間西栗原	共同生活援助	西栗原 1-7-37	046-212-2640
One step smile 座間入谷東教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷東 1-5-3	046-259-7507
訪問介護ステーションLIG HTWHITE	重度訪問介護	入谷東 2-29-39 メゾンせいすい 103	046-2122-2763
訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	入谷東 2-3-1 グランバリュー座間 410	046-244-5246
相談センター悠	計画相談支援 障害児相談支援	入谷東 2-3-1 グランバリュー座間 410	046-244-5246



事業所名	分類	所在地	電話
ブロッサムジュニア座間教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷東 2-32-14 エールハイツ座間 107	046-244-3367
ワーカーズ・コレクティブ風	居宅介護 重度訪問介護 計画相談支援	入谷東 3-8-9	046-253-5529
神奈川ライトハウス相談支援センター	計画相談支援 障害児相談支援 地域活動支援センター	入谷東 3-55-1-C202	046-205-6040
縁びーす	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷東 3-8-10	046-259-8183
てまりホームヘルプサービス	同行援護 行動援護 日中一時 移動支援	入谷東 3-22-11	046-257-8754
ホップステップ	放課後等デイサービス	入谷東 3-22-11	046-257-8754
クオーレ座間入谷東	共同生活援助	入谷東 4-60-12	046-240-1963
さくらの郷	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	入谷東 4-37-11	046-256-9602
グループホームこすもす	共同生活援助	入谷東 4-60-31	046-204-9380
ソーシャルインクルーホーム座間入谷Ⅰ・Ⅱ	共同生活援助	入谷東 4-61-37	046-240-8319
ひまわりセルグ	共同生活援助	入谷東 4-1-7	080-9578-4773
ケアホームいっぼ	共同生活援助	入谷西 2-50-20	046-244-3920
いちごテラス座間入谷西	共同生活援助 短期入所	入谷西 2-17-17	046-200-7808
相談支援センター 宝島	計画相談支援 障害児相談支援	入谷西 2-53-14	046-259-5120
ゆめひろば	就労継続支援B型	入谷西 2-53-14	046-259-5120
ケアサービス サンセール	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	入谷西 3-17-15	046-298-5855
ニチイケアセンター座間入谷	居宅介護 重度訪問介護	入谷西 3-21-18-201	046-252-2070
株式会社 スカイプラザ	居宅介護 重度訪問介護 計画相談支援 障害児相談支援 移動支援	入谷西 5-3-16 フラット座間 402	046-256-0422
ファミリー・キッズ座間	児童発達支援 放課後等デイサービス	入谷西 5-5-14-1F	046-259-8193

## (9) 社協登録ボランティアグループ一覧

(令和4年度末現在)

グループ名	主な活動内容	会員数
座間市点訳サークルあかり会	視覚障がい者の福祉向上のための点訳活動	18
座間録音奉仕グループ泉の会	視覚障がい者の福祉向上のための録音活動	27
座間キャラバン隊	知的障がい児の保護者向けの勉強会、講演活動	5
拡大写本サークル「つばさ」	視覚障がい児者の福祉向上のための拡大写本活動	10
パソコンボランティアグループ・パソボラZAMA	高齢者や障がい者へのパソコン指導	5
精神保健ボランティアグループひだまり	精神障がい者への理解と地域での援助活動	2
山歩きサークル ブロッケン	知的障がい者支援	20
要約筆記と手話ひまわり会	聴覚障がい者の福祉向上のための要約筆記活動	50
座間市手話サークル星の会	聴覚障がい者の福祉向上のための手話活動	33
傾聴を学び実践する会 (ラポールの会)	傾聴を学び実践する会	13
アクティヴ・ママ	乳幼児を抱える母親を中心に、子育てサロン、講座、ミニコミ誌等の発行	43
ミナクルあすなろの家	不登校児童やひきこもりの方々の居場所づくり	17
ふれあいサロン ハグハグ	子育て支援 (0~3歳児までの母・子のおしゃべりサロン) 活動	9
座間にほんご教室	外国人への日本語指導、情報提供等	8
日本語ボランティアサークル「そら」	外国人に対する日本語指導等	15
日本語サークル「わ」	外国人に対する日本語指導、情報提供等	17
オカリナ・ピーポの会	オカリナによる施設への慰問活動	13
ざま弦楽アンサンブル	弦楽合奏による福祉施設等への慰問活動	20
大正琴・ベル・朗読劇団ONEのハート	大正琴とハンドベルによる施設への訪問活動	76
演奏家グループ「ショコラ」	演奏活動による施設への慰問活動	3
ざまりードアンサンブル	ハーモニカでの施設への慰問活動	13
シルバーコーラス・スマイル	シルバーによるコーラス慰問活動	35
ウクレレZAMA	演奏活動による施設への慰問活動	12
いづみソフト会	地域の支援活動	24
NPO法人ざま災害ボランティアネットワーク	災害に関する各種訓練、啓発活動	68
よもぎの会	募金活動等	90
食生活改善推進団体ひまわり会	食生活の向上の為の活動	58
バリフリ座間	バリアフリーの啓発活動	9
セルフ・カウンセリング学習会「ナチュラル」	セルフカウンセリング活動	5
シルバー・ハーモニカ「華」	ハーモニカでの施設慰問活動	6
華香会	故郷の民謡を三味線・尺八・太鼓等と共に奏でて日本の民謡・唱歌・童謡を唄う慰問活動	8
ピアチェーレ	ギター演奏での慰問活動	15
座間市おもちゃドクターの会	おもちゃの修理を通じて子どもの心を育む活動	11
学習支援の会	児童・学生等の勉学指導等の活動	5
座間市げんき生活応援隊さくらの会	高齢者の介護予防活動	5
ひばりが丘緑を育てる会「緑の会」	地域の支援活動	68
座間男声合唱団	男声合唱団による施設慰問活動	20
座間マジック同好会	マジック演技と講習、施設慰問	10
あすのち	小学生を対象に学習・交流のサポート	33
こぼんのう	『こぼんのう食堂』を開催するグループ	11
シニア麻雀クラブ・座間	高齢者福祉施設を慰問し、利用者と麻雀を楽しむ活動	73
レインボーキャリア会	女性精神障害者ピアサポート	6
ASABAバンド	歌と演奏の訪問活動	10
座間ふるさとガイドの会	郷土ガイドボランティア	16
座間子育て応援プロジェクト!	子育て応援イベントの企画運営	10
ビバ・ラ・ムジカ オーケストラ	オーケストラによる施設慰問活動	21

グループ名	主な活動内容	会員数
音楽を楽しむ会	音楽活動による施設慰問活動	10
向日葵連	阿波踊りによる施設慰問活動	16
NPO法人ざま野良猫を増やさない会	野良猫による被害防止活動	38
たのしい日本語教室	外国人への日本語指導	6
DOT (Daretodemo One Team)	歌と演奏の訪問活動	6
アートステージ	障害者などを対象にアート活動	9
<b>計52団体</b>		<b>1,131</b>

## 2 保健・医療・福祉関連年表

年 月	事 項
昭和21年 9月	生活保護法（旧）制定
	保健所法制定（→平成6年地域保健法）
22年	第1次ベビーブーム（昭和22～24年）
12月	児童福祉法制定
23年 5月	墓地、埋葬等に関する法律制定
6月	予防接種法制定
7月	民生委員法、優性保護法、公衆浴場法制定
9月	相模原町から座間町が分立
24年12月	身体障害者福祉法制定
25年	身体障害者福祉協会発足
1月	国保事業開始
4月	新生活運動の一環として葬祭具貸し出し事業開始
	わかば保育園開園
5月	生活保護法（新）制定
	精神衛生法制定（→昭和62年精神保健法、平成7年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
8月	狂犬病予防法制定
26年 2月	座間保育園開園
3月	社会福祉事業法、結核予防法制定
4月	社会福祉事業法施行に伴い高座地方事務所に福祉事務所設置
5月	児童憲章制定
11月	民生委員改選（定数11人）
27年 8月	日本赤十字社法制定
28年	母子相談員設置
	母子福祉資金の貸付開始
12月	民生委員定数15人任命
29年11月	市立公民館開館
31年12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
32年 1月	工場誘致条例制定
4月	原水爆禁止協議会発足
7月	社会福祉協議会発足
33年	法外援護資金貸付開始
	敬老祝金支給事業開始
12月	国民健康保険法（新）制定
34年 4月	国民年金法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
35年 3月	精神薄弱者福祉法制定（→平成10年知的障害者福祉法）
36年11月	児童扶養手当法制定
37年	長寿会改組（6地区）
8月	立野台プール開設
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
38年 7月	老人福祉法制定
9月	敬老入湯会実施
39年 4月	心身障害者手当
7月	母子福祉法制定（→昭和56年母子及び寡婦福祉法）
	座間公園プール開設
40年 4月	市立栗原保育園開園
8月	母子保健法制定

年 月	事 項
昭和40年12月	民生委員児童委員改選（定数18人）
41年 4月	市立相模台保育園開園（現相模が丘東保育園）
42年	育児相談実施
1月	国保事業医療費無料化制度発足（3歳未満、80歳以上）
4月	市立ちぐさ保育園開園 市立座間小学校に特殊学級開設 全国に先駆けて特別福祉手当の支給
5月	座間児童館開館
7月	広野プール開設
43年 2月	栗原児童館開館
7月	国保事業重度身体障害者1・2級の10割給付開始
8月	市立文化福祉会館開館
10月	結婚相談所発足
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
44年 4月	相模が丘児童館開館 国保事業6歳未満の歯科診療、75歳以上、中度身体障害者3・4級の10割給付開始 胃がん・子宮がん集団検診開始 市立緑ヶ丘保育園開園
8月	東原プール開設
45年 4月	市立東原保育園開園 やなせ保育園開園 市立座間中学校に特殊学級開設
5月	心身障害者対策基本法（→平成5年障害者基本法）
10月	全国に先駆けて医療費無料化制度発足（75歳以上）
46年	第2次ベビーブーム（～49年）
4月	医療費無料化制度75歳から70歳に引き下げ
5月	児童手当法制定
6月	県立座間保健ステーション開館
11月	市制施行 福祉事務所開設
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
47年	おむつ支給事業開始（高齢者）
4月	市立相武台保育園開園 座間子どもの家保育園開園 心身障害（児）者医療費扶助（障害者1級から4級、精薄者IQ75以下） 制度発足 老人家庭奉仕員制度発足
9月	老人スポーツ大会開催
10月	ひばりが丘・小松原児童館開館 小住宅改良資金貸付制度発足
12月	休日昼間救急診療事業開始 民生委員児童委員改選（定数72人）
48年	ホームヘルプサービス事業開始
1月	老人福祉法が一部改正され、国で医療費の無料化制度実施（70歳以上）
2月	市総合計画策定
4月	市ひまわり学園（重度心身障がい児の教育の場）開園 医療費無料化制度を68歳以上に引き下げ
9月	葬祭具貸し出し事業の一環として霊柩自動車購入

年 月	事 項
昭和48年 9月	災害弔慰金の支給等に関する法律制定
49年 4月	市立ひばりが丘保育園開園 老人福祉電話貸付制度発足 高齢者、身障者入浴券支給制度発足 医療費無料制度を67歳以上に引き下げ 老人、身障者サービス店誕生（福祉の店）
5月	座間市スポーツ推進委員（体育指導員）を任命
9月	第1回福祉大会開催 市民福祉憲章制定、9月15日を福祉の日とする
50年 4月	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ受療券支給事業開始
8月	老人福祉センター（本郷荘）開設（3市1町の清掃処理組合で建設） 鳩川プール開設
51年 1月	立野台児童館開館
2月	休日昼間夜間救急診療事業開始
4月	家庭保育福祉員制度開始 日常生活用具貸与等事業（障がい者）開始
7月	ひばりが丘プール開設
8月	相武台プール開設
52年 4月	市立小松原保育園開園 鳩川児童館開館 北地区文化センター開館
5月	視力障がい者に声の広報配布 ひまわり公園テニスコート開設
9月	福祉の日を福祉週間とする
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
53年 4月	あゆみ保育園開園 高齢者、身障者に理髪券支給制度発足 乳がん検診開始、風しん予防接種開始 母子相談員座間市に常駐となる （県）住宅設備改善助成 （県）自動車運転訓練費助成
9月	1歳6か月健診実施（内科委託、歯科集団）
54年 1月	総合通園センター「サン・ホープ」開園
4月	市立相模が丘西保育園開園 相模が丘老人憩いの家完成 風しん個別接種開始 施設通所交通費助成 ねたきり老人等介護手当支給事業開始 県立座間養護学校開校
5月	座間市高齢者事業団発足（→平成2年4月社団法人座間市シルバー人材センター）
7月	栗原プール開設
11月	ひばりが丘老人憩いの家完成
55年 4月	いその保育園開園 ねたきり老人等入浴サービス事業開始 広域救急医療事業開始 市社会福祉協議会法人認可
5月	新田宿グラウンド開設
6月	市新総合計画策定

年 月	事 項
昭和55年10月	立野台老人憩いの家完成
11月	座間市民球場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
56年	在宅老人短期入所事業開始
	国際障害者年スタート
4月	広野台保育園開園
	栗の実保育園開園
	高齢者、身障者に美容券支給事業開始 （県）自動車改造費助成
	東地区文化センター開館
7月	肺がん検診開始
11月	市制施行10周年
57年3月	相武台老人憩いの家完成
4月	相模が丘プール開設
5月	ひばりが丘南児童館開館
7月	市核兵器廃絶平和都市宣言
	広域大和斎場組合業務開始
8月	老人保健法制定
58年2月	栗原老人憩いの家完成
4月	座間老人憩いの家完成
	心身障がい者訓練施設「もくせい園」開園
	市立図書館開館
	老人保健法に基づく保健事業実施
	入谷プール開設
5月	座間市健康づくり推進協議会発足
10月	手話通訳者派遣事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数96人）
59年	老人クラブ助成事業開始
4月	相模野児童館開館
	高齢者及び原子爆弾被爆者マッサージ等助成券支給事業開始
	重度心身障害（児）者介護手当、福祉タクシー利用助成（障害者）開始
8月	社会福祉・医療事業団法制定
60年3月	市立保健センター条例制定
4月	社会福祉国庫補助率暫定引き下げ（→平成元年恒久化）
	平日夜間救急診療事業開始
	機能訓練会開始
	県立座間保健ステーションを市に移管
	旭プール開設
5月	相模川グラウンド開設
6月	保健ステーションを改称、市立保健センターとして開設
9月	市新総合計画後期基本計画策定
10月	市人口10万人突破
	第1回健康まつり開催
61年4月	国保事業医療費無料化制度 医科2歳未満、歯科5歳未満に改正
	老人健康教育開始（老人憩いの家7か所）
6月	休日昼間歯科急患診療事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数97人）
62年4月	社会福祉施設及び児童福祉施設の入所措置事務等が国の機関委任事務から団体委任事務に移行

年 月	事 項
昭和62年 4月	中原プール開設
5月	社会福祉士及び介護福祉士法制定
9月	福祉週間を拡大し、福祉月間とする
10月	国保事業医療費無料化制度 医科1歳未満、歯科4歳未満に改正
12月	入谷老人憩いの家完成
63年 4月	痴呆性老人生活指導事業開始 身障者緊急一時保護事業開始 在宅訪問看護事業実施
7月	緊急通報システム貸与事業開始
平成元年	合計特殊出生率1.57となる(1.57ショック) 寝具乾燥丸洗い事業開始
3月	「座間市福祉プラン」策定
4月	市立生きがいセンター開所 大腸がん検診開始
9月	ガイドヘルパー派遣事業開始
10月	栗原中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
11月	「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」(平成2～11年度)策定
12月	民生委員児童委員改選(定数107人)
2年 6月	福祉関係八法改正
8月	高齢者生活実態調査、心身障害児者生活実態調査、ボランティア活動実態調査の実施
11月	東中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
3年 4月	在宅福祉サービス利用普及事業開始 ほほえみサービス事業開始 福祉車両貸出事業開始 社団法人座間市シルバー人材センター開所 訪問入浴サービス事業(高齢者、重度障がい者)開始
11月	市制施行20周年
4年 4月	母子保健法一部改正 精神薄弱者更生施設(通所)「もくせい園」開設 親子教室(月2回)開始 がん予防教育(乳、肺、大腸3コース各2回)開始
5月	高齢者保健福祉実態調査実施
6月	老人性白内障眼鏡等助成事業開始
10月	相模中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
12月	民生委員児童委員改選(定数116人)
5年 4月	自動車燃料の助成
12月	「座間市高齢者保健福祉計画」(平成8～14年度)策定
6年 1月	主任児童委員5人委嘱
3月	21世紀福祉ビジョン発表
4月	在宅介護支援センター(栗原ホーム、座間苑)開設
6月	保健所法が改正され、地域保健法に改称 母子保健法改正
11月	市民体育館(スカイアリーナ座間)開設
12月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定 「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて(新ゴールドプラン)」(平成7～11年度)策定



年 月	事 項
平成6年12月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律制定
7年10月	小児医療費助成事業開始
11月	高齢社会対策基本法制定
12月	「ノーマライゼーション7か年戦略（障害者プラン）」（平成8～14年度）策定
	民生委員児童委員改選（定数126人）
8年9月	市立市民健康センター（休日急患センター、保健センター）開設
10月	ひとり暮らし老人等給食サービス事業開始
11月	市公民館移転
9年1月	主任児童委員6人委嘱
3月	「ざま母子保健計画」（平成9～13年度）策定
4月	母子保健事業を県から委譲
	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業開始
5月	座間市スポーツ推進審議会委員を任命
6月	児童福祉法改正
8月	ボランティアセンター（座間市社会福祉協議会内）開所
	栗原遊水地テニスコート開設
12月	介護保険法制定
10年3月	特定非営利活動促進法（NPO法）制定
5月	「座間市障害者計画」（平成10～14年度）策定
8月	栗原遊水地スポーツ広場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数126人）
11年3月	地域振興券交付開始（～7月まで）
4月	行政組織を一部改正し、福祉部を保健福祉部と改称
6月	男女共同参画社会基本法制定
7月	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）制定
	小児医療費助成事業の所得制限廃止（0歳児）
12月	「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（目標年次平成16年度）策定
	「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」（平成12～16年度）策定
12年1月	主任児童委員6人委嘱
2月	第三次座間市総合計画後期基本計画策定
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」（平成12～16年度）策定
4月	介護保険法施行
	介護保険法施行に伴い、生活支援型訪問介護等の事業を開始
	産後サポート事業の開始
	狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録に関する事務等を県から委譲
5月	社会福祉事業法が改正され、社会福祉法に改称。併せて、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、民生委員法、生活保護法が改正、公益質屋法が廃止（社会福祉基礎構造改革）
	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）制定
12月	「座間市福祉プラン」（平成13～22年度）改訂
	提言「座間市における子育て支援について」（ざま子育て支援懇話会）

年 月	事 項
平成13年 1月	提言「座間市の『健康づくり』についての提言」（座間市健康づくり研究懇話会）
3月	県指定の痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホームひまわり」開設
4月	市立総合福祉センター（サニープレイス座間）開設 健康なまちづくり事業開始 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法）制定
5月	福祉ミニバス試験運行開始
6月	子育て相談ホットライン開設 障がい児者の介護を一時的に行う障害児者レスパイト事業開始
8月	福祉サービス相談事業開始 「座間健康ふるさとマップ」発行
10月	子育て支援センター（現在の第1子育て支援センター ざまりんのおうち「ゆめ」）開設
11月	市制施行30周年
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人） 「ざま母子保健計画」（平成14～18年度）改訂
14年 4月	県央地域就労援助センター開設 国民年金保険料半額免除制度開始 精神保健福祉業務の一部が県より移管
5月	身体障害者補助犬法成立
8月	児童扶養手当制度所得制限額の改正及び手当支給事務の権限移譲 原水爆禁止協議会設立45周年核兵器廃絶平和都市宣言制定20周年記念事業実施
10月	ファミリー・サポート事業開始 ひとり暮らし高齢者医療費助成事業開始 高齢者医療費援助事業の見直し 老人保健制度の対象年齢・負担割合等の法改正 小児医療助成制度の対象年齢を拡大（3歳児まで） 1～4歳未満の歯科診療の10割給付制度の廃止
15年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」（平成15～19年度）改訂 「座間市障害者計画」（平成15～22年度）改訂
4月	県が指定する痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホーム小松原」開設 障がい者のサービス利用について、措置制度から支援費制度に移行 座間・綾瀬・海老名3市協力による小児救急医療体制開始
5月	精神障害者ホームヘルプサービス事業開始 座間すこやか保育園開園（40人）
7月	次世代育成支援対策推進法成立
12月	生活援助員派遣事業開始
16年 3月	「座間市地域福祉計画」（平成16～20年度）策定 福祉サービス相談事業廃止
4月	在宅精神障害者パスネット・バスカード支給事業開始
6月	ニュースポーツ多目的広場開設
7月	第2子育て支援センター（現在の第2子育て支援センター ざまりんのおうち「ひまわり」）開設
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（4歳児まで）

年 月	事 項
平成16年12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
17年 3月	「座間市次世代育成支援行動計画」策定
4月	精神障害者短期入所事業開始
5月	立野台児童ホーム開設
	サン・ホープ身障デイサービス事業（重心）をアガペサポートセンターに移行
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学校就学前まで）
18年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（平成18～20年度）改訂
4月	障害者自立支援法施行 介護保険法に基づく地域密着型サービス創設 県が指定していた「グループホーム小松原」及び「グループホームひまわり」が、市が指定する地域密着型サービスに移行
7月	サン・ホープ児童ホーム開設
9月	座間子どもの家保育園定員増（70→100人） 市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりの家」開設
10月	障害者自立支援法本施行 障害者自立支援法に基づく、座間市地域生活支援事業開始 精神障害者通院医療費助成事業開始
19年 3月	「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第一期）」（平成18～20年度）策定及び改訂
4月	知的障害者通所更生施設もくせい園一部業務をアガペサポートセンターに委託 北地区児童ホーム開設
6月	高齢者及び障がい者を対象とした火災警報器設置費用助成事業開始
7月	座間市地域自立支援協議会を設置
8月	高齢者及び障がい者を対象とした家具転倒防止対策助成事業開始
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームあいち」開設 市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
20年 4月	後期高齢者医療制度開始 特定健康診査、後期高齢者健康診査開始
6月	市が指定する地域密着型サービス事業所「リビング暖らん」開設
7月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学3年生まで）
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりの郷」開設
21年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第二期）」（平成21～23年度）改訂
4月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームひまわり」廃止
8月	座間市災害時要援護者支援協議会を設置
10月	住宅手当緊急特別措置事業開始 市県民税の公的年金からの天引き（特別徴収）開始
11月	座間すこやか保育園定員増（40→50人）
22年 1月	社会保険庁の廃止に伴う日本年金機構の発足により、厚木社会保険事務所の名称が厚木年金事務所に変更

年 月	事 項
平成22年 3月	「次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（後期計画平成22～26年度）策定
4月	子ども手当制度開始
8月	父子家庭にも児童扶養手当の支給を開始
9月	ひとり暮らし高齢者医療費助成事業の廃止
11月	座間児童館を建て替えのため一時閉鎖
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員133人、主任児童委員12人）
23年 3月	東日本大震災発生 東日本大震災義援金の受付を開始 第四次座間市総合計画を開始 「座間市福祉プラン」「座間市地域福祉計画」（平成23～27年度）改訂 市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間」開設
4月	行政組織の改正により、保健福祉部を健康部と福祉部に改編 やなせ保育園定員増（60→90人）
7月	24時間健康電話相談事業を開始
10月	座間児童館を再開 高齢者の救急搬送時などに備え医療情報等を入れておく救急医療情報キットを希望する独居高齢者に配布
11月	市制施行40周年 市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間西栗原」開設
24年 2月	相模が丘老人憩いの家耐震補強工事完成
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」（平成24～26年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第三期）」（平成24～26年度）改訂 健康情報提供サービス「笑顔ヘルスアンサー」終了 ほほえみサービス事業を廃止
4月	子ども手当制度に代わり児童手当制度開始 高齢者を対象とした火災警報器設置費用助成事業を廃止 市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームイー・ケア座間」開設 心身障害者手当の対象を身体障害者手帳（4～6級）及び療育手帳（B1・B2）から身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A1・A2）及び精神障害者保健福祉手帳（1級）に変更 心身障害者医療費援助事業の対象者を身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）及び精神障害者保健福祉手帳（1級）に変更 救急医療情報キットの配布対象を独居高齢者から高齢者世帯に拡大 地方分権一括法等の制定による介護保険法改正に伴い、国が定めていた地域密着型サービスの指定基準等を条例委任
5月	精神障がい者向け相談支援事業所「nued（ヌー）」を開設
6月	自殺予防対策としてパソコンや携帯電話でストレスや落ち込み度を確認できる「こころの体温計」開始
9月	市立相模が丘西保育園耐震工事施工（～11月） 口腔がん検診開始 座間保育園定員増（60→90人）
10月	精神障害者保健福祉手帳1級の方の精神通院外来を対象とした障害者医療費助成制度を入院及び精神通院外来以外の外来にも拡大

年 月	事 項
平成24年10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学4年生まで） 障害者虐待防止法施行
11月	障がい児者の介護を一時的に行う日中一次支援事業で日中預かりを開始 ひばりが丘老人憩いの家耐震補強工事完成
12月	市立ひばりが丘保育園耐震工事施工（～25年3月） 座間市国民健康保険事業財政健全化計画策定
25年3月	「座間市保育園整備計画」策定
4月	母子保健法の改正に伴い県から市町村へ養育医療の権限移譲 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正 「障害者優先調達推進法」施行
8月	心身障害者医療費援助事業、精神障害者通院医療費助成事業に年齢制限導入を実施（65歳以上の新規取得者は対象外） 座間市誘致病院の開設事業者が社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに決定
10月	座間市誘致病院について社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書を締結 座間公園プール改修工事（～26年3月）
12月	市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」廃止 民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員133人、主任児童委員12人）
26年3月	母子等福祉手当廃止 立野台老人憩いの家耐震補強工事完成
4月	障害者総合支援法完全施行 小田急ムック相武台園開園（50人） 座間すこやか保育園定員増（50→60人）
7月	座間市誘致病院について社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に関する基本協定書を締結 身体・知的障害者相談支援事業所「緑の家相談支援センター」開設
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学6年生まで）
12月	民生委員児童委員定数変更（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人） いきいき高齢者応援事業開始
27年3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27～29年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第四期）」（平成27～29年度）改訂 「座間市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）策定
4月	母子健康手帳の出張所交付を廃止 救急医療情報キットの配布対象を高齢者世帯から65歳以上の方に拡大 生活困窮者自立支援事業開始 生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業（直営）開始
6月	第3子育て支援センター ざまりんのおうち「かがやき」開設
10月	座間市妊婦歯科健康診査開始
12月	市が指定する地域密着型サービス「看護小規模多機能型居宅介護 まさみ」開設
28年3月	健康度見える化コーナー（未病センターざま）開設 「座間市地域福祉計画（第三期）」（平成28～32年度）策定
4月	地域包括支援センターを2ヶ所増設 あゆみ保育園定員増（60→80人）

年 月	事 項
平成28年 4月	小規模保育施設のナーサリールームT&Y相模が丘開設（定員19人） 家庭的保育施設の陽の丘保育園が開設（定員5人） 家庭的保育施設のひばり乳児園が開設（定員5人） 障害者差別解消法施行 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス座間総合病院開院 立野坂児童ホーム開設（定員50人）
7月	生活困窮者家計相談支援事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
29年 3月	市が指定する地域密着型サービス「花物語ごま」開設
4月	ナーサリースクールT&Y相模が丘開園
6月	ファミリー・サポート事業の利用会員の対象児童を小学6年生までに拡大
7月	麦っ子畑保育園開園
10月	生活困窮者就労準備支援事業開始
30年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30～32年度）改訂 「座間市障害者計画 第五期座間市障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」（平成30～32年度）改訂
4月	スマイルワールド保育園開園 マジオたんぼぼ保育園相武台開園
7月	生活困窮者世帯の子どもの学習・生活支援事業開始
8月	子育て世代包括支援センター（ネウボラごまりん）を開設
9月	児童ホームの延長保育（午後6時30分～午後7時）を開始
10月	小児医療費助成の対象年齢を拡大（中学3年生まで）
31年 3月	鳩川プール廃止 座間市自殺対策計画策定
4月	第2子育て支援センターごまりんのおうち「ひまわり」移設 座間ゆめっこ保育園開園 子どもの家ひまわり保育園開園
令和元年 7月	生活困窮者居住支援推進事業開始
10月	座間市障がい児・者基幹相談支援センター開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
2年 3月	「第2期座間市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）策定
4月	生活困窮者の一時生活支援事業開始 栗の実保育園定員増（60→90人）
8月	生活困窮者のアウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業開始
3年 3月	座間市地域福祉計画（第四期）（令和3～7年度）を策定 座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）を策定 座間市障害者計画 第六期座間市障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」（令和3～5年度）策定
11月	市制施行50周年
4年 4月	市立生きがいセンター移転 座間市成年後見利用促進センター開設
10月	児童手当特例給付（所得上限限度額以上）廃止
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
5年 3月	第五次座間市総合計画ーごま未来プランー（令和5～12年度）を開始

年 月	事 項
令和 5年 4月	行政組織の改正により、「子ども未来部」を「こども未来部」に改める 市立緑ヶ丘保育園を用途廃止し、代替施設として、緑ヶ丘もえぎ保育園を開園 保育ルームフェリーチェ相武台前園開園 小児医療費助成の所得制限を撤廃

---

令和5年度

# 保健・福祉の概要～令和4年度報告

令和5年11月発行

編集・発行 座間市福祉部地域福祉課

〒252-8566

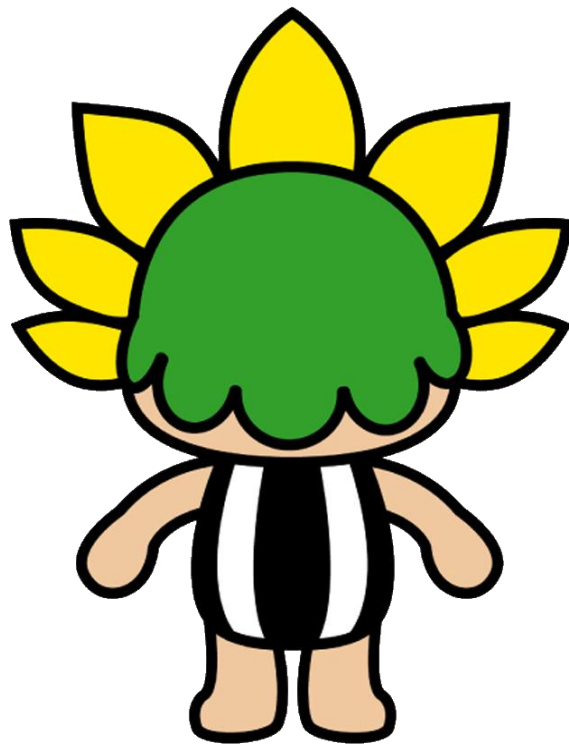
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046(255)1111(内線3421)

046(252)8247(直通)

---





座間市マスコットキャラクター

ざまりん